

平成28年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

平成28年6月9日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（39名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	総務管財課長	中野哲也君

市民課長 山田茂人君  
市民部副参事 高橋宏之君  
子ども生活部 新海隆弘君  
副参事 梶川義夫君  
子ども生活部 副参事  
市民生活課長 大法努君  
健康課長 志村明子君  
都市計画課長 神山尚君  
建築課長 中橋健君  
給食課長 齋藤謙二郎君  
社会教育課長 村上敏彰君  
中央図書館長 當摩弘君

保険年金課長 越中洋君  
子育て支援課長 鈴木礼子君  
保育課長 宮鍋和志君  
青少年課長 中村修君  
障害福祉課長 小川則之君  
環境課長 関田孝志君  
土木課長 寺島由紀夫君  
学校教育課長 岩本尚史君  
学校教育部 副参事 小坂橋悦子君  
中央公民館長 尾又恵子君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○20番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成28年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年初当選をさせていただき1年が経過をいたしました。計4回の定例会においてさまざまな提案をさせていただき、着実に前進していると実感しております。まだまだ未熟ではありますが、さらに努力を積み重ねてまいります。今後とも御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回5項目について質問をさせていただきます。

まず1点目として、交通安全対策についてであります。

昨年平成27年度に東大和市内で発生した事故件数は227件、さまざまな取り組みにより件数は減少しているものの、事故を未然に防ぐための対策は必要不可欠であります。道路整備が進むとともに、事故につながる落とし穴が潜んでいます。

ここで伺いいたします。

①といたしまして、都市計画道路3・5・20号線と市道11号線の交差点の通常の信号機設置はできないのか。

②といたしまして、安全のための市道775号線沿いの側溝のふたは設置できないのか。

2番目といたしまして、ホースセラピーについてであります。

ホースセラピーとは、アニマルセラピーの中でも馬を使ったホース・アシステッドセラピーは、医療、教育、スポーツ、レクリエーション、コミュニティーの多面的な要素を持ち、心身両面への直接的なセラピー効果が認められています。

現在ヨーロッパ諸国、ドイツやイギリス、スイスでは健康保険が適用されるほど、欧米では乗馬療法として古代ギリシャ時代から長い歴史を持っています。馬は人間との相性がよく、コミュニケーションがとりやすいと言われております。ホースセラピーの対象者は、高齢者や子供、障害や精神疾患を持っている方、コミュニケーションを学ぶ場が欲しい方など、広範囲に及びます。また、精神面へのケアや教育、子供の人格形成、肉体面での機能向上、社会性、対人関係の向上、企業教育、不妊対策としても効果が期待をされております。

昨年10月、障害を抱える市内の親御さんから御相談がありました。定期的にホースセラピーを受けていて効果があらわれているが場所が遠く通うのが大変である、東大和市内でホースセラピーができないとのことでありました。

環境課に許可をいただきまして、昨年12月、ポニー2頭の出張セラピーを立野東公園で実施し、25名の方が

体験をいたしました。ほとんどの方が初体験でしたが、効果を目の当たりにし大変好評で、その後要望もあり、先月の4月29日には第2回目を実施、地域の皆さんにも大変喜ばれました。

ここで伺いをいたします。

- ①として、市はホースセラピーの効果についてどのように認識しているのか。
  - ②身体面、心理面、社会面に効果のあるホースセラピーを広く市民に広報できないか。
  - ③学校教育の中でホースセラピーの実施はできないか。
  - ④あけぼの学園などでホースセラピーの実施はできないか。
- 3番目といたしまして、ペットの飼育についてであります。

今や空前のペットブームと言われております。2016年にはペットとお出かけがブームの兆しと言われております。

昨年平成27年度、ペットフード業界の全国犬猫調査では、犬は991万7,000匹、猫は987万4,000匹、最近の調査では猫が犬を上回っているとのこと。

当市でも数多くの方がペットを飼われております。ペットは実用から癒しへ、今や家族の一員として定着しております。

しかし、その反面、マナー違反も目立ちます。地域の人たちと共生していく上でペットに対する対応、役割は重要だと思えます。

ここで伺いをいたします。

- ①として、ペットとしての犬の飼育がふえていると思われるが、市はどのように認識しているか。
- ②ペットに関する苦情や要望はどのようなものがあるか。
- ③マナー向上のための犬の飼い方教室の実施はできないのか。

4番目といたしまして、多摩都市モノレールの延伸によるまちの活性化について。

平成28年4月、交通政策審議会から東京圏における今後の都市鉄道のあり方について答申がなされ、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸については、多摩地区の主要地区間のアクセスの利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体、鉄道事業者などにおいては具体的な調整を進めるべきとされております。

当市はモノレール3駅を擁していますが、全国を見てもモノレール路線は10路線しかありません。東大和をPRできる貴重な路線を生かしたまちづくりも必要ではないかと考えます。

ここで伺いをいたします。

- ①当市は多摩都市モノレールの事業についてどのようなかかわりを持っているのか。
- ②現在の延伸計画はどのようになっているのか。
- ③モノレールを活用した地域のにぎわい創出について。

ア、上北台駅周辺の再開発の計画はあるのか。

イ、モノレールを活用したまちの魅力創出の取り組みについて検討はされているのか。

ウ、武蔵村山市と協力してイベントなどを開催できないか。

最後に、5番目といたしまして、新学校給食センターについてであります。

来年4月、いよいよ新学校給食センターが開設となります。お子様を抱える親御さん、関係者などは大いに期待をしていることと思えます。

ここで伺いをいたします。

①建設の進捗状況について伺います。

②民間委託することでどのような事業展開が期待できるのか。

③市民に対し見学会及び試食会は行われるのか。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、都市計画道路3・5・20号線と市道第11号線の交差点の信号機設置についてであります。当該箇所の信号機は、都市計画道路を通行する車両と横断歩行者を整理する目的で設置されている夜間押しボタン式の信号機であります。

市では、市民の方からの御要望を踏まえて、毎年東大和警察署を通じて東京都公安委員会に信号機の改良を要望しておりますが、現地の交差点の形状では信号機の変更は困難とのことであります。

次に、市道第775号線の側溝についてであります。当該路線は東側の道路端にU字溝を設置して道路排水を処理しており、部分的に鋼製のふたを設置しております。道路幅員が狭く沿道に擁壁等が施工されていることから、歩行者等の交通安全対策として必要な措置の検討を考えております。

次に、ホースセラピーの効果についての市の認識についてであります。ホースセラピーとは、馬を用いたアニマルセラピーの一種であり、乗馬や馬の世話をすることを通して、知的障害者や発達障害のある方、精神疾患のある方等の精神機能や運動機能、社会性を向上させる効果があるものとして近年関心が高まりつつあるものと認識しております。

次に、ホースセラピーの広報についてであります。既に市民の皆様が乗馬体験の事業を実施されていることですので、それらの事業のチラシやポスターを市の公共施設に置くことや市報等を使ってお知らせすることは、おのおののルールにのっとった場合は可能であると考えております。

次に、学校教育の中でのホースセラピーの実施についてであります。他府県において児童・生徒を対象としたホースセラピーが実施されていることを認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、やまとあけぼの学園などでのホースセラピーの実施についてであります。動物との触れ合いで人々の心を癒やすことを目的とするアニマルセラピーについては、障害をお持ちのお子さんの療育にも大変効果があると聞いております。

現在やまとあけぼの学園では、馬ではございませんが、他の動物による類似のものを実施しているところがあります。

次に、犬の飼育に係る認識についてであります。現在市では狂犬病予防法に基づき犬の登録事務を行っております。近年の登録数につきましては約3,800頭前後で推移しており、増減の大きな変化は見られておりません。

次に、ペットに関する苦情や要望についてであります。苦情につきましては、鳴き声、におい、糞尿の不始末など飼養に関することが主な内容となっております。要望につきましては、飼い主の糞尿の始末に関する

マナーの遵守、向上などが寄せられております。

次に、マナー向上のための犬の飼い方教室の実施についてであります。犬などペットの適正飼養の指導につきましては東京都動物愛護相談センター多摩支所が担っておりますことから、市としましては同センターと連携を図り検討してまいりたいと考えております。

次に、多摩都市モノレール事業と当市のかかわりについてであります。多摩都市モノレール株式会社は東京都沿線5市及び民間の共同出資により昭和61年に設立され、多摩地域の南北の公共交通を充実させるための事業を実施しております。

沿線5市では、出資のほか貸付及び固定資産税の一部の減免措置によります経営支援を実施するとともに、同社と連携しまして写真コンクールやウォーキングイベント等を実施し、利用促進に努めております。

次に、現在の延伸計画についてであります。平成28年4月に国の交通政策審議会から東京圏における今後の都市鉄道のあり方についてが答申されました。それによりますと、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトとして多摩都市モノレールの延伸が示されたところであります。

今後も早期事業着手の要請を継続するとともに、東京都等の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、上北台駅周辺の再開発についてであります。上北台駅周辺につきましては平成5年度から平成12年度までの期間で上北台駅周辺土地区画整理事業を施行し、基盤整備を行ってまいりました。また、これとあわせて上北台駅周辺地区地区計画を決定し、モノレール沿線にふさわしい土地利用の誘導を図ってまいりました。

今後も安全で快適な住環境と良好な商業・業務機能の調和したまちづくりを図ってまいりたいと考えております。

次に、モノレールを活用したまちの魅力創出についてであります。当市におきましては、多摩都市モノレール株式会社や西武鉄道株式会社と連携しうまかんべえ～祭の開催時にウォーキングイベントを実施する等の取り組みを行っております。また、スイーツウォーキングの開催におきましても連携が図られていると考えております。

次に、武蔵村山市と連携したイベントについてであります。当市におきましては多摩都市モノレール株式会社及び沿線市とともに利用促進に資するためのさまざまなイベントを実施しているところであります。

また、上北台駅から箱根ヶ崎までの延伸区間につきましては、早期に事業化されるよう、瑞穂町、武蔵村山市とともに2市1町が連携して東京都に要請しているところであります。

このような状況を踏まえますと、武蔵村山市と連携しましたイベントにつきましては、モノレール延伸の機運の高まりを捉えての今後の研究課題であると考えております。

次に、新学校給食センター建設の進捗状況についてであります。既存施設が抱える施設の老朽化や衛生管理、アレルギー対応、個々食器の導入等諸課題に対応するため、平成29年4月の開設に向け引き続き建設工事を行っております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新学校給食センター調理配膳業務の民間委託に係る事業展開についてであります。よりよい事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により現在選定作業を進めております。また、民間活力の導入によるメリットを生かすことができるよう事業を展開してまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新学校給食センターにおける見学会及び試食会についてであります。新学校給食センターにおいて

は安心・安全な給食を児童・生徒へ提供することを最優先とした上で、見学会及び試食会も実施してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育の中でのホースセラピーの実施についてであります。このことにつきましては、まずホースセラピーがどのようなものであるのかを理解した上で学校教育の中での実施を検討することが必要であります。

教育委員会といたしましては、今後ホースセラピーの効果や実施上の課題等について調査研究をしてまいります。

次に、新学校給食センター建設の進捗状況についてであります。まず平成27年6月の契約後、建設工事に着手をいたしました。その後、躯体工事の完了後、屋根、外壁、サッシ工事などを行い、現在主に電気、空調、給排水等の設備工事と内部、外部の仕上げ工事を行っております。引き続き平成28年9月の完了に向けて工事を進めてまいります。

次に、新学校給食センター調理配膳業務の民間委託に係る事業展開についてであります。これからの事業展開は、東大和市学校給食センター運営委員会からの民間委託化に係る答申書の趣旨に沿う形で進めてまいります。また、民間事業者の柔軟性や実績、ノウハウを生かし、衛生管理、給食調理の向上及び効率性の向上を図ることができるよう事業を展開してまいります。

次に、新学校給食センターにおける見学会及び試食会についてであります。平成24年11月に策定しました学校給食基本計画では、保護者に対する施設見学、試食会を積極的に実施することとしております。

今年度につきましては、新学校給食センターの稼働準備期間でもあり、安心・安全な給食を児童・生徒に提供することを最優先とした上で、可能な限り施設見学や試食会を実施していく方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

まず1点訂正がございます。

先ほど壇上でホースセラピーの第2回目の実施が4月29日とお話しをしましたが、5月29日の間違いであります。訂正いたします。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、交通安全対策についての都市計画道路3・5・20号線と市道11号線との交差点、通称芋窪五差路の信号でありますけれども、これに関しては以前から周辺住民や通行される方より、片側信号のためわかりづらく危険であり通常の信号の設置を強く要望をされております。また、道路幅も広くなりスピードを出す車もふえ、整備が進むことで通行量も確実にふえていくと予想されます。特に通勤・通学時間帯は危険度が増し、事故が起きる可能性が高いと思います。

事故を未然に防ぐためにも信号機が必要だと思っておりますけれども、ここで信号機の設置条件と課題について伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 信号機の設置条件でございますが、平成27年12月の警察庁交通局通達がございま

して設置基準というものがございます。一般的な事項でございますが、全部で5点ほどありまして、これの全部に該当しなければだめだということになってございます。

まず1点目でございますが、赤信号で停止している車両等の側方を車両等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員があるという条件がございます。この本交差点につきましてはこの条件に適合していないということになります。

2点目でございますが、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保することということがございます。こちらについては本交差点は適合してございます。

3点目の主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の交通量が原則として300台以上であるということでございますが、こちらは整備後の予測としまして323台という数字が出てますので、本交差点については適合しているということになります。

4点目でございますが、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることということで、こちらも本交差点については適合してございます。

最後5点目でございますが、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できることということでございます。こちらについても本交差点は適合してございます。

もう一つ、2点目としまして、信号機の設置のための択一条件というものがございます。

こちらは全部で4つありますが、そのうちのどれか一つでも当てはまればよいというような基準でございまして、その一つに適合してございます。

これは、小中学校、幼稚園、保育所、病院、老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があることということで、こちら通学路でございまして適応してございます。

以上が一般的事項なんでございますが、設置の可否や実際の処理方法につきましては、個々の交差点につきまして管轄警察署と警視庁交通管制課が現地状況を確認の上、東京都公安委員会が判断するというので、結果、現状のままとなっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほど条件ということでお話をされましたけれども、今まで市民の要望で市のほうも警察のほうに要望をお話ししてるといことですけれども、信号機の改良の要望ということでお話しされていますけれども、実際にこの改良についてはどのように、具体的に何か警察署のほうには話をされてるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 本交差点におけます交差点の改良についてでございますが、こちらは都市計画道路築造に伴いまして警視庁協議を行ってございます。この警視庁協議でございますが、4年前の平成24年度から都市計画道路築造に際しての道路線形や交差点の処理についての協議を行ってございます。

市におきましては、警視庁のほうに赴きまして3度協議してございます。平成24年10月、平成24年12月、平成25年9月でございます。このときに本交差点の信号機設置要望が市民の方からあることを伝えまして、交差点の処理について慎重な対応を願いたいということで伝えてございます。

その後、警視庁のほうの担当者の方が2回ほど現地視察に来られまして、平成25年11月と平成26年5月でございますが、交差点の道路状況や交通状況を確認しております。その結果、現在と同じままの処理でいくとい



うようなことでそのときにはなっております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 3度ほど警察のほうにお話をしているということですが、その後、その芋窪の五差路の地域に関しては新興住宅もできてお子さんも今多く、通学路に関してもかなり心配という、危険が潜んでいるということでもかなり多くの方から要望が、現在は以前よりもふえているのではないかなと思います。地域においては署名活動もしたいというお話もしております。実際に改善の余地があると思います。

この5点の中で、先ほど言いました1点該当しないという箇所がございましたけれども、どうかこの信号機設置のための努力を引き続きしていただきたいと思います。

さまざま私のところに要望が来ております。そういった、当然子供たち含め、一般の方たちの安全を守るためにもぜひ再度要望をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) この交差点の改良につきましては、小中学校のPTA連合協議会やその他一般の方々から交差点の歩行者用の信号機を設置してほしいとか、一般の信号機に改良してほしいというような要望がございまして、平成21年から昨年度の平成27年度まで毎年2月に東大和警察署を通しまして、市内のほかの要望箇所も含めまして信号機の設置改良の要請を東京都公安委員会のほうには行ってございます。

そのような中で、平成27年度、ことしの2月ですが、要望を出しましたが、それに対しまして警視庁交通管制課から連絡がございまして、現在の道路形状での信号機の整備形態の変更はちょっと困難であるということでもございました。今後接続する市道の一方通行化や道路区画等の交差点改良があれば検討できるということですが、ちょっと現状のままではできないということでもございました。

市のほうとしましては、今後も引き続き警察署のほうへ要望はしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

そこでお聞きしたいんですけども、この3・5・20号線の今現状の進捗状況と今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思っております。

○都市計画課長(神山 尚君) 3・5・20号線の今後の予定でございますけれども、現在地権者、残りの地権者数は2件ということですが、あくまで今後の現時点での予定でありますけれども、平成29年度までに用地買収と各占有企業者による地下埋設物工事を完了させまして、順調に行けば30年度に街路築造を行い、認可区間の全線開通となる予定となっております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

これから開通するとすると、先ほど信号機の設置に関してですけれども、また交通量もかなりふえてくると思いますので、引き続き要望をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市道775号線の側溝のふたの設置についてでありますけれども、芋窪1丁目のこの市道775号線沿いですけれども、以前から住民の要望があり、側溝にふたがついていないため車が何回か脱輪したということをお聞いております。

そこで、対策として一部ふたを設置されましたけれども、十分では現状はない状況であります。現在側溝が雑草で見えなくなっているところもありまして危険度が増していると思っておりますけれども、設置するに当たり条件等はありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 設置についての条件でございますが、この道路、現状東側にU字溝が敷設されているような状況でございますが、部分的に鋼製の網のふたを設置してございます。こちらについては特に基準等ございませんが、危険なところといたしますか、安全対策の一環として順次ふたを設置しているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 順次ふたを設置しているということですが、ここも数年そのままになっているような状況です。ぜひ側溝のふたをつけていただきたいなと思います。

この側溝のふたの取り付けに関してですが、予算はどのぐらいかかるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらの道路でございますが、延長が100メートルほどございます。申しわけございません、延長が145メートルほどございます。そのうち今現在41.7メートルほどをふたをかけてございまして、その他10メートル弱ですが、コンクリート暗渠やコンクリートのふたかけを行ってまして、合計で51.4メートルほどふたかけをしてございます。

残り93.6メートルほどになるんですが、1枚の単価、鋼製のふたなのでちょっと高価なものでございまして、93メートル行うのに材料だけでは70万ほどです。設置労務となりますと140万ほどかかりますが、この辺のところを業者発注するか市の職員でやるかは今考えているところでございますが、今までは市の職員で設置しているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これも当然予算かかるわけですが、やはり先ほど御答弁にありました順次行っていくというお話でしたので、ぜひ再度見ていただきまして、ふたの設置をぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続きましての質問に入らせていただきます。

第2のホースセラピーについてでありますけれども、市はホースセラピーの効果についてどのように認識しているかということでしたけれども、実際に近年関心が高まりつつあると認識しているという御答弁でありました。

馬というのは、歩行が前後左右上下の三次元的な動きがありまして、これが脳幹を刺激し健康増進全般に効果が期待できます。また、馬は体温が高いため温熱効果の期待ができます。自然に乗馬姿勢を維持しようとするため、筋肉強化、平衡感覚を養います。また、筋肉緊張緩和、バランスの維持に効果が期待を持てます。また、日ごろより視点が高くなるため自己概念が高まると言われております。また、馬に乗れたという達成感が自信につながっていきます。

私は2回のホースセラピーを実施してみましたけれども、私自身が見て変化を感じました。私が先ほど壇上でも述べましたけれども、このホースセラピーの対象者というのは多岐にわたっております。

1点御紹介をしたいんですけれども、実は大阪の枚方市、NPO法人が馬を介した地域の未来づくりとして、市の土地を5年間の契約でホースセラピーを実施した経過があります。馬に乗っている人への心身の回復効果の提供により、不登校から社会人のニート、ひきこもりをふやさないこと、さらに人が馬によって癒えていくことにすばらしさを社会に広く普及させていくことを目的とされておりました。

枚方市では、枚方市内の45校の小学校を対象に月1回、ポニーの学校訪問のプログラムを行いました。また、復職支援プログラムとして、鬱病関連の疾患により休職中の従業員を対象にしたプログラム、不登校・ひきこ

もり・ニート支援予防プログラムなど、その結果、不登校、ひきこもりの改善、復職ができたということでお聞きをいたしました。大変に喜ばれておりました。

ここで伺いをしたいと思うんですけれども、市としてホースセラピーを通した取り組みは考えられるのかお聞きしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市といたしましては、ホースセラピーにつきましては障害のある方のほか、子供や高齢者など、さまざまな方へのセラピー効果があるというふうなことは認識しております。

市といたしましては、現在市民の皆様や地域の団体の皆様が行っております地域活動などの自主的な取り組みに対しまして、引き続き何らかの支援ができるよう研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

今このホースセラピーに関しては、まださまざま途上でありますけれども、かなり普及が広まりつつあると思います。

そこでお聞きしたいんですけれども、ホースセラピーを実施する場所の提供のことについてでありますけれども、現在一部の方だけを対象にしておりますけれども、このホースセラピーに関しては広く広報することにより多くの方が利用すると考えられます。したがって、現在立野東公園のほかに市で管理する公園、また小中学校のグラウンドでの使用は可能なんでしょうか。また何か条件などはあるんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 私ども、都市公園を管理する立場で申し上げさせていただきます。

都市公園を管理などをするために行為の制限や禁止、使用料に関する内容などを規定いたします東大和市の都市公園条例並びに同条例施行規則などを定めてございます。

既に実施しているケースもあるというふうに向ってございまして、この規定の範囲内で御利用いただくことに関しましては、公園を使うことの許可は可能であるというふうに考えております。

以上です。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校施設の利用に関しましては、当然ながら学校の教育が最優先となりますので行事等が優先となります。また、現在社会教育としての利用もございまして、開催時期あるいはその内容については学校との事前の相談が必要と考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

基本的には市の公園については使用できるということではよろしいのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 公園につきましても、特にホースセラピー、馬の数ですとか大きさ等もございまして、一定の大きさが必要かなというふうには思います。ただ、利用される方がその公園を使いたいということであれば、先ほどお話をさせていただきましたとおり、規定の範囲内の中であれば使用許可を出すことは可能であるというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

学校に関してはさまざま協議をするという部分がありますけれども、学校に関してもさまざまところで学校を利用した、グラウンドを利用したホースセラピーというのを実施をされております。ぜひ他市を参考にし

て見ていただきまして、ぜひ実施できるようにお願いをしたいと思います。

続いて、身体面、心理面、社会面での効果のあるホースセラピーですけれども、これを広く広報できないかということですが、先ほどチラシやポスターを市の公共施設に置くとか、市報を使ってお知らせするということが可能であるということをお聞きをしましたけれども、これは小中学校だとか保育園とか、そういった部分での案内を掲示することというのはできるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 学校でのポスター等の掲示のことにつきましては、学校を通して掲示を依頼するということが可能かというふうに考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

それとこの広報の仕方ですけれども、今回の一般質問で他の議員から御提案がありましたけれども、市報の情報ですけれども、ジャンル分けにしてホームページを通して、また市の情報と市民の情報を含めて広く市民に広報する必要があるのではないかと考えますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○**秘書広報課長（五十嵐孝雄君）** 公式ホームページにおけます市民情報の取り扱いということでの御質問かと思えます。

市では、市民グループや団体の方々が主催するイベント等を初めとする市民情報に関しましては、市民協働を推進する観点からも情報の共有化が必要と考えておまして、公共性ですとか公益性など判断をさせていただいた上でさまざまな広報をさせていただいてるところでございます。

具体的に申し上げますと、まず、今もお話ございましたけれども、市報がございまして、毎号コーナーを設けてまして基準に合致する市民情報を掲載させていただいております。

なお、市報に関しましては紙媒体で発行させていただいておりますけれども、毎号市民情報を含む全ての記事をPDFのファイルにいたしまして、市の公式ホームページにも掲載をしております。

このような中で、またそれ以外の部分でも公共施設の窓口でありますとか、市内28カ所に設置してございます広報の掲示板、あるいは市役所本庁舎の1階にございますけれども、市民情報交換箱といったところで、そちらを活用いただきましてイベント等のチラシやポスターを掲示あるいは置いていただくということを可能にさせていただいております。

そのほか、市の公式ホームページにおいて市民情報の紹介をより充実できないかということでの御質問かと思えますけれども、現在ホームページの中にはイベントカレンダーを設けておまして、市の主催、共催、もしくは実行委員会形式でやっているイベント等を掲載しております。そちらにあわせて市民情報を載せさせていただくというのは、少々情報の整理という意味では難しいかなと思えますが、しかしながら、市報に掲載してございます市民情報、現状とは別の方法で掲載をさせていただくということに関しましては研究の余地があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** その点よろしくお願ひしたいと思います。

私、広報については以前一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、実際には市報だとかさまざまな形で行政のほうで取り組んでいると思えますけれども、まだまだ知られていないということが多くあります。そういった意味では、市民の情報も含めてホームページ等でぜひまた活用できるような、市民が見てわかりやすい広報をお願いをしたいと思います。

続きまして、学校教育の中でのホースセラピーの実施でありますけれども、万が一といいますか、実施できるとすれば、現在課題として考えられるということはありますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 学校教育の中でホースセラピーを実施するとなりますと、例えばですが、動物アレルギーをお持ちのお子さんもいらっしゃいますので、その方ですとか、または動物を怖がるお子さんもいらっしゃるということもありますので、そのあたりが課題かなと。そのお子さんのことを考えますと、全ての児童・生徒が動物と触れ合う体験を全員が行うということについては困難があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

当然、今お子さんのアレルギーの方が結構、どちらかというと食物アレルギーの方が多と思いますけれども、今回このホースセラピーを実施していただいたファームは御殿場にあるんですけども、そこでは府中の特別支援学校とか武蔵村山の特別支援学校、また武蔵村山の雷塚小学校、福生二小でもホースセラピーを行ったということがございます。当然、特別支援学校とかそういった学校、特定の部分もあるケースもありますけれども、これに関しては東大和市としてもそういった部分では取り組めるのではないかなと。このアレルギーに関してもさまざまな部分でのケアもしているというふうに聞いております。ぜひこの点も一応研究をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 先行されている事例などを含めまして、今後実施についての課題も含めまして調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

さまざま、最近ふえてきておりますので、ぜひ、このホースセラピーに関しては一応定期的に行っていくという予定でございますので、次回あるときにはぜひごらんになっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4番目のあけぼの学園などでのホースセラピーの実施に関してですけれども、現在アニマルセラピーということで実施をしているということですが他動物で、これに関して詳細を教えてくださいなと思っております。

○**保育課長（宮鍋和志君）** あけぼの学園でございますが、アニマルセラピーが療育を必要とするお子さんに対して癒やしで有効だということでやっております。動物としてはドッグセラピーということで犬でございます。大型のプードル犬で、スタンダードプードルという犬なんですけど、体長1メートルぐらいで、平成25年5月ごろからやっております。毎週木曜日11時から12時程度、年間、8月、9月の暑い時期はちょっと無理なので、年間大体20回程度ですが、ドッグセラピーということでお願いしております。市内のボランティアの方が担ってくださっている状況でございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ドッグセラピーを行っているということですが、これ行った結果、いかがでしょうか、効果といいますか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 最初びっくりしていたお子さんもいたということですが、徐々に今なれまして、現状お子さんたちも非常に喜んで好評だと。なかなかかわいいということで、心が癒やされてにこにこしている

お子さんもふえたということで、効果が出ていると思っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 動物というのはかなり癒やし効果があるというふうに聞いているんですけども、医療面での犬猫によるセラピー、効果が認められているのは心理面とその波及効果として生理面に限るということで言われております。ところが、ホースセラピー、馬ですけれども、馬の場合は医療、教育、スポーツなどの多面的な要素をあわせ持ち、なおかつ心身両面の直接的なセラピーの効果が認められております。

そういった意味では、体全体といいますか、そういった部分での効果が見込めると。これに関しては、当然子供たちも触れ合うことで癒やし効果ということですけども、このホースセラピーに関しては一度体験する機会を持つということではできるのでしょうか。

○保育課長(宮鍋和志君) 現在心理面ではなかなかいいということでドッグセラピーで非常に子供たち喜んでおります。そのほか、身体面では別の医療器具みたいな、療育器具というのがありまして、大きく膨らませてトランポリンみたいな形になっていまして、非常に体の身体面にいいと、そういういろいろな器具もございますので、そちらのほうで今対応しているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 今後そういった市でやっている、狭山が丘保育園とか、そういった部分でのホースセラピーというのは可能でしょうか。狭山保育園ですね、失礼いたしました。いかがでしょうか。

○子ども生活部副参事(梶川義夫君) 狭山保育園では現在のところアニマルセラピーというのは行ってございません。また、予定についても現在のところございません。また他の施設での実施状況等を見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 他の事例をぜひ直接見ていただいて、感じていただきたいなと思います。

このホースセラピーに関しては、別に乗るということではなくて、ただ触れるということで、高齢者に会うだけでも高齢者の心を癒やす効果というのが期待ができます。そういった意味では、幅広いホースセラピー、ぜひ見ていただきたいなと思います。

続きまして、ペットの飼育についてでありますけれども、ペットとして犬の飼育がふえてるって私は思うんですけども、この点に関しては市はどのように認識をしているのか再度お聞きをしたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 市では、狂犬病予防法に基づき飼い主の方の登録のほうをしていただいております。

先ほど市長答弁でも申し上げましたように、ここ何年かは3,800頭前後で推移しており、大きな増減はないというふうに認識しております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 登録しているのが3,805ということでお聞きしておりますけれども、これは基本的には私が見る限りではやっぱり登録してない方もかなりいらっしゃるのではないかと思いますけれども、それに関しては把握はできてないと思いますので、現実のところふえているんじゃないかと思いますけれども、具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 市では、市民の皆様に飼い主の登録の届け出をしていただくときに登録届出様式のほうに犬の種類を記載していただいております。その後、犬の種類をもとに犬の大きさごとに大型、中型、小型に分類し管理をしております。

28年5月現在の登録頭3,805頭のうち、大型犬は43頭、全体の1.3%、中型犬は395頭、10.4%、小型犬が3,307頭、87%となっており、全体の中で小型犬が8割以上を占めておる状況でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

最近の犬の数の推移ということで変わらないということでしたけども、やはり登録されてない方が多いんじゃないかなと私は推測をいたします。

続きまして、ペットに関する苦情や要望ですけれども、先ほどさまざまなことが答弁でもありましたけど、具体的に内容等再度お聞かせいただきたいと思います。

○健康課長(志村明子君) ペットに関する苦情や要望の具体的な内容でございますけれども、平成26年度の東京都動物愛護相談センターがまとめました市町村別苦情相談対応状況によりますと、犬については当市の件数は21件となっております。その中身としましては、拾得が11件、鳴き声が7件、放浪が5件、放し飼いが2件、悪臭が1件、その他が5件となっております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これは電話での問い合わせってということになるんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) この問い合わせの方法ですけれども、直接動物愛護センターに御相談される方もいらっしゃるし、市を通じて、市の御紹介によって動物愛護センターに御相談される方もいらっしゃいます。電話の相談も入りますし、実際飼い主の困っている方の御自宅にお伺いして、面接等による相談なども含まれております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど21件ということでしたけども、私もかなり犬に関しての苦情と申しますか、要望というのはかなりもう、私個人でももうこの数カ月で10件以上は聞いてるんで、実際には直接市とか都に相談をしてないと思うんですけども、ほとんど市民から寄せられる苦情というのはどちらかというと汚物の不始末というのがかなり多く寄せられております。この点に関しては、市に関しては汚物とかそういった部分はありませんでしたか、こういった認識はありますか。

○健康課長(志村明子君) 先ほどの当市内訳ですと、悪臭が1件ということで汚物の件はありませんでしたけれども、多摩支所全体におきますと594件のうち汚物・汚水に関するものが33件というふうな形になっております。

市の健康課といたしましても、散歩のときのマナーとして、糞の後片づけがないとか、そのままにして放置してあるというような御相談に関しましては、市のほうで状況によりまして看板設置等について御相談し、実際に看板を設置したり、御希望の方に看板をお渡しして、その方の敷地内での設置等についてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

実際に市内を見渡しますと、緑道とか公園内でも私もよく見かけるんですけども、そういった意味ではマナー違反があるのではないかなという部分を感じております。

続きまして、3番目のマナー向上のための犬の飼い方教室は実施できないかということですけども、各自治体で飼い主のマナー向上のための飼い方教室が実施されていると思いますけども、私も何件か認識しており

ますけれども、何か自治体で取り組んである実施例があれば教えていただけますか。

○健康課長（志村明子君） マナー向上のために自治体に取り組んでいる教室の例でございますけれども、一つの例といたしまして、新座市におきまして犬の飼い方・防犯講習としてわんわんパトロールを行っております。市内の自治会がその活動の一部として、愛犬の散歩のマナーと防犯活動について講習会を行ったということを把握してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 新座ということで、埼玉はかなり積極的にこういったマナーに関して行っているのを聞いております。先ほど新座のわんわんパトロールというか、防犯に関してですけども、それ以外にたまたまこし初めて市役所が犬の正しい理解と飼い主マナーの改善を目指し犬の飼い方教室を実施をしたそうであります。内容は日本訓練士養成学校の教頭による講義、これに関しては新座市以外でも朝霞市とか和光市とか、さまざま行っているようですけども、この訓練の様子を実演をして行っているようです。また、台東区では犬のしつけ教室が開催をされまして、2014年9月、台東区がより飼い主のマナー向上と適正飼育を推進するため、犬を通じた飼い主同士の新たなコミュニティの場、コミュニティエリアというものを開設をしてマナー教室を開いているそうです。

当市は飼い方教室を行うためには何か条件等がありますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 飼い方教室を行う条件でございますけれども、その飼い方教室の中身によって、実際犬を連れての教室の形態、また飼い主の方だけの形態、そういった対象や受講の要件をどうするかといったことが一つあると考えております。

また、講師につきましては、動物につきましてはその管理や飼い方について専門的な知識が必要でありますことから、現在当市においてはそのような職員の配置はございません。講師について動物愛護管理相談センター等の協力を得る必要等があるというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私、先ほどお話ししましたけれども、特に犬を飼っている、猫も含めてそうですけども、飼ってる方がすごく多くいるっていう感じがします。

そういった意味では、マナーを向上するっていうことがやっぱり地域社会に対しても大切なことだと思いますけども、市としてこの飼い方教室を行うためにはどうすればいいかお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 市としてマナー向上の教室を行うための条件でございますけれども、東京都におきましては、動物愛護推進員という動物に関する専門的な知識を持つ方を3年間の任期で委嘱する制度がございます。この動物愛護推進員の方は、住民に対して具体的なペットの飼い方の相談に乗ったり、また適切な飼養のための助言指導を行ったり、また市が行うそういった講習会等の協力を行うことを主な活動の内容としておりまして、こういった動物愛護推進員の方の協力をいただきながら、動物の飼い方に対する講習会等の事業等を検討していく必要があるのではないかとこのように認識しております。

ただ、しかしながら、今現在市内におきまして動物愛護推進員の委嘱を受けての方がいらっしゃらない状況ですので、まずは東京都が行う公募などにつきまして情報提供しながら、動物愛護推進員の方の把握状況を確認していくことが必要になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。



午前10時28分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどは動物愛護推進員のお話をされましたけれども、今までの当市の状況とか、あと基準、この愛護推進員の基準といえますか、そういったものを教えていただきたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 動物愛護推進員についてでございます。こちらは動物愛護への熱意と識見を有し、ある程度の活動実績のある方が東京都から委嘱されるとなっております。またその活動につきましては、自主的・自発的なものとして、個人の専門性や得意分野での識見を発揮していただくということを基本としているとでございます。東京都の動物愛護推進員に関しましては、行政や関係団体からの推薦と、またそのほか公募による募集がございます。

当市の状況でございますけれども、平成26年までは市内でお一人の方がいらっしゃったんですけれども、再任の御希望がないということで、平成27年度以降は東京都が委嘱しております動物愛護推進員のほうはいない状況となっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど東京都で広く公募ということですが、この公募に関しては市報だとか市のホームページだとか、そういった部分で募集の案内っていうのはできないのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 動物愛護推進員の公募についてでございます。この公募につきましては毎年8月ごろに翌年度からの動物愛護推進員の公募を例年行っております。そのことから、今年度におきましてもその動物愛護推進員の公募が始まりましたときには、市の公式ホームページ等により市民の皆様への情報提供等を行い、市内の方から動物愛護推進員の方の委嘱ができるように取り組みのほうを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ動物愛護推進員の公募があるように期待をしたいと思います。

これに関しては、動物愛護推進員じゃなくて、例えば動物病院の院長とかそこに関連する人が主体となってやるとか、市民団体で飼い主の方の責任者を決めて主体となってこういった教室を開くっていうことは、こういうことっていうのは可能なんではないでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市内の動物に関する活動団体については、今現在のところちょっと把握してございません。もし市内の方でそのような動物に関する活動についての御協力等のお考えがある方がいたら、健康課等とも相談させていただきながら飼い主の方のしつけ教室等、マナー向上にかかわります事業等についての調整等取り組みを検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどホースセラピーの話をしましたけれども、たまたま当日、4月29日ですけれども、飼い主の方と犬が集まりましてワンワン運動会っていうのも実施をさせていただきました。犬を愛する人たちの集まりで行いましたけれども、さまざまな形で好評も得ております。そういった団体でまた紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4番目、多摩都市モノレールの延伸によるまちづくりの活性化についてでありますけれども、さまざまモノレール事業についてのかかわりについてということに関して先ほど答弁をいただきましたけれども、多摩都市モノレールは最近順調ということでお聞きをしておりますけれども、ららぽーとがオープンしたことにより乗降客が増加したと思われましても、この点に関しては何か情報は入っておりますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 昨年12月、モノレールの立飛駅の近辺に大型の商業施設が立地したということで、モノレールの乗降客にちょっと変動が出ております。ことしの月ごとの乗客数と、その1年前をちょっと比べてみますと、まず12月なんですけれども、1年前と比べまして1万800人ぐらい増加と。これは立飛駅についてです。立飛駅の12月の増加率は、その前年と比べますと約820%ぐらいプラスというような状況です。同じように1月を見てみますと、立飛駅が8,500人ぐらいふえてまして670%のぐらいの増と。2月につきましても5,600人ぐらいふえておりまして増加率が380%ぐらいということです。ほかの駅も若干ふえている傾向がありまして、モノレール全体としてもお客様がふえているという状況がうかがえます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） そういったモールとかそういった施設ができるとかなり乗客がふえるのかなと。特に駅から近いので、そういった部分ではふえてるんじゃないかと思えますけれども、今年度当市が延伸についても含めて何かかかわりを持つ取り組みについてはありますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 箱根ヶ崎方面への延伸につきましては、従来から武蔵村山市、瑞穂町を含めた2市1町が連携して東京都に対する要望活動を行っているところであります。現時点では2市1町の今年度の取り組みというのは定まっておりますけれども、今年度も必要に応じて2市1町と連携を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

現在の延伸計画に関してですけれども、これはどのようになっているのか再度お聞きをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 延伸計画についてでございます。

まず最初に平成12年の運輸政策審議会答申、こちらのほうは路線ごとに優先度をランクづけしておりましたが、今回4月に出た答申につきましてはランクづけというのはございません。ただし、計画路線ごとに答申の内容の記述が異なっておりまして、モノレールの計画路線3路線のうちの箱根ヶ崎方面につきましてはどういった記述かといいますと、導入区間となり得る道路整備が進んでおり、事業化に向けて関係地方公共団体、鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきということで、他の計画路線に比べて踏み込んだ記述がなされているといった状況であります。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） その件に関してですけれども、現在道路整備が進んでいるという部分での用地買収の進捗状況などがわかりましたらよろしくお願ひします。

○都市計画課長（神山 尚君） 今上北台から瑞穂町の箱根ヶ崎の近辺まで新青梅街道の拡幅事業を東京都のほうで行っているところであります。こちらにつきましては区間を5工区に分けて用地買収をしているところです。第1工区でありますけれども、こちらが上北台1丁目から神明4丁目ということで当市区域を含む区間でございますが、用地買収率、これは認可を平成23年にとっておりまして、用地買収率が20%という状況です。

それと、第2工区と第4工区、これは武蔵村山の中になりますけれども、こちらのほうはことし認可をとった

ばかりでして、まだゼロ%というところでは。

それから、第3工区につきましても、武蔵村山市内でありませうけれど、武蔵村山の中央1丁目から三ツ藤の間ですね、こちらについては平成27年3月に認可をとっておりますが、用地買収率はまだ2%といったところでは。

瑞穂町の区間になりますけれど、こちらのほうは平成24年7月に認可をとっております、用地買収率が18%ということで、以上のように東京都から伺っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） まだまだ道のりは長いかと思っておりますけれども、確実に進捗をしておりますのではないかとと思っております。

続いて、上北台周辺の再開発の計画はあるのかということですが、先ほど市長の答弁でもありました上北台地区の計画ですが、商業・業務機能の調和をしたまちづくりということですが、このまちづくりに関してはどのように考えておられますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 上北台駅周辺につきましては、上北台駅周辺地区地区計画というのを決定している地域でございます。この地区計画においては、駅前商業地区というゾーニングをしております、こちらにつきましては1階部分を住戸とする建築物は建築してはならないということになっております。これは今議員さんおっしゃいましたように、駅前商業地区は商業、業務、文化施設等の立地を誘導すると、そういったことを目指しているためでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど、比べるのはあれですが、立飛に関してはああいう大きな施設ができたということでかなりにぎわいを創出してということですが、上北台から箱根ヶ崎につながるモノレールの延伸ということで、かなり隣の武蔵村山ではPR活動が始まっていると聞いております。

実際に、今後本市としてその辺に関して何か取り組むといたしますか、予定は何かありますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 延伸を見据えてイベント等何か盛り上げるようなそういったことができないかということだと思いますけれど、まずイベント等を成功させるには沿線地域の皆様の協力と盛り上がり、機運の醸成というのが欠かせないかなというふうに思っております。

現段階では、東京都のほうでは新青梅街道の拡幅、これはあくまで道路事業として行っているものでございます。そういうことで、地域の盛り上がりという点ではやはりモノレールの延伸というのがある程度俎上に出てくるような、そういった段階を見据えていくようなことが必要じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これは再度になりますけれども、先ほど機運の高まりという、市長の答弁でもありましたけれども、モノレール延伸の機運の高まりを捉えて今後の研究課題であるということで答弁をされました。

先ほど私もお話ししましたが、武蔵村山市では悲願の駅開設に向け機運を高めるためのPR活動を行っておりますけれども、貴重なモノレールを抱える本市としても、上北台駅周辺を利用して延伸を高め、東大和をアピールできるよい機会だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） このたびの交通政策審議会からの答申の内容によりまして、先ほど都市計画課長のほうから御答弁申し上げましたけれども、ランクづけというものはないにしろ、多摩都市モノレールにつ

いては構想の3路線が延伸が望まれるというようなことがありました。

ただし、その中の課題の書き方、先ほど都市計画課長から紹介したように、道路事業、道路の幅員はモノレールの導入という、モノレールが計画決定されているわけではございませんけれども、先行するような形になっているのが現状でございます。そのようなことから、かなり具体的にいろいろと進めていく上では、これからモノ株会社も含めて検討をしていくというような時期に来てるといふふうに考えておりますので、沿線の武蔵村山、瑞穂と連携をとりまして積極的に取り組んでまいりたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

東大和といえば多摩湖、戦災記念物、さまざまありますけれども、モノレールっていうものはなかなか、実際に東大和市はモノレール3駅を抱えて貴重な市だと思うんですね。そういった意味では、今後そういった意味でのイベントだとかモノレールを活用したまちづくりをぜひ推進をしていっていただきたいなと思います。

また、今武蔵村山市もかなりPR活動しておりますけれども、武蔵村山市から何かそういった面での協働とか協力という部分があった場合には、市としてはどういってお考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在武蔵村山市から具体的に協働でイベントを開催しようといったようなことはございません。ただし、今回の答申のように一歩階段が上がったといえますか、進捗したような答申を受けておりますので、今後いろいろと連携していく中で出てきた場合には検討してまいりたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後に新学校給食センターについてお伺いをしたいと思います。

1番として、建設の進捗状況についてでありますけれども、現在での何か課題はあるでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 現在のところ、課題については特にございません。計画にのっとり工事を進めております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、民間委託ということですが、民間委託することでどのような事業展開ができるのかということ、先ほど答弁がありましたけれども、かなり柔軟性を持ってというお話がありました。公募型プロポーザル方式ということで行っておりますけれども、この選定基準ですけれども、公募の状況、選定基準、また特に注視すべき点は何でしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 現在民間委託の事業者の選定を行っております。5月末に第一次選定終了して通知を出したところでございますが、予定としましては第二次審査を経て8月上旬に決定する予定でございます。

重点といたしましては、やはりさまざまな諸課題を抱えておりました給食センターの衛生の基準であったり、安全・安心と、そういった面を重点的に選定をしていく必要があるかと思っております。あわせて、事業者の持っているノウハウ、こちらを十分に生かせるような、そんな業者を選定していきたいということを考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ選定でしっかり見ていただきたいなと思います。

あと、今回来年開設を迎えるわけですが、他市も同様な形で進めている、今まで進んだところがあると思いますけれども、他市の効果事例等がありましたら教えていただきたいと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 他市の事例でございますけれども、現在可能な限り他市のよい事例を取り入れて選定作業を含めて実施させていただいているところでございますが、例えば他市との情報交換の中で受託業者、独自の衛生管理基準を持っているよとか、そういったさまざまな情報を取り入れさせていただいて現在進めているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私もかなり期待をしておるんですけれども、民間委託することでさまざまな機能の充実が図られてくると思うんですけれども、今後当然小中学校の給食等含めて高齢者の配食について必要性を感じておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在建築をして来年4月に稼働をします新学校給食センターにおきましては、子供たちの学校給食の提供ということが使命でございます。今御提案のありました高齢者向けにということにつきましては、近隣の状況を調べた中でもそういう事例は公設の中では見当たらないということもありますし、また栄養士にあるいは栄養教諭につきましては東京都から派遣を受けておりますが、学校給食の業務に従事するという事の中でのものがございますので、さまざまな面からの研究が必要かと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この件に関してもすごく大切だと私は思います。当市でも高齢者会食事業としてゆうゆう亭きはらということで先日お話があつて、会食が始まりますけれども、学校給食センターを活用した高齢者に対する食事の提供を行っている例がございます。

ここで2つほど紹介をさせていただきたいと思うんですけれども、これは神奈川県海老名市でありますけれども、これは2つの給食センターを当然老朽化も含めて廃止をして、平成24年に学校給食センター、食の創造館というものを設立いたしました。幼稚園給食や高齢者を対象にした配食を行っております。また、岩手県遠野市では平成25年、既存施設の老朽化により遠野市総合食育センターというものを設立して、見学施設の充実や地場産物の活用、また少子高齢化という社会動向を含め、高齢者の見守りと安否確認を兼ねた宅配弁当の提供が社会福祉協議会により行われております。こういった部分もあります。

そういった意味では、ぜひ今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 先ほどの答弁と同様でございますが、近隣の26市以外にも今御紹介されたような事例なども含めて研究したいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ研究をしまして、これから高齢化時代も迎える、当然今現時点でも迎えてるわけですから、そういった面では需要があると思いますのでお願いをしたいと思います。

この給食センターの部分での地産地消ということではございますけれども、当市では地元の野菜等の活用についてはどうなっているのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 地元の地場産の野菜等のことについてですが、現在もジャガイモ、ニンジン、ダイコン、長ネギ、白菜といった地場野菜のほうを御使用させていただいております。民間委託によりまして今後の事業展開にかかりましては、民間企業の経験、ノウハウ、十分生かさせていただいて、なおかつ生産者とも相談しながら積極的に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この点に対してもよろしくお願ひしたいと思います。

あと食品ロスの取り組みについてなんですけれども、この食品ロスに関して現状の認識をお聞かせください。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 食品ロスでございますが、大きく分けまして、調理の過程で出る不要部分と言われるものと食べ残しと言われるもの、でございます。調理の過程で出る不要部分、年間で約4万9,000キロ程度、食べ残しにつきましては6万4,000キロ程度出るのが現状でございます。そういったものにつきましては栄養士のほうで献立等を考える際に、できるだけ食べ残しがないように、かつ栄養バランスをしっかりととれるものを含めて随時工夫のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 食べ残しですけれども、現状これ改善はされておるのでしょうか。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 現在食べ残しのほう——俗に残菜率ということでお話をしてるんですが、平成27年度の残菜率、小学校が11.1%、中学校が17.2%、過去10年の中でですと最大で小学校が16.2%、中学校が20%とございますので、改善はされてきていると考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ、今回民間委託になるということでもさまざまなノウハウもあると思いますので、ぜひこの点の取り組みもよろしくお願ひしたいと思います。

最後に市民に対しての見学会、試食会についてなんですけれども、先ほど答弁では積極的に行っていくということでしたけれども、今後の時期、あと対象者についてわかりましたらお伺いをしたいと思います。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 見学会、試食会につきましては、ある一定の条件のもと実施してまいりたいと考えております。実施時期でございますが、見学会につきましては、新学校給食センターの運営開始前でございますね、その実施を予定してるところではございますけれども、児童・生徒への安心・安全でおいしい給食を提供することが最重要課題と考えてございますので、稼働準備期間中の実施につきましては慎重に対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 対象者ですけれども、対象者はどのようになっていますでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 現在新しい学校給食センターの建設、それから運営の準備ということで、調理・配送業務の委託の業者の選定作業をしている真っ最中でございます。業者が具体的に決まり、契約を交わして決まった後にさまざまな面での調整も必要となってきます。その中で具体的な対象者の方を決めていくということで、まだ現在意思決定などもされておられませんので、この場でお話しできるものはございません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。

この学校給食の試食会の件なんですけれども、先ほど遠野市の例を挙げましたけれども、遠野市が学校給食の試食会を一般の方にも誰でも給食ということで行っております。これに関しては、試食を希望する方は申し込み書に必要事項を記入し1食300円で試食ができるそうであります。試食の場所は市内の小中学校またはその給食センターで行っているということでもあります。

本市としてもぜひ市民に開かれた見学会、試食会をお願いをしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 新しい学校給食センターの建設、運営に当たっての基本計画にさかのぼるわけ

でございますが、これまでの現在2つのセンターでさまざまな課題を抱えておりましたので、新しいセンターの中では試食会や見学会などにも貢献できると思いますか、きちんと対応できる施設とするというのが一つの考え方でございます。その考え方に沿って運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ皆さん、市民の方も注目をされてると思いますので、ぜひ市民に開かれた新学校給食センターにしていきたいなと思います。

これで私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成28年第2回定例会における一般質問をさせていただきます。

昨年の改選におきまして初当選をさせていただいて1年が経過をいたしました。これからも初心を忘れることなく、感謝の心で市民の皆様と行政とのパイプ役として一生懸命取り組んでまいり所存でございます。

今回私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについてであります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、あらゆる世代がスポーツに親しみ、夢や希望を持つ機会を広げ、スポーツ、文化の普及と発展に大きく寄与することが期待されます。また、日本や首都圏に国内外の注目が集まり、2020年に向けて競技関係者を初め多くの観光客やビジネス客などが訪れることから、スポーツのみならず経済や観光、国際交流、文化、教育などさまざまな分野のさらなる成長や活性化の好機でもあります。

そして、世界で初めて2度目のパラリンピックを迎える東京は、ロンドン大会以上の成功とそれに見合うレガシーを残さなければなりません。そのためにはまずパラリンピックの認知度を高める取り組みを意欲的に展開するべきであると考えます。

先日力いっぱい開催されました市内の各中学校での運動会では、オリンピック・パラリンピックを意識した内容が目を引きました。

そこでお伺いをいたします。

①といたしまして、スポーツ、文化を普及し発展させるための取り組みについて市の見解をお尋ねいたします。

アとして、アスリートの育成について伺います。

イとして、スポーツの推進について伺います。

ウとして、障害者スポーツの普及・促進について伺います。

エとして、文化イベントの実施について伺います。

②といたしまして、大会に向けて機運を高め、市全体でのおもてなしについて、市の見解をお尋ねいたします。

アとして、多言語対応等、ボランティアの養成について伺います。

イとして、心のバリアフリーの推進について伺います。

ウとして、学校教育におけるオリンピック・パラリンピックの理解についての進捗状況と今後の課題について伺います。

③といたしまして、大会事前キャンプ前の準備地として立候補したら市全体として盛り上がると思いますが、いかがでしょうか。市の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、B型肝炎ワクチン定期接種についてお伺いをいたします。

前回の平成28年第1回の定例会でも取り上げさせていただきましたが、公明党は一貫してB型肝炎ワクチンの定期接種化を訴えてまいりました。国会でも積極的にこの問題を取り上げ、定期接種化を急ぐよう政府に求めてまいりました。そして、ことしの10月から零歳児を対象に定期接種化することが決定いたしました。

一方で、対象となるのは平成28年4月以降に出生したゼロ歳児となっております。感染しやすい3歳以下の子供は対象外となります。

ここで問題になるのは、3歳以下の子供が感染するとキャリア化といってウイルスを体内に保有した状態になりやすく、このキャリアになると慢性の肝炎になりやすいとされています。感染力が非常に強く、保育所や運動部での集団感染の事例も大変多く報告されているところでもあります。また、必要とされる3回の接種で高額な金額がかかり、家計には大きな負担となります。

そこでお伺いをいたします。

①といたしまして、他自治体の取り組みと当市の現状について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、定期接種の対象から外れてしまう子供への対応について市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、キャッチアップ接種の推進について市の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、いじめ防止の取り組みについてお伺いをいたします。

文部科学省が実施したいじめ調査によりますと、全国の国公私立の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は2011年までは減少傾向にありました。しかし、2011年に滋賀県大津市で起きたいじめ自殺事件が社会問題化したことにより、2012年度以降ではいじめの認知が進み、昨年の2014年度調査では約1万8,800件の認知件数となっています。いじめが発覚したきっかけの1位は学校が取り組むアンケート調査で50.9%、2位は本人からの訴え17.3%、3位は学級担任が発見したのが12.1%でございます。いじめの早期発見・早期対応のためには親も教師との日常的なコミュニケーションを心がけてほしいと思います。

そこでお伺いをいたします。

①といたしまして、早期発見と早期対応の取り組みについて市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、いじめ予防授業の推進について市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、いじめ電話相談等の利用状況について市の見解をお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、結婚記念日などお祝いごとの取り組みについてお伺いをいたします。

結婚や出産は人生のライフイベントであります。厚生労働省は先月、2015年の人口動態統計を発表いたしました。1人の女性が生涯に産む子供の数の推計値をあらわす合計特殊出生率は全国平均で1.46と9年ぶりにダウンした2014年から0.04ポイント回復をいたしました。赤ちゃんの出生数も5年ぶりに増加へ転じ、100万人の大台を維持しました。

当市の目指す日本一子育てしやすいまちづくりの推進のため、オリジナルデザインの婚姻届、出生届で結婚



をした2人の門出に、新しい家族が誕生した記念日に花を添えることによって、東大和市で婚姻届、出生届を提出したいと思ってもらえるものと考えます。

そこでお伺いをいたします。

①といたしまして、本市オリジナルの婚姻届や出生届の作成について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、記念撮影用のパネル設置について市の見解をお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、アスリートの育成についてであります。市独自の取り組みは現在ございませんが、東京都体育協会ではボートやウエイトリフティング、自転車など7競技におきまして競技経験ゼロから始めるトップアスリート発掘・育成事業を実施しています。その内容は、都内全中学校1・2年生を対象に募集要項を配付し書類選考などを経る中で、最終的には競技団体等から本格的なトレーニングを受ける事業と伺っております。限られた競技にはなりますが、こうした仕組みを活用することでトップアスリートの育成に協力をしてまいりたいと考えております。

次に、スポーツの推進についてであります。市では平成27年度より東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた区市町村支援事業におけるスポーツ振興等事業補助事業を活用して、ロードレース大会や多摩湖駅伝大会など既存事業の充実を図っているところであります。

平成28年度もこうした事業に加え、ふれあい市民運動会や他の事業を補助対象事業に追加することについて現在東京都と調整をしているところであります。

今後もこのような制度を活用することで事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、障害者スポーツの普及促進についてであります。平成27年度は東京都の補助金を活用する中で、東京都車椅子バスケットボール連盟の協力を得ながら、車椅子バスケットボールの大会の開催と小学校での普及体験教室を実施しました。

平成28年度につきましては、車椅子バスケットボールの大会及び普及体験教室に加え、パラリンピックの正式競技種目でありますボッチャの大会をスポーツ推進員の協力を得て実施する予定であります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、引き続き障害者が参加できるスポーツ事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化イベントの実施についてであります。オリンピック・パラリンピックの開催国におきましては、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ文化イベントのプログラムを実施することになっております。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けましては、2016年、リオデジャネイロ大会終了後から文化イベントのプログラムが本格的に推進されることになっているところであります。

市としましては、国の動向に注視するとともに、国や東京都と連携を図りながら文化イベントへの対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、多言語対応等ボランティアの養成についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けましての多言語化、多言語対応につきましては、表示、標識等の多言語対応を官民一体で推進するため、国、関係地方公共団体、民間事業者の参画のもと多言語対応協議会が設置されております。

この協議会におきまして、外国人旅行者が快適に滞在できるように、交通分野、道路分野、観光・サービス分野の取り組み方針が策定されています。

市としましては、外国人旅行者向けの多言語化に対応するためには、必要に応じてこの取り組み方針に準じた対応が必要であると考えているところであります。

一方で、市の多言語化対応の取り組みとしまして、平成27年度に文化財の案内板を多言語化するとともに、多言語化した説明文を文化財ガイドとして編集したところであります。

また、ボランティアの養成につきましては、外国人が安心して過ごせる環境を整えるため、平成28年度に東京都との共催で外国人おもてなし語学ボランティア育成講座を開催する予定となっております。

次に、心のバリアフリーの推進についてであります。東京都長期ビジョンでは、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、心のバリアフリー、共存の心の醸成を掲げております。

市では、障害者差別解消法及びヘルプカードの取り組みの一環として、障害のある方への配慮や理解を促進するための市職員向けの研修会、市民向けの講習会や講演会を実施しております。

今後もそれらを活用しながら心のバリアフリーの推進に取り組んでまいります。

次に、学校におけるオリンピック・パラリンピックの理解についてであります。平成28年度から都内全公立学校がオリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施しており、当市の小中学校においてもオリンピック・パラリンピックに関する学習に取り組んでおります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、事前キャンプ前の準備地についてであります。事前キャンプにつきましてはオリンピック・パラリンピック参加国が任意で行う事前合宿であり、公式練習を前に主に時差調整や気候順応等を行うもので、各競技の上位入賞を狙う国が実施することが多いとのこととあります。

事前キャンプ地としての立候補につきましては積極的な対応を図ろうとしていたところではありますが、事前キャンプ地の競技施設には国際大会基準等に適合していること、その施設の占用利用が可能であること、宿泊施設が近接地にあることなどの条件があり、当市で適合する競技施設はありませんでした。

なお、事前キャンプ前の準備時につきましては、その制度自体がないと認識しているところであります。

次に、B型肝炎ワクチン定期予防接種の他自治体の取り組みと市の現状についてであります。国からの通知等が発出されておられませんことから、当市を含めた他自治体においては、東京都を通じて情報収集等をしているところであります。

次に、定期接種の対象とならない子供への対応についてであります。市としましては、今後国で審議されておりますその他の複数のワクチンの定期予防接種化による財政負担等を考慮しますと、市独自の任意接種の考えはございません。

次に、キャッチアップ接種についてであります。キャッチアップ接種とは、標準的な接種時期を逃した場合においても医療上有益と判断され推奨される予防接種と言われております。

市では、このキャッチアップ接種の考え方を取り入れ予防接種助成事業を実施し、やむを得ない事情により定期接種の対象者である期間に接種できず、任意接種として自己負担で接種した場合などに費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、病気の発生と蔓延の予防に努めております。

次に、いじめ予防の取り組みについてであります。学校と教育委員会が協力し、いじめはどの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こり得るという認識のもと、いじめの早期発見・早期対応に努めております。ま

た、いじめは絶対に許されない行為であるとの強い認識に立ち指導を進めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、結婚記念日などお祝いごとの取り組みについてであります。現在近隣の自治体がオリジナルの婚姻届を作成しホームページ等を通じて発行している事例があることは認識しております。

今後も情報収集に努め、当市における取り組みについて研究してまいりたいと考えております。

また、記念撮影用のパネル設置につきましても、当市における課題を精査し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育におけるオリンピック・パラリンピックの理解についての進捗状況と課題についてであります。各学校では、東京都が示すオリンピック・パラリンピック教育の4つのテーマ、オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境などについて教科も関連づけながら計画的な学習を進めております。

課題といたしましては、同様に東京都が示す4つのアクション、学ぶ、見る、する、支えるといった観点から、具体的にはオリンピック資料館などへの見学、外国人やアスリートなどとの交流、おもてなしなどといった部分についての学習機会を用意することであり、これらにつきましては今後も学校を支援してまいります。

次に、いじめの早期発見と早期対応の取り組みについてであります。各学校では、学校のいじめ防止のための基本方針に基づき、教職員がいじめを発見した場合には管理職や生活指導主任で組織する学校いじめ対策委員会に速やかに報告し対応を検討するなど、学校が組織として取り組むことになっております。

教育委員会においては、東京都教育委員会が実施する年3回のふれあい月間調査にあわせていじめに関する調査を実施し学校での状況を把握するとともに、早期発見・早期対応を学校と協力して進めております。

今後もいじめの未然防止の取り組みとともに、早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に、いじめ予防授業の推進についてであります。各学校では、学校いじめ防止等のための基本方針の年間計画に基づき、いじめの未然防止のための授業を年3回以上実施しております。また、道徳や特別活動などを通じて命の大切さやいじめは決して許されるものではないことなどを学ぶ機会を設け、指導を進めております。

次に、いじめ電話相談の利用状況についてであります。教育委員会では、児童・生徒のいじめ問題に関する相談活動の充実のためにいじめ電話相談を設けております。

平成27年度における相談を受けた件数は3件、利用者は児童・生徒本人及び保護者となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

では、随時再質問をさせていただきます。

まず1点目、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについてであります。地元出身のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックに出場するとなると、市としてもとても盛り上がると思えます。

そこで、アスリートの育成について、東京都体育協会の取り組みについて先ほど市長の御答弁で紹介をいただきましたが、子供たちにとって、プロの選手と触れ合い、その技術を目の当たりにすることでアスリー

トの養成につながると考えますが、そうした事業の検討はできませんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） プロの選手の技術を直接子供たちに見せることでアスリートの養成につながれないかということでございますけども、東京都の2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業の活用促進に係る事例紹介の中では、子供に夢を持たせ、次世代を担う人材を育成する取り組みとしまして、アスリートのデモンストレーションと現役選手からの指導による取り組みが挙げられております。

この取り組みの効果につきましては大きいものがあると思っておりますので、今後体育施設の指定管理者のほうに東京都から示された事例を紹介しながら、その中でそのような取り組みができないかにつきまして相談をしてみたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ただいま、次世代を担う人材を育成するという取り組みとして紹介をしていただきましたが、実現できるようにぜひお願いをいたします。

平成27年第3回定例会でも話をさせていただきましたが、大学で競技を続けている選手のうち、特に体育大学や各競技のトップチームではアスリートとして活躍できるのはごく一部でございます、多くは指導者の道を目指しているのが現状でございます。

子供たちの指導でこうした人材の活用も図れるのではないかと思います、その点についていかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員のほうから平成27年第3回の議会でお話のありましたこともありまして、その後、指定管理者のほうともちょっと話をした経過がございます。

大学生を活用した指導についてにつきましては、指定管理者のほうでも、代表企業のほうになりますけども、そちらのほうで運営をしております施設では、これまでもプールやフィットネス、そのような事業の中で大学生による指導を行った実績があるということを確認してございます。

こちらの御提案につきましても、まずは指定管理者と相談をしていくことになるというふうに考えておりますけども、今後指定管理者が行う子供向けの事業の中で大学との連携など図った取り組みができないか調整をしてみたいと思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） よろしくお願いをいたします。

次に、スポーツの推進についてでございます。

オリンピック・パラリンピックに係る東京都の補助金を活用して既存の事業を充実させることもスポーツの推進の一つの方法と考えますが、例えば八王子市ではプロバスケットボールチームが結成をされ、プロの選手が子供たちを直接指導している事例もあります。近隣市にも働きをかけ事業を拡大しているようです。直接トップアスリートと触れ合うことができ、大変に喜ばれております。

子供たちの技術力向上につながることから、こうした事業が当市でもできないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） プロの選手の直接指導によりまして子供たちの技術力の向上につながることは十分に理解をしているところでございます。また、八王子市や近隣の羽村市での事例も承知しているところでございます。

指定管理者のほうに当市でもこういった事業に取り組めないかを打診をいたしましたところ、市民体育館第1体育室の利用率が高く、事業のために定期的に場所を確保することがなかなか難しいということのお話をいただきましたので、現段階での実現は難しいのかなど、このように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 利用率が高く、事業のために定期的に場所を確保することができないとのことですが、それでは、月に1度や何カ月かに1度など単発で事業を行うようなことはできませんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） プロの選手に、今のお話はバスケットですけども、そういう方に指導していただくということは、子供たちの競技力の向上はもちろんであります。憧れとか感動という面でも非常に効果があると思っております。

課長のほうから答弁ありましたけれども、指定管理者のほうでは定期的に場所を確保していくことは難しいというふうには現段階ではお話しになっておりますけれども、単発であれば場合によってはできるかもしれませんので、この件については再度指定管理者のほうに話をしてみたいと思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、2020年オリンピック・パラリンピックに向けて、機運の醸成の一つの手段として行っていることについてお伺いをさせていただきますけれども、スポーツ財団が実施をしているチャレンジデーというのがありますが、この内容について教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） スポーツ財団が実施をしているチャレンジデーにつきましては、チャレンジデーにつきましては1983年にカナダで始まり、日本では1993年から行われている事業でございます。毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベントでありまして、2016年度は全国128カ所の自治体が参加をし、東京都内では昭島市、小金井市、狛江市が参加をしております。人口規模がほぼ同じ自治体同士が当日の午前零時から午後9時までの間に15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合うものでございます。対戦相手に敗れた場合は、相手方の自治体の旗を庁舎のメインホールに一定期間掲載をし相手方の健闘をたたえるというユニークなルールが特徴でございます。年齢や性別を問わず誰もが気軽に参加でき、市民の健康づくりやスポーツ振興、地域の活性化のきっかけづくりに役立つスポーツイベントと伺っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） おもしろい取り組みだと思いますが、チャレンジデーを開催する場合の課題についてお伺いできますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） このチャレンジデーに関しまして、実際に参加をした昭島市のほうに問い合わせをいたしました。

実施に当たりましては、前の年の10月ごろに庁内の各部署から成ります実行委員会というのを立ち上げまして準備を進めている、進める必要があるということでございます。具体的には、庁内の各部署が協力をし合うわけでございますが、それぞれの部署におけます関係機関とか企業、いろいろございますけれども、そういうところに連絡をとりまして、チャレンジデーに参加をしてもらえないかというようなお願いをしたり、趣旨の説明ももちろんでございますが、参加してもらえるのか、その辺の連絡調整、また参加人数の確定というのやりとりをしていく必要があるというふう聞いておりまして、これについては市を上げて取り組むイベントで

あるというふうに認識しております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての普及活動事業や障害者スポーツ地域振興事業、さらにはスポーツの振興に係るハード事業、今年度いろいろやる中ではございますけども、御提案いただいたことでもありますので、そのチャレンジデーをやるためにどういう体制が必要だったりするのかとか、あと費用面とか、いろんなことを研究してみたいと思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ開催に向けて研究していただきたいというふうに思います。

では、障害者スポーツの普及促進に移りますが、ことしの2月からBS日テレでストロングポイントというパラアスリートの強さに迫るような番組が始まりました。障害者スポーツ選手をか弱い存在としてではなく、限りない可能性を持ったアスリートとして描く番組を思い切ってつくってみようということではまったという事です。

パラリンピックの競技レベルは大会を重ねるごとに向上している。2012年ロンドン大会では連日競技場の観客席が満席となり、今やパラリンピックはオリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ世界で3番目に大きなスポーツイベントに成長したということがございます。

また、2月に実施をされました車椅子バスケットボール大会を私も観戦をさせていただきましたが、とても迫力があり、スピーディーで見応えがあるスポーツだというふうに感じました。

昨年度の子車椅子バスケットボールの大会、また小学校での普及体験教室に加えボッチャ大会実施と、障害者スポーツに参加できる機会をふやすことは非常に評価ができるというふうに思います。

事業の具体的な日程及び来年度以降の事業の継続について伺いさせていただきます。

○社会教育部長（小俣 学君） 障害者スポーツの実施についてでございますけども、本年2月に実施をいたしました車椅子バスケットボール大会につきましては、大会の終了後に東京都車椅子バスケットボール連盟の役員の方とお話をしまして、来年2月、そちらで大会を実施する方向で話が進んでいるところでございます。

また、小学校での車椅子バスケットボールの普及体験教室につきましても、現在学校側に受け入れ希望の打診をしている状況でございます。

さらに、今年度新規事業としてございますボッチャの大会につきましては、今年度3回程度実施するという事で考えておりますが、具体的な内容につきましてはスポーツ推進委員協議会の中で検討をお願いしているところでございます。

いずれの事業につきましても、障害者の方々が身近な地域で継続的に楽しめる環境整備につながる取り組みとなりますことから、来年度以降につきましても引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ただいま御紹介がありました新規事業でありますボッチャについて伺いますけども、ボッチャとはどのような競技なのか、私を知る限りではカーリングのような頭脳戦であるというようなことみたいですが、競技の内容についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） ボッチャにつきましては、ヨーロッパで考案され、主に体に重度の障害がある方のためのスポーツで、パラリンピックの正式種目でございます。ジャックボールと呼ばれる白い球に紅白それぞれ6個ずつのボールを投げたり転がしたりすることでいかに近づけるかを競う競技でございます。障害によりボールを投げるができなくても、滑り台のような勾配道具を使いまして自分の意思を介助者に伝える

ことで参加ができる競技でございます。

市内では、地域スポーツクラブはびねすまいるなどが教室等を開いていますが、今回はボッチャ競技の経験があるスポーツ推進員を中心に、誰でもが参加できる大会を実施するものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。楽しみにしたいというふうに思います。

では次に、文化イベントの実施について伺わせていただきます。

先ほど市長の御答弁で、文化イベントのプログラムが文化的に推進されるというふうにありましたが、現時点で想定されている文化イベントがありましたら教えていただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 文化イベントの実施につきましては、開催国ということでさまざまな取り組みをするという方向性は出ているところでございます。

平成27年7月に文化庁のほうで文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想というのを定めております。その中で3つの柱が示されておりまして、1つ目が我が国のリーディングプロジェクトの推進、2つ目としまして、国が地方公共団体、民間とタイアップした取り組みの推進、3つ目としまして、民間、地方公共団体主催の取り組みの支援とあります。そういう方針は出てるんですけども、今のところ細かい取り組みというか、その辺の方向性は出ていないところです。

その基本構想の中では、リオデジャネイロ大会も目途に現時点ではそれを実施するというような方向になっているところでございます。

東京都のほうでは、準備期間ということでリーディングプロジェクトの取り組みを実施しているということは聞いております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、文化イベントを東大和市としてどのように取り組んでいくのか教えていただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） ただいま御説明しましたように、まだ詳細がわかりませんが、3つ目の柱として、民間や地方公共団体としての取り組みを支援という国の考え方もございますので、その辺の情報はきちんと収集する中で対応してまいりたいと思っております。そこで東大和市として取り組めることがあれば、庁内で連携して研究して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひお願いをいたします。

では次に、②大会に向けて機運を高め、市全体でのおもてなしについて、アの多言語対応とボランティアの養成についてお伺いをさせていただきます。

先ほどの市長の御答弁もいただきましたが、多言語対応の取り組みをどのように行っていくのか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらも多言語対応協議会というところの組織がございまして、そこで多言語対応の基本的な考え方というものを定めております。その中で基本理念というものが示されておりまして、東京2020大会の開催時、またはさらには開催後を見据えた形で多言語対応に取り組むことによりまして、外国人旅行者が円滑に移動し、安心して快適に滞在できる都市環境の向上を目指すものでありますということになっております。

先ほども市長から御答弁ありましたように、交通分野、道路分野、観光・サービス分野の取り組み方針という形が示されております。交通分野では、各交通機関の案内表示などが対象になっております。また道路分野では、道路案内標識や観光案内サインなどが対象になっております。そして、観光やサービス分野では宿泊施設や飲食店などが対象になっているところです。

ただ、この実施につきましては、民間事業者を含めまして各実施主体の判断によって取り組むという方向性になっておりますし、また多言語化に伴う費用負担につきましては各実施主体の負担になっているというところがございます。主に都心部のようなところで取り組みが進んでいるという認識があるところがございます。

市としましては、都心部に比べまして外国人旅行者、多くは見込めないというふうに考えているところがございますけれども、このような方針も出ておりますので、まずその辺を十分理解する中で、また財政的な負担もがございますので、その辺を考慮しながら多言語化の研究、また検討をしていく必要があると思っているところがございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、東京都との共催で外国人おもてなし語学ボランティア育成講座を開催するとのことでありましたけれども、どのようなことを行うためのボランティアの育成を目指しているのか教えていただけますでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 外国人おもてなし語学ボランティアについてでございますが、日本を訪れる外国人に安心して滞在していただけるよう、御自身の日常生活の中で困っている外国人を見かけた際に積極的に声をかけていただき、簡単な道案内などの手助けをしていただくボランティアでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今後の事業展開はどのようなことになるのか教えていただけますか。

○市民生活課長（大法 努君） 今後の事業展開でございますが、こちらの講座を修了した方は外国人おもてなし語学ボランティアとして東京都に登録をされます。具体的な活動場所などの指定はございませんが、ボランティア御自身の日常生活の中において積極的に活動していただくこととなります。

なお、2015年12月現在1,300人の登録でありますけれども、東京都生活文化局におきましては2019年に3万5,000人の登録を計画しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 語学ボランティア以外のボランティアは、オリンピック・パラリンピック大会に向けてどのようなボランティアを募集するのか、こちらも教えていただけますか。

○市民生活課長（大法 努君） 語学ボランティア以外のボランティアについてでございますが、東京都のホームページによりますと、国内外からの観光客へ観光案内や交通案内をしていただく都市ボランティア、それから観客サポート、競技サポート、メディアサポート、輸送などの大会運営を支える大会ボランティアを募集するとのことでもありますけれども、いずれにつきましても募集は2018年夏ごろとの掲載がされております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、次の心のバリアフリーの推進についてに移ります。

現在行っている心のバリアフリーの推進に関する取り組みについて教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在行っております心のバリアフリーの推進に関する取り組みについてでございますが、本年4月に施行されました障害者差別解消法の周知啓発活動の一環として、市職員向けの研修会の



開催、関係機関や市内の事業者へのリーフレットの配付を行っております。また、8月には地域自立支援協議会の公開研修会として、障害者差別解消法をテーマとした講演会を予定しております。

また、障害者理解促進の取り組みといたしまして、毎年12月の障害者週間に合わせまして市役所ロビーでのパネル展示を行うほか、中央公民館ホールで講演や体験を通して一般市民の方に障害についての理解を深めていただく障害者理解促進事業を行っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、オリンピック・パラリンピックと関連づけた取り組みについて教えていただけますか。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど教育委員会のほうから答弁を差し上げましたとおり、本市ではオリンピック・パラリンピック機運醸成事業の一つとして車椅子バスケットボール大会及び市内小学校における車椅子バスケットボール体験教室を実施しております。車椅子バスケットボール体験教室では、選手と子供たちが交流することにより競技への関心が深まるということとともに障害や障害者への理解を深めることができ、それによって心のバリアフリーの推進につながるというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、ウの学校教育におけるオリンピック・パラリンピックの理解についてに移ります。

配付されました光る五中を少し紹介をさせていただきたいと思います。

五中の運動会もオリンピック・パラリンピックを意識した内容に変更しましたと。まずその第一弾として、オリンピックの五輪の旗をモチーフとして学校としてのオリンピック旗を作成しました。美術部でデザインを考えてくれました。5つの輪を球技のボールにしているのが特徴です。当日披露しますので楽しみにしてください。2020年の東京オリンピック・パラリンピックまで五中のシンボルとして考えておりますと。

次に、オリンピックの記録に挑戦する種目をプログラムに入れました。午前中の生徒の最後の種目に1,500メートルの男子のオリンピック記録3分32秒07に2年生各クラス男子生徒が15人が挑みますと。教育チームも参戦予定です。1人100メートルとしても14秒ほどで走らなくてはなりません。中学生の記録も3分55秒90とのことです。この記録を破るためにも1人16秒弱で走る必要があります。この経験を通して人の力の偉大さを感じ取ってもらいたいと考えます。

そしてもう一つ、オリンピックカラーを出すために、聖火リレーを行います。多摩国体で使用した聖火台とトーチを東大和市教育委員会にお願いしたところ、使用の許可をいただきました。聖火リレー中には、聖火や聖火をリレーすることの意味を放送委員がアナウンスする予定です。生徒の皆さんや保護者の皆さんにも聖火の意味を理解しオリンピックを見てもらえたらと、とても意味のあるものになると考えます。平成28年度の運動会は五中としてオリンピック・パラリンピック教育の一環として実施していきますので、御理解と御協力をお願いしますということです。

こちら、参加した議員の人に写真を見せていただき、話も伺いました。ほかの学校での運動会の取り組みについて御紹介をいただければというふうに思います。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 今五中のことを御紹介いただいたところでございますけれども、今回第三中学校でも1,500メートルのオリンピック記録に挑むというチャレンジレースというものをやはり同じように実施をいたしまして、2年生の男子生徒が1人100メートルずつ走って記録に挑むというようなことも実施

をしたというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、オリンピック・パラリンピックについて学ぶ時間は年間どれくらい設定されているのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックについて内容、質、量ともに十分学習するためには、週1回、1単位時間程度、年間35単位時間程度の取り組みが望ましいというふうにされております。新たに授業で取り組む時間数をふやすということではなく、今まで行ってきたさまざまな教育活動をそれぞれオリンピック・パラリンピックと関連づけたり融合させたりして今実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） では、午前中に引き続きまして再質問させていただきます。

先ほどの御答弁で、オリンピック・パラリンピアン等のアスリートや留学生等の外国人との交流、専門家による指導など、より体験的な学習を実施するとのことでしたが、例えばどのような取り組みが行われるのでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） ことしの取り組みはまだこれからになりますので、昨年度の例でお話しをさせていただきますが、例えば小学校では陸上競技の元日本代表選手による走り方教室ですとか、または社会教育課に御協力いただいた車椅子バスケット選手との交流、それからあとブラインドサッカー日本代表選手等との交流などが実施をされております。

また中学校では、留学生を学校にお招きをして自国のその国の様子を御紹介いただいたり、生活習慣のことをお話しをしていただくなど、生徒が日本の文化を紹介することも含めて国際的な交流活動というものが実施されました。

また、日本の伝統文化の体験を体験的に学ぶということで、茶道や和太鼓の専門家を講師としてお招きをして指導いただいたというところもございます。

今年度もアスリート、そして外国の方との交流、また日本の伝統文化の体験などを通して、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックについてより理解が進むように実施してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、この項の最後の質問をさせていただきます。

事前キャンプ前の準備地は制度がないということでありましたけども、そうであれば、大会前に東大和市に選手に来てもらうようなことはできないのかどうかちょっとお伺いをいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 参加する選手の皆さんは4年に1回の大会ということで、よりよい成績を残すために事前キャンプを張るということでご覧いただいております。具体的にその前にこちらに来てもらうということですので、その調整の問題もあるかと思っておりますし、また一部は参加国との交渉のお話もあります。そして宿泊施設の問題だったり、仮に競技施設を使う場合には東大和市にはそれに見合う施設はありませんので、そのような問題もありますので、今の状況ですとその事前キャンプ前に選手をこちらにお呼びするようなことは厳しい、難しいものではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

難しいということはおわかりました。しかし、選手が当市に来るようなことがあれば、市全体として大変に盛り上がるかというふうに思います。ぜひ東京都とも意見交換をしながら何らかの形で当市を訪れることを要望して、次の項目に移ります。

B型肝炎の定期接種についてですけれども、現在このB型肝炎ウイルスに感染している人の人数は全世界で約3億5,000万人と言われております。そのほとんどが持続的に感染しているいわゆるキャリアと呼ばれている状態であります。またその中で年間約50万から70万人がB型肝炎に起因する疾病、肝硬変や肝がんなどで死亡していると推定されております。大人になってもB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんを苦しんでおられる方の多くは、子供のとき、それも3歳までに感染したためだとも言われております。

これまで日本では多くがB型肝炎ウイルスのキャリアの母親から赤ちゃんへの母子垂直感染によるものでしたが、1985年より健康保険の給付により予防接種が進み、母子感染によるキャリアは減少しております。

一方で、近年問題視されているのは父子感染などの家庭内感染や保育園等での子供同士による水平感染です。これらは感染経路がわからない場合も多く、より一層予防接種による予防の重要性が増しております。特に乳幼児期は唾液や汗、涙などの体液を介して感染する機会も少なくありません。

これを受けて、世界保健機関WHOは、平成4年に全ての赤ちゃんにB型肝炎ワクチンを接種するユニバーサルワクチネーションを勧告し、既に2008年時点においてWHO加盟国193カ国のうち177カ国でB型肝炎ワクチンが定期接種となっている状況です。

そして、日本でもようやく平成28年2月5日に開催されました厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の中で平成28年10月からのB型肝炎ワクチンの定期接種化が了承されました。

そこで、予防接種基本方針部会で討議されている定期接種制度の内容について、予防接種法上の分類と、また予防接種対象者はどうなる予定なのかを教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎ワクチンの定期接種化に向けての厚生労働省のワクチン分科会が出した法令で規定される内容についてでございます。

まず接種年齢につきましては生後1歳に至るまでの間にある者ということで、具体的には生後27日以上の間隔で2回接種し、初回接種からおおよそ140日以上経過した後に3回目の接種をすることとされております。また、接種方法につきましては今言ったような形での間隔で行うこと、またワクチンの種類につきましても組みかえの沈降B型ワクチンを皮下に0.25ミリリットル注射するというようなことが実施規則で定められる予定となっております。

また、標準的な接種期間につきましては、健康局長の通知で発出される予定でございますけれども、生後二月に達したときから生後八カ月に達するまでの期間というようになるということが予定されております。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) ありがとうございます。

では、B型ワクチンの1回当たりの1人当たりの費用がわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) B型肝炎ワクチンの1回当たりの費用でございますけれども、ワクチン代が約3,000円、あと委託料が約6,000円ということで、1回当たり9,000円を見込んでおります。お一人当たり3回接種となりますので、お一人は約2万7,000円かかるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) では、B型肝炎ワクチンを任意接種として実施している自治体はありますか。

○健康課長(志村明子君) B型肝炎ワクチンを任意接種として実施している自治体についてでございますけれども、現在荒川区と清瀬市のほうで任意接種の費用について助成をしているということを把握してございます。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) では、済みません、その内容についてわかりましたら教えていただけますか。

○健康課長(志村明子君) B型肝炎ワクチン任意接種の費用助成を行っている自治体の実施内容でございますけれども、荒川区につきましては定期予防接種の開始に先立ち、平成28年4月から7月までに生まれた方を対象に、6月1日から9月30日までの間、任意接種を行っていただいた方に対して原則全額費用のほうを助成するものとなっております。

また、清瀬市につきましては、平成27年4月2日から平成28年4月1日までのお誕生日の方を対象に、28年5月1日から29年3月31日までの間、任意接種としてかかった費用のうち2,500円を上限として助成するものとしたということでございます。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) ありがとうございます。

予防接種法上の分類としてはA類疾病となる予定とのことですが、このA類疾病は主に集団感染や重篤な疾患の予防に重点を置くものであります。また、A類疾患は国民の接種努力義務があり、自治体への接種勧奨義務も課されていることから、個別勧奨などを用いての接種勧奨をされるかというふうに思いますが、現在既に定期接種となっているほかのA類疾病の予防接種に関して行っている周知の方法と、大体で結構ですので、それらの予防接種の接種率を教えていただけますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 定期接種A類に関する個別の通知の方法ですがけれども、予防接種要領において標準的な接種期間が各ワクチンごとに定まっておりますので、おおむねその年齢に達する1カ月前に個別に予診票を含め御案内のほうを通知されているものでございます。

あと、実際の実施に当たりましては、そちらのほうで標準の接種期間内で受けてない方に関しましては、接種期間が過ぎてしまうおおよそ1カ月ぐらい前に接種状況を確認しまして、再勧奨という形で個別の勧奨のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) 済みません、接種率に関してはいかがですか。

○健康課長(志村明子君) 申しわけありませんでした。接種率についてでございます。

接種率につきましては、予防接種の場合はお誕生日に応じまして年度をまたがることがございますので、実施率という形で各自治体で割合を出しております。

東京都多摩立川保健所が出しております保健医療福祉データ集によります平成26年度の当市におけます主なA類の定期的予防接種の実施率について御説明いたします。

四種混合予防接種の第1期の初回が98.5%、MRワクチン、麻疹・風疹ワクチンの第1期が103.5%、これは対象年齢が接種開始時の対象児に対して、先ほど言いました年度をまたがる方もいらっしゃるから100%を超える場合があるため103.5%となったものでございます。BCCにつきましては99%、ヒブの感染症の初回が100.9%、小児の肺炎球菌感染症が初回が99.9%、水疱瘡につきましては第1回が137.7%ということで、こちらのほうは平成26年10月から定期接種化されたため、特例として経過措置がとられたことからこのような大幅な100%を超える実施率となっているものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今いただいた回答から考えますと、恐らくB型肝炎ワクチンにつきましても定期接種が開始となれば、ほかのワクチン同様に対象者への個別通知が送られて、接種率についても大きく伸びるものだと安心をしております。

②に移りますけども、そこで私が懸念しておりますのは、国の定期接種の対象から漏れたお子さんへの接種に関してなのですが、先ほど申し上げましたとおり、大人になってもB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんが苦しんでおられる方たちの多くは、子供のとき、それも3歳までに感染したためだというふうに言われております。これに関しては平成23年の厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会でのワクチン評価に関する小委員会報告書の中でも、感染者が1歳未満の場合90%、1歳から4歳の場合は20から50%、それ以上の年齢になりますと1%以下でキャリアに移行するとの報告がなされており、ここからも1歳児以上の乳幼児に関してもB型肝炎ウイルスに感染しキャリアとなるリスクは決して低いものではなく、接種の重要性を感じております。

これまでの日本におけるB型肝炎ワクチンの接種状況の一つの指標としまして、昨年2015年3月から4月にミキハウス子育て総研、ハッピー・ノート、comが子育て中の母親と父親320人を対象にアンケートを実施しております。

その結果によりますと、B型肝炎ワクチンを受けた方が33.5%と約3人に1人がワクチンを実際に受けております。今後受ける予定と回答した7.5%の方を含めると約4割の方が接種に積極的であるということがわかっております。一方で、約6割の方が何らかの理由によりワクチン接種に積極的ではないわけですが、大変興味深いのはこの理由でありまして、最も多かったのが任意接種だからと、これが52.7%、続いて、医師から勧められないからというのが33.9%、ワクチンを知らなかったというのが33%、自治体の助成がないからというのが32.1%と、上位を占める理由はいずれも定期接種ではないことや自治体の助成事業がないことそのものによる理由、またはその影響によるものだというふうに出ております。

当市においてもまだワクチン接種を済ませていないお子さんの中には、これら理由による未接種の方が多く存在しているのではないかとこのように考えられます。そして、これらは全て定期接種が開始となれば解消される理由でもあり、定期接種に限らず、市の任意助成事業による公費負担での接種機会があれば解消される理由でもあるというふうにもいえます。

また、B型肝炎に罹患してしまうと治療が非常に困難であり、その費用も高額であるというふうにも伺います。インターフェロンによる治療や抗ウイルス薬を一生服用しなければならず、費用は年間におよそ80万円近

くもかかるというようなことを聞いております。

この身体的・経済的負担を乳幼児期にワクチンを接種することで多くは予防することができます。まさに予防にまさる治療はなしということがいえるかと思えます。

これら現状を踏まえまして、私からはぜひ、定期接種の対象から漏れてしまう1歳児以上のお子さんに対しても市の任意助成事業として接種の推進をしていただきたいというふうに思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） B型肝炎ワクチンの任意接種というようなことで今御質問いただきましたけれども、先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、今回このような形で秋からの定期接種になりますが、800人の方の概算で約2,000万円以上の費用が市ではかかるというふうに積算をしてるところでございます。

市といたしましては、今後まだ国のほうで今回のB型ワクチンの定期接種化、それ以外にもおたふく風邪とかコロナウイルス、そういったさまざまなワクチンの定期接種なども今後検討されていくというような中で、さまざまな政策を実施していく中で、やはり必ず実施しなければいけない定期接種というものを確実に実施するというようなことで、限られた財源を適切に配分して重点化をしていく必要があるというふうに考えておりますので、今後も確実に定期接種化されたものを、義務づけされたものについて確実に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、③キャッチアップ接種について、先ほどの市長の御答弁と重なることかと思えますけれども、再度お伺いをいたします。

10月に何らかの理由で接種を受けられなかった場合に、翌月以降にずれ込み3回目の接種が生後1歳を超えることが考えられますが、それを対象とするのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 標準的な接種期間に体調の不良等で受けられなかった方に対する措置でございますけども、現在市で行っております任意予防接種助成制度費用というものは、おっしゃるように定期接種の期間に受けられなかった方に対して、任意接種となってしまったものに対してある一定の助成額を設けて費用の一部を助成しているものでございます。

B型肝炎ワクチンのほうが定期接種化になることに伴いまして、当然この助成制度の対象のワクチンとしてB型肝炎も追加するような事務を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。

ではこれは要望ですので、御答弁は結構でございます。この乳幼児へのワクチン接種の必要性については、昨年もVPDを知って、子どもを守ろうの会の小児科の先生方や肝炎の患者団体等からも国や東京都に対して無料接種を求める趣旨の要望書が出されております。これら要望書の中では無料接種の接種対象を1歳児以上の乳幼児までとの要望が上がっており、何歳までの助成が望ましいかについてはさまざまな意見があるかと思えますが、本市としてはできましたら少なくとも3歳児までの救済措置が望ましいというふうに考えます。これは永続的な助成事業ではなく、定期接種開始時に対象から漏れたお子さん方が一定の年齢に達するまでの時限的な助成事業になりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに思います。

今からでもワクチン接種によってB型肝炎から救われる多くの乳幼児がいる現状において、定期接種の対象

となるゼロ歳児から外れるということだけで公費負担での接種機会が得られない、またワクチン自体の存在すら知らないで接種の必要性の判断ができないということが起こらないよう、定期接種の対象から漏れる乳幼児への任意助成事業の実施を強く要望させていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

いじめ防止の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

平成23年10月、滋賀県大津市の中学校の生徒が飛び降り自殺をしたいわゆる大津いじめ自殺事件は、平成24年7月からマスメディアにより大津市や教育委員会、学校関係者の隠蔽体質などの対応が日々報道され、社会問題となり関心を集めました。当時の総理や警察庁長官もメッセージを発信し、文部科学省も職員派遣などを行い、警察捜査が入る異例の事件となりました。いじめに苦しみ、いじめの苦しさから抜け出そうとみずからの命を絶ってしまう子供が後を絶たないのが現状でございます。

①早期発見と早期対応の取り組みについてお伺いをいたします。

当市のいじめの実態についてどのように把握されているのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 本市のいじめの状況でございますけれども、いじめを発見する、発見のための手だての一つといたしまして定期的なアンケートの実施というものがございます。また、発見のきっかけとしては、学校の職員、特に担任が主でございますけれども、担任が発見をして、そこから対応に当たるといようなことも実施しております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** では、当市のいじめ対処方針や防止対策などについてお伺いできますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 各学校は、学校いじめ防止等のための基本方針というものを立てておまして、それに基づいてそれぞれ未然防止、それからいじめが起きた場合の早期発見・早期対応ということに努めております。そこには学校のいじめ問題に対する基本的な考え方、それからどのような対策を立てていくのか、またいじめ未然防止のための取り組みとして授業でいじめのことについて取り上げることも含めまして対応していく、そして重大事態が起きた場合への対処についてもそちらのほうに乗せて対策を立てているところでございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

文部科学省が調査で用いるいじめの定義は、子供が一定の人間関係のある者から心理的・物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断はいじめられた子供の立場に立って行うよう徹底されるとしております。

また、文部科学省は、教育委員会がいじめの個別事件への学校に対する支援につきまして、学校や保護者などからいじめの報告があったときはその実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行うこと、特に困難ないじめの問題を抱える学校に対しては早急に担当指導主事などを派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導助言に当たることとしておりますし、学校におけるいじめ問題の取り組み状況も、教育委員会による点検などについても必要であるというふうに示されております。

一方で、民間の教育評論家であります森口朗氏は、いじめの具体的な分類を4分類として示しております。1つ目は子供たちが共同生活を送る上で当然発生するであろうあつれきによるいじめ、2番目は従来型コミュニケーション系のいじめで、仲間外れにするなど犯罪の構成要件は満たさないいじめ、3番目に犯罪型コミュ

ニケーション系のいじめで、パソコン、携帯電話などによりインターネット上での誹謗中傷のような犯罪とみなし得るいじめ、4番目に暴力・恐喝型いじめ、暴行罪、傷害罪、侮辱罪、脅迫罪などの犯罪行為のいじめなど、この4分類としております。

そこで、いじめの実態把握についてですが、アンケート調査などによる当市の小中学校における具体的ないじめの件数、小学校では何校でいじめがあったのか、中学校では何校でいじめがあったのか、いじめの内容による分類はどうなっているのか、またいじめの状況の変化などの具体的な詳細を伺いたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 先日も議員のほうからいじめの件数等の実態について御質問がございましたが、まずいじめの件数でございますけれども、27年度につきましては取りまとめをしている最中ということでございますが、26年度の数値は、認知件数、小学校が24、中学校が11というふうになっております。小学校の認知した学校数でございますけれども、それが9校、中学校は4校というふうになっております。

そして、いじめの対応というんでしょうか、どんな状況なのかということでございますけれども、一番多い状況が冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというような状況が一番多くございまして、小学校では、これ複数回答になっておりますが、20件、中学校で10件というふうになっています。次に多いものが、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりというようなことで、小学校が7件、中学校が3件というような形になっております。

そのような状況を私たちも直接学校のほうから状況を伺うというようなことがございます。学校のほうから伺ったことに対しては、状況を把握した上で、先ほど議員のほうからもお話がありましたように指導主事が学校のほうに出向いたりとか、十分話を聞き取って関係機関と連携が図れるように体制を整えるとかというようなことをしながら、解決が先に進んでいくように対応をとっているというような状況でございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

先日も御答弁いただきました。それをここでちょっと話をさせていただきますけれども、今もお伝えをいただいた平成26年度は35件中30件は解消されたというような前回話でしたけれども、今回の調査によって判明したいじめ解消のために教育委員会や学校では、いじめに関係する児童・生徒やその他の子供たちなど、また保護者などに対してどのような対応や具体的な指導が行われたのでしょうか。また、教育委員会や学校が行った実際のいじめ解消のための具体的な対処の内容や、いじめが今回解消されたとする根拠などにつきまして具体的にお伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 具体的にいじめが解消に向かうために教育委員会、また学校が連携して一つずつ解決していくように取り組んでいるところです。

例えば、一つ一つ、いろいろな状況がございますので、一つ例を挙げるとするならば、教育委員会も保護者からその状況を直接伺って、学校等、こういう取り組みを学校のほうが行っているのと一緒に協力してやってほしいとか、また子供に対して家庭のほうでこんなふうにお話しをしてもらえたらありがたいとかっていうようなことをその子の実態に応じてその対応の仕方を教育委員会と学校とが話をして、また保護者とも連携しながら解決に向けて進めているというようなことがございます。

いずれにいたしましても、その一人一人の状況に応じた解決の仕方というものがあるかと思っておりますので、よくそこを分析しながら対応しているということが現実でございます。

また、解決方法というんでしょうか、実際に指導というようなところでは、一番大事なところは未然防止と



いうところを今一番大事にしているところでございます、毎年行っているいじめ防止のためのシンポジウムで地域や保護者の方にも子供たちがいじめ防止について考えていることを発信したりとか、または道徳授業地区公開講座で各校が行っておりますけれども、その中で地域や保護者の方にも参加していただき、どうやって大人たちが子供たちのそういういじめの状況等を防いだりとか守ってあげたらいいかということ地域ぐるみで考えるというようなことも実際学校のほうでも行ってるということが現状でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。詳細に御説明をいただきまして大変にありがとうございます。

多くの学校関係者はいじめ撲滅に向けて真剣に取り組んでおられるというふうに思いますが、ことしの4月にいじめに対しての相談を受けておりました。解消はしたのですが、担任の先生に対して私自身がちょっと不信感が残ったものですから、少し突っ込んだ質問をさせていただきました。ありがとうございます。

では次に、先ほどの教育長の御答弁に年3回のふれあい月間調査にあわせていじめに対する調査を実施するとありましたが、詳細と効果についてお伺いできますでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 東京都教育委員会が実施しておりますいじめのふれあい月間ということで、いじめ防止、それから不登校等も含めての月間になるんですけれども、それにあわせて、本市では小学校1年生から中学校3年生まで、友達とのかかわりアンケートというものをそれぞれの学年に合わせた形で実施しております。その中では、例えば友達に悪口を言われたり、たたかれたり蹴られたりして困ってたりしますかということには、いいえで答えたり、また友達から無視されたり仲間外れにされたりしてますかということにまた答えたり、また最後に、困ってることとかいじめ、友達とのかかわりのことについて考えて、先生に伝えたいようなことがあれば自由に記述するという欄を設けて、そこは記述のところは全員必ず何かしら書くというようなことで先生方にも御指導いただきながらのアンケートを実施しております。

また、あわせて、保護者の方にも御協力をいただきまして、いじめ問題防止アンケートということで、チェックリスト等を活用し、こういうような状況があればぜひ、相談されたいようなことがあれば含めて記述式でのアンケートということで実施をお願いをしているところでございます。

そのアンケート調査の結果から、学校が対応するということがありますし、また保護者から出てきたものについて学校が改めて子供、それからまた保護者の方にも改めて確認をして、個別に丁寧に対応していくと、そのような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

次のいじめ予防授業の推進にも重なる部分があるかもしれませんが、いじめをなくすには先進事例を周知していくことも必要ではないかというふうに思います。

他自治体におけるいじめ防止に関する取り組み事例等がありましたらお伺いできますでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） ほかの各他市によりましてそれぞれ工夫されている取り組みがおりかというふうに思います。本市におきましても同様の取り組みが実施をされておまして、例えば外部の講師をお招きし専門家の方からいじめに関する、防止に関する授業を行っていただいたり、または直接いじめ防止ではないんですけれども、生命尊重の観点から、命の重さ、命の大切さということで授業を行っていただいているというような事例もございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、1件御紹介したい事例がございます。秋田県の高清水小学校で行っている事例です。

国の基本方針並びに秋田市いじめ防止基本方針を参考として、高清水小学校いじめ防止基本方針を策定していると。早期発見のための取り組みとして、これまでは全校児童対象の生活アンケート、丘の子ニコニコアンケートを年2回、7月と12月に実施し、子供の悩みや友人関係の把握に努めるとともに、生活アンケートの結果をもとにして学級担任と各児童が面談、丘の子トークを行い、これも年2回で7月と12月に行ってるそうです。子供の悩みや不安等を聞き取っていると。いじめ未然防止にかかわる児童の活動として、児童会役員が中心となりいじめ防止を呼びかける自作の劇を上演するとともに、全校児童の意見をもとに丘の子にこにこ5か条を策定するなど、積極的に啓発活動を行っているということでございます。ぜひ参考にいただければというふうに思います。

次に、いじめ未然防止のための授業を年3回以上実施しているとの御答弁をいただきましたけども、具体的にどのようなことを行っているのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 例えば、道徳の授業におきまして生命尊重にかかわるような内容項目を授業で取り上げたり、また先ほども少し御紹介させていただきましたが、外部の講師の方をお招きをして授業をしているというようなこともございます。特に道徳授業地区公開講座を活用して、保護者や地域の方にもお越しいただくような機会を設けまして、そこで弁護士の方にお越しいただいて、今まであったいじめから自殺に至った事例を通して、それを御紹介いただきながら、子供たちにいじめというのは本当によくない、また本当に絶対許されることではないんだということも授業でさせていただいております。

また、警察の方にも御協力をいただきまして、命の大切さを学ぶ教室ということで犯罪被害者の方に御講演をいただき、どれだけ命のとうとさというものがあるのか、かけがえない自他の生命を尊重するというような内容で授業を行い、その後、保護者や地域の皆様と一緒に協議をしながら進めてきたと、そのような事例もございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

いじめ予防授業について少し紹介をさせていただきます。

弁護士さんが行う授業で、現在は年間20校ほどで行っているということです。弁護士としていじめの事案にかかわる中で、いじめが起きてからの対応では遅いというふうに感じる事が多くあったために始めたということです。

授業の内容は、自身が受けていたいじめの体験談やいじめで自殺まで追い込まれた子供の話ですとか、ドラえもんの登場人物を引用しながらいじめの構造を子供に認識をさせていくなどで、授業の最後には子供たちがもう二度といじめはしない、見つけたら助けたい、君は一人じゃないと伝えたいといった感想が返ってくるそうです。そして、傍観者になりがちな子供たちが傍観者でなくなったときにいじめは予防できるのですというふうに言っております。

「いじめでだれかが死ぬ前に 弁護士のいじめ予防授業」という本の一説をちょっと今引用させていただきましたけども、いじめの未然防止のための授業にこういったことも加えていただけたらいいかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 御紹介いただきましてありがとうございます。学校でそれぞれさまざま工夫して取り組んでるところでございますけれども、その一つの一例としてお伝えすることができるかと思えますので、参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** よろしくお願ひいたします。

それでは、③ですね、いじめ電話相談等の利用状況についてですが、先ほどの教育長の御答弁で、平成27年度の相談件数は3件であるとのことでしたが、これまでの推移を教えてくださいませんか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 電話相談の件数の推移でございますけれども、実際27年度については3件というところなんです。それから26年度も大変少ないというような状況でございます、同じく3件というような状況になっているところでございます。その以前の状況は今数値で出てこないんですが、それぐらいの数値というような形で把握しております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 済みません、ありがとうございました。

いじめられている子供は親に心配をかけたくない、大ごとにしたくないと考えるものです。葛飾区では、区のホームページにアクセスして簡単な質問に答えるだけでストレス度や落ち込み度など心の状態をチェックできるシステムを導入しています。いじめのサイン、守ってあげたいというものですけれども、いじめで苦しんでいる生徒及びその保護者を対象としたチェックシステムとなっております。いつでもどこでも気軽に利用ができると、当市でも相談活動の充実のために採用してみたらよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** いじめのチェックリストでございますけれども、実際は先ほどのいじめのアンケートを保護者のほうにもお願ひしてございまして、その中にいじめ問題防止アンケートということで保護者がチェックする、そういう用紙も同封して、実際に気づかないところ、子供の状態を見ながらチェックをしながら、もしかしたらというようなことで保護者もチェックできるような体制も整えております。

また、他の自治体のそういう取り組みもまた勉強させていただきながら、よりよい未然防止のための取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、先ほど電話相談の件数でございますけれども、3件ではございまして、いじめ電話相談、26年度におきましては7件というようなことでございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。じゃ前向きに検討していただければと思えます。

最後の結婚記念日などお祝いごとの取り組みについてですけども、先ほども壇上にて述べさせていただきましたが、当市の目指す日本一子育てしやすいまちづくりの推進のため、オリジナルデザインの婚姻届、出生届で結婚したお二人の門出に、新しい家族が誕生した記念日に花を添えることによって、東大和市で婚姻届、出生届を提出したいというふうに思ってもらえないものかというふうに考えます。

当市オリジナルの婚姻届や出生届の作成についてですが、オリジナルでも受理してもらえるものなのでしょうか。また規定などがありましたら教えてくださいませんか。

○**市民課長（山田茂人君）** オリジナルでも受理していただけるかという御質問でございますが、オリジナルなものでも受理しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 特に規定などはない、どんなものでも受け付けてくれるのでしょうか。

○市民部長（関田新一君） オリジナルの届け出ということでございますが、規定がございまして、その規定を網羅しているものについては、そこが網羅されていれば、そのほかについては特に規定はないということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

各自治体で趣向を凝らした婚姻届や出生届が作成をされておりますが、このメリットですとかデメリットはどのようなことが考えられるのか教えていただけますでしょうか。

○市民部長（関田新一君） オリジナルということですので、出すのであればそこをその用紙で出したいという気持ちでしょうか、そういうものを呼び起こすということだというふうに思います。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

御当地婚姻届を利用したカップルからは、地元愛を確認し愛着もアップした、婚姻届が特別なものとなつてうれしいといったような感想が寄せられているようです。また、オリジナルといってもさまざまようで、静岡県藤枝市では全てオリジナルで作成をしております。京都市では京都女子大学家政学部生活造形学科の江口ゼミとコラボして作成をしているということです。文京区では結婚情報誌ゼクシィとコラボして作成をしているということで、さまざまあります。各自治体のホームページからダウンロードができるようになっているということです。

東京では文京区だけがこのようなものを使っているようですけれども、多摩26市ではいち早く本市が導入できればというふうに思っております。ぜひ11月22日、いい夫婦の日までに導入していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田新一君） オリジナルの婚姻届ということでございますが、ただいま御質問者からございましたとおり、オリジナルをつくっているところは近隣にも何市かございます。ただ、本市の場合、窓口等でオリジナルの希望というのでしょうか、こういうのは直接は何ったことはございません。また引き続きそういう要望等を把握をしながらその必要性を検討してまいりたいと、このようには考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、最後の記念撮影用のパネル設置についてですけれども、こちらも各自治体で採用しているところもありますけれども、本市としてはどのようなお考えがございますでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 記念撮影用のパネルの設置についてでございますが、まず今耐震工事を行っていることもございまして、パネルの設置場所も課題であると考えております。

それで、あと市民課は、婚姻のみならずほかのいろいろな業務もやっておりますので、そこら辺との兼ね合いとかございますので、26市においてほかパネルを設置している自治体、こちらとしては3市把握してございますので、課題等について今後とも情報収集に努めて研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

パネルに関しましては、広報などほかの使い道もあるかというふうに思いますので、オリジナルの婚姻届や出生届とあわせて早期導入を要望して、私の一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成28年第2回定例会における一般質問を行います。

今回私は大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、改正自殺対策基本法施行に伴う市の自殺対策の強化についてです。

本年4月1日より、私ども公明党が成立へ向け強力に推進をした改正自殺対策基本法が施行されました。全国の自殺者数は、1998年、平成10年から14年連続で3万人を超えていましたが、2006年、平成18年成立の自殺対策基本法で自殺は防げるとの理解が広がり対策の進展が図られました。2010年、平成22年からは減少に転じ、昨年は18年ぶりに2万5,000人を下回りました。

状況は改善を見せておりますが、しかし、楽観できる状況ではありません。15歳から34歳の死因の第1位に自殺が挙げられるのは、先進7カ国では日本のみです。希望を持って人生を歩む世代の死因の1位が自殺ということの余りにも重い意味を私たちは真剣に受けとめなければいけません。

今回施行された基本法では、地方自治体に対してその対策強化が求められております。

そこで、以下の質問において東大和市における取り組みのあり方などを確認させていただきたいと考えます。

①市の自殺対策について。

ア、近年の市の自殺件数の推移はどうなっているのか。

イ、自殺の要因はどのようなものか。

ウ、市の自殺対策は、現状どのようなものか。

②本年4月1日施行の改正自殺対策基本法について。

ア、主な改正点はどのようなものか。

イ、地方自治体の役割はどのように変わったのか。

③自殺対策の計画策定について。

ア、いつまでに、どのような方法で計画を策定していくのか。

イ、計画策定に関する市民への情報提供はどのようにしていくのか。

ウ、市民の意見聴収及びその反映をどのようにしていくのか。

2点目は、認知症の早期発見対策についてです。

市においては、高齢社会の大きな課題である認知症に関して、現在においても種々の取り組みを行っていただいております。社会的にも大きな関心事であり、御本人も御家族も安心して暮らしていただくために、今後さらに充実した施策の展開が求められると考えます。

今後全国で認知症を患う人の数は2025年には700万人を超えるとの推計値もあり、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症に罹患するとも言われています。

認知症高齢者の数は2012年、平成24年の時点で全国で約462万人と推計されており、13年で1.5倍にもふえる

見通しです。

認知症対策にとって重要なのは、早期発見・早期予防です。それには何よりも本人がきちんと検査を受け、自分も家族もその症状を認識することが重要です。しかしながら、率先して検査を受けることは難しく、家族が勧めても反対される事例も多いようです。まして、一人暮らしや高齢者の御夫婦2人の世帯ではなおさら難しいことは否めません。

そこで、他自治体の事例も参考にしながら、当市として毎年の健康診査等で認知症の早期発見につながる検査を行うことができないか、以下の質問において確認をいたします。

①認知症の早期発見について、市は現在どのような施策をとっているのか。

②他自治体の取り組みについて。

ア、栃木県矢板市の取り組みはどのようなものか。

イ、兵庫県尼崎市の取り組みはどのようなものか。

③市の健康診査において、認知症に関する検査を導入して、早期発見・早期予防につなげる施策展開をすべきと考えるが、どうか。

3点目は、高齢者を対象とした住居対策についてです。

賃貸住宅への入居、またその更新に際し保証人を求められる場合が多いものです。しかし、高齢者の一人世帯の方にとって、身近に頼る人もおらず、保証人の依頼ができずに契約の際にどうしたらよいかと困ることがあります。もちろん、仲介業者に相談をし、しかるべき対応をされるとは思いますが、行政としてもこの点に関心を払い、そうした市民の抱える問題をスムーズに解決に導くよう対応がとられているようであれば市民の方の安心につながり、暮らしやすいまち、住み続けられるまちとして認識を深めていただけたことと思います。

特に一人世帯の方は、周りに相談する人がいないときなどに、まずは行政へ種々の相談をされる場合が多いのではないのでしょうか。そのときにきちんとした対応ができる体制が整っていることは、市民の安心感を増すことにつながります。他自治体ではこうした事例に対応する支援策を備えているところもあり、そうした事例を参考にしながら、当市においても取り組みを進めていただきたいと考え、以下において質問いたします。

①高齢者が賃貸住宅への入居や更新をする際の保証人確保が困難な場合等について、現在市ではどのように対応をしているのか。

②他自治体での取り組みや支援制度はどのようなものがあるのか。

③当市において、高齢者の居住支援のための支援策の充実を検討すべきと考えるがどうか。

4点目は、公共施設の祝日開館についてです。

市民の方が学び、また憩う場として、図書館や老人福祉館等の市の公共施設の重要性は大変に大きいものがあります。しかしながら、祝日にこれらの施設を利用しようと思ったときに、休館で利用できずがっかりしたとお声を複数いただきました。特に過日のゴールデンウィークの際に、ふだん参加できないサークル活動や図書館での読書、学習をしようとしたのに、休館しているので利用できず大変悔しい思いをしたとの御相談を受けました。

人と自然が調和した生活文化都市を目指す東大和市として、こうした文化活動、教育活動を市民が望んだときにはできる体制を整えておくことが住民サービスという観点からも決して見逃すことのできない点ではなからうかと考えます。

そこで以下の質問において確認をさせていただきます。

①図書館や老人福祉館等、市の公共施設の祝日の運営について。

ア、現状はどのようなものか。

イ、市民から、祝日の開館に関する要望はこれまであったか。

ウ、祝日開館に関し、取り組みを進めることについて、市の見解を伺う。

5点目は入札についてです。

地方自治法第2条の14に、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとあることは周知のことであり、行政の仕事の財源が税金で賄われていることから、よりよいものをより安く調達することは大原則です。

そのことを前提とした上で、価格と同様に市民へのサービスの質を担保することも同時に求められるものではないでしょうか。行政としてこの両面を考慮していくことは難しいかもしれませんが、その努力があつて健全な市政運営と住民の満足を得られるものと考えます。

これに対し、各地の自治体においては、入札に際し低入札価格調査制度及び最低制限価格制度というものを導入し対応されておられるようですが、この件に関し以下の質問で当市の現状を確認いたします。

①自治体における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について。

ア、制度の詳細はどのようなものか。

イ、当市での現状と他市の取り組みについて、どのようになっているのか。

ウ、当市においてこうした制度の導入のメリットはどのようなものか。

エ、当該制度の活用について、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、自殺件数の推移についてであります。厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成23年から平成27年までの5年間における当市の自殺件数は年間12件から18件の間で推移しております。

次に、自殺の要因についてであります。厚生労働省の平成27年の地域における自殺の基礎資料によりますと、当市における自殺の原因・動機は、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等であり、全国的な傾向と同様であります。

次に、市における自殺対策の現状についてであります。市では心の健康づくり事業として、セルフチェックシステム、心の体温計や心の健康相談、講演会等を実施しております。また、自殺予防事業として、市民の皆様及び市職員を対象としたゲートキーパーの養成研修や命の電話を初めとしたさまざまな相談窓口の情報提供を行っております。

次に、自殺対策基本法の主な改正点についてであります。法の基本理念として、自殺対策は生きることの包括的な支援であるということが追加されており、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係施策が有機的に連携し、総合的施策として対策を講ずるものとされました。また、都道府県、市町村での計画策定の義務づけなどもされております。

次に、地方自治体の役割についてであります。都道府県、市町村に関しましては、それぞれの自殺対策計画の弾力的な策定が義務づけられました。これにより、市における自殺対策計画につきましては、今後国の自

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、自殺対策の計画の策定の時期や方法についてであります。市町村計画につきましては地域の実情を勘案して定めることとされており、またその策定支援を行う地域自殺対策推進センターが都道府県に設置されることとなっております。

このことから、計画策定の時期や方法につきましては今後東京都との連携を図り検討してまいりたいと考えております。

次に、計画策定に関する市民への情報提供についてであります。市では今後国から示される計画策定に関する好事例等の情報の収集と把握を行い、策定期間や方法などとあわせて市民の皆様へ計画策定に関する情報提供について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の意見聴取及び反映についてであります。市では他の計画策定と同様に市民の皆様を対象とした説明会の実施や市公式ホームページにおけるパブリックコメント等の実施により市民の皆様の見解を聴取し、計画策定に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症の早期発見の施策についてであります。市では市公式ホームページにおいて認知症のチェックリスト等を掲載し、認知症の早期発見の啓発に努めております。

また、平成27年度からは認知症施策推進のため、認知症地域支援推進員を市内3カ所のほっと支援センターに配置するとともに、東京都の指定を受けた東大和病院内の地域連携型認知症疾患医療センターと連携を図り、認知症の初期対応の取り組みを行っております。

次に、栃木県矢板市の取り組みについてであります。矢板市では、認知症の早期発見・早期治療及び認知症予防につなげるために平成26年度から65歳以上の方を対象に認知症検査を実施し、認知症対策に取り組んでいるとのことであります。

次に、兵庫県尼崎市の取り組みについてであります。尼崎市では、平成28年度から40歳以上の市民を対象とした特定健診を活用して、希望者に対して認知機能検査を実施しているとのことであります。また、国立循環器病研究センターと協定を締結しており、検査に関する指導や認知症予防に関する技術的支援を受けるとともに、効果的な施策の検討を進めているとのことであります。

次に、市の健康診査における認知症に関する検査の導入についてであります。市では特定健康審査など法令に基づく健診事業を実施しております。

認知症検査の実施につきましては、関係機関と連携し蓄積したデータの分析等が必要となることから、今後他市の実施状況を勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者が賃貸住宅に入居等の際に保証人の確保が困難な場合の市の対応についてであります。市では現在公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度及び東京シニア円滑入居賃貸住宅並びに一般財団法人高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度の利用などについて案内をしております。

次に、他自治体の取り組みや支援制度についてであります。現在多摩26市のうち、八王子市、立川市、三鷹市、調布市の4市において保証人の確保が困難な方に対する支援を実施しております。

主な内容としましては、高齢者の世帯で住民税非課税世帯や親族などの保証人がいない方などを対象として、民間保証会社の紹介や初回保証料の助成などを行っているとのことであります。

次に、居住支援のための支援策の充実についてであります。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続



けられるよう、生活の基盤である住まいを確保するための支援を図ることは重要であると認識しております。

市におけます保証人の確保などの支援策につきましては、他区市の事例の情報収集に努め、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の祝日開館についてであります。老人福祉施設の祝日の運営につきましては、南街老人福祉館、向原老人福祉館、上北台老人福祉館、清原老人福祉館及び奈良橋にごぞいます老人福祉センターはいずれも休業日となっております。ただし、敬老の日は開館しております。

次に、市民の皆様からの祝日開館に関する要望の有無についてであります。老人福祉施設につきましては、要望はございません。

次に、祝日開館の取り組みについては、職員の配置等の課題もございますので、調査研究してまいります。

なお、図書館についての詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、自治体における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度についてであります。低入札価格調査制度は、あらかじめ策定しました低入札価格基準を下回る価格による入札があった場合に、適正な契約の履行が担保できるか、入札者の積算根拠について調査を行うものであります。

また、最低制限価格制度は、公共工事等のダンピング受注による業務の質の悪化等を防止する観点から、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上の価格で入札したもののうち、最低札の者を落札者とするものであります。

次に、当市の現状と他市の取り組みについてであります。市では低入札価格調査制度につきましては導入しておりませんが、最低制限価格制度については現在一般競争入札に付す工事案件で試行的に導入しております。

また、他市の状況であります。最低制限価格制度については当市と同様に一般競争入札に付す工事案件で導入しているところが多数であります。

なお、低入札価格調査制度の導入につきましては、多摩地域では確認できません。

次に、制度の導入による当市のメリットについてであります。入札者の積算根拠の明確化と公共工事等のダンピング受注による業務品質の悪化や下請け業者へのしわ寄せ等を防止する効果があると認識しております。

次に、これらの活用についてであります。市ではほとんどの契約が実績を考慮しました指名競争入札であることから、ダンピングによる業務品質の悪化等は避けられると認識しております。

しかし今後、一般競争入札を本格的に実施する場合は、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入を検討する必要があると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館の祝日の運営について御説明を申し上げます。

まず1点目の当市の図書館の現状であります。祝日が土曜日または日曜日と重なった場合は、午前10時から午後5時まで開館としておりますが、平日と祝日が重なった場合には休館となっております。

2点目の祝日の開館に関する市民の皆様からの要望についてであります。平成27年度以降では、祝日を開館してほしいという要望は1件いただいております。

3点目の祝日開館に関する取り組みについてであります。これまで新たな財源負担をできるだけ抑え、開館日数をふやす工夫として、中央図書館の職員を派遣する形で平成24年度から桜が丘図書館の月曜開館を実施

した経緯がございます。

しかしながら、図書館を祝日に開館させるためには規則改正をするための裏づけとなる職員の配置や人件費、光熱費等の経費が新たに必要となってまいります。そのため、現状におきましてはより多くの市民の皆様へ御利用いただけるよう、窓口対応等のサービス面での利便性の向上に努めているところであります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

---

午後 2時44分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず1点目の改正自殺対策基本法に関するものでございます。

我が国におけるこの自殺件数というのは他の先進国に比べても比較的多いというふうに長年言われておられて、対策急務となっていたわけでございますけれども、今回基本法改正をされまして、自治体についてもさまざまな対応が求められる、こういうことになりました。ぜひとも効果的な取り組みを求めてまいりたいというふうに思っております。

そこで再質問なんですが、まず①の市の自殺対策についてでございます。

御答弁では、12件から18件、厚生労働省の人口動態統計、平成23年から27年までで12件から18件という御答弁いただきました。その詳細をお伺いしたいと思います。各年ごとの人数、また男女の別、年齢区分、職業、自殺死亡率はどのようになっているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 人口動態統計をもとにした各年ごとの詳細について申し上げますと、平成23年は18人、死亡率は21.5、男性13人、女性5人、20代が1人、30代4人、40代2人、50代3人、60代7人、70歳以上1人となっております。

平成24年は18人、死亡率は21.5、男性11人、女性7人、20代1人、30代3人、40代7人、50代1人、60代はなし、70歳以上6人となっております。

平成25年は14人、死亡率は16.7、男性7人、女性7人、20代1人、30代1人、40代4人、50代2人、60代2人、70歳以上4人となっております。

平成26年は12人、死亡率は14.1、男性8人、女性4人、20代3人、30代1人、40代1人、50代1人、60代1人、70歳以上5人となっております。

平成27年は14人、死亡率は16.3、男性9人、女性5人、10代2人、20代3人、30代1人、40代なし、50代3人、60代5人、70歳以上なしとなっております。

なお、職業につきましては、厚生労働省のホームページからの平成27年だけのものになりますけれども、被雇用、勤め人が3人、無職が11人となっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 死亡率につきましては年々下がっている傾向が見られるということと、やはり高齢者の方の人数が多い。あとはやはり30代、40代よりも10代、20代の方が比較的多いというような傾向性かなという

ふうに思います。

この他自治体と比較した場合、当市におきましては自殺が多いといえる地域なのかどうか、この点について伺いたいと思うんですけども、人数だと人口規模によって違いますので、死亡率という点から見た場合どうなるのかお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 平成27年確定時の全国平均の自殺死亡率は21.3、東京都は21.5でございました。当市は死亡率16.3であり、自殺死亡率は低い地域と判断できるものと認識しております。

○16番（佐竹康彦君） 他地域に比べますと非常に低い地域ということで、そこはひとまず安心できるのかなと思いますけども、しかしながら、実際自殺していらっしゃる方がいるということで、ぜひともゼロに向けてのお取り組みを強めていただきたいなというふうに思っております。

そこで、イについてなんですけど、自殺の要因ということなんですけども、さまざま動機、今市長答弁でもございました。家庭問題、健康問題、経済・生活問題等々でございます。多岐にわたっておりますけれども、当事者にとっても大変切実な問題ばかりだというふうに思いますけれども、特に要因として多いものはどのようなものなのか、若い世代の死因の1位ということなんですけども、若い世代については進学、就職、人間関係、さまざまな要因が挙げられると思いますし、また上の世代では健康問題ですとか経済問題など、社会的な要因も含めて解決していかなければいけないもの、課題の質も違ってくるかと思えます。特に要因として多いものはどれなのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当市におきます要因ですけれども、原因・動機が特定されているものは8件ございました。その内訳ですけれども、健康問題が8件、あとそのほか重複するものとして、家庭問題、生活・経済問題、その他がそれぞれ1件でございました。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） やはり健康問題が多いのかなというふうに思います。健康問題8件ということでございますので、こちらが今お答えいただいている健康課がやはり所管すべきところなのかなというふうに思います。内閣府から厚生労働省に移ったという点もやはりそういう点が大きいのかなというふうに思います。

次に、①のウなんですけども、現状の対策なんですけど、市として種々取り組んでいただいているというような御答弁いただきました。私ども公明党も提案をいたしました心の体温計にも取り組んでいただいておりますが、そうした取り組みの全般的な成果とあわせて、成果を市としてどのように認識しているのかということとあわせて、ゲートキーパーの養成研修ということもございました。この詳細をお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○健康課長（志村明子君） 心の体温計についてでございますけれども、こちらは携帯電話やパソコンからいつでもセルフチェックできるようなシステムとして、平成25年度から開始しております。27年度までの3年間の累計のアクセス数でございますけれども、14万9,684件となっております。市民の皆様への周知が進み、繰り返して御利用いただいているものと認識しております。

ゲートキーパー養成研修につきましては平成24年度から実施いたしております。平成27年度までの受講者数は92名であり、内訳は市の職員が51名、民生児童委員が21名、市民の方が20名となっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 心の体温計も大変多くの方に御利用いただいているということは、またあわせてゲートキーパーにつきましてもさまざまにお取り組み強めていただいているというふうに認識をさせていただき

ました。

それでは、②のほうなんです、改正自殺対策基本法の改正点につきまして御答弁いただきました。関連施策の有機的連携を図り総合的施策の展開をするということ、また自治体での自殺対策計画の弾力的策定が義務づけられたということでございます。このことに関連して幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず関連施策の有機的連携とは具体的にどのような施策がどのように連携をされて、総合的に施策展開をされると考えられるのでしょうか。

特にこの法律の第2条の5には、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないというふうに書いてございまして、それぞれ保健・医療問題、また経済・労働問題、福祉問題、教育分野、これらについてそれぞれどのような対策を求められているのかお伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 関連施策の有機的連携の具体的な施策についてでございますが、要点を申し上げますと、保健・医療におきましては、良質かつ適切な精神医療提供の整備とされております。また、経済・労働におきましては、事業主に対する心の健康の保持に関する研修の機会の確保を規定することとされております。福祉におきましては、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行う関係者との円滑な連携の確保を規定することとされております。教育におきましては、当該学校に在籍する児童に対して意識の涵養に資する教育または啓発、また対処の仕方を身につけるための教育または啓発、また児童・生徒の心の健康の保持に係る教育または啓発を行うよう努めるものとされております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、それら規定されていることを市のそれぞれの所管課が連携をして、それぞれに努力をして有機的に総合的に取り組むということで認識をさせていただきます。

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク、こういったNPO法人ございまして、その清水康之さんという方いらっしゃるんですが、その方の指摘を幾つか御紹介させていただきますと、自殺は失業や多重債務、鬱病など平均して4つの原因が連鎖する中で起きている。また悩みを抱えた人が速やかに問題解決していける地域社会をつくることが重要であって、自殺対策とは地域づくりであり、生きることの包括的な支援だ、先ほど法律のほうにも書いてあるそういった内容が指摘されておりました。

また、一つ一つの要因については各機関による支援策があるものの、機関同士の連携がない、こういった問題が現状あると。当市でも恐らく少なからずあるのではないかなというふうに思います。誰もがどこかにたどり着けば、どこかの機関にたどり着けば、教育現場なら教育現場、医療なら医療、経済・労働なら経済・労働、そういったところにたどり着けば、そこを入り口として複数の支援策までつながっていけるようなネットワークをつくっていかなければならない、このような指摘もされております。

当市でもぜひともこういったネットワークをつくっていただきたいんですけども、当市においてもこの関連施策の有機的連携による総合的な取り組みを今後ともしっかりと進めていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市におきましては、このたび計画策定というようなことが義務づけられたということでございますので、それによりまして基本的な施策等を含めて、計画策定含めて有機的に関係機関、さまざまところが連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとよろしく願ひいたします。

関連施策、また対処すべき課題が部署を超えて多岐にわたることを今確認をさせていただきました。その有機的連携のためにも、市として自殺対策を推進する中心軸、核となる組織を設けるべきではないかというふうを考えております。

法の第15条、調査研究等の推進及び体制の整備というところでは、国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援のあり方、地域の状況に応じた自殺対策のあり方、自殺対策の実施の状況等、または心の健康の保持・増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について先進的な取り組みに関する情報、その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとするということで、この前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制整備を行うものと、こんなように書いてございまして、ぜひとそういった中心軸、核となる組織を本市においても設置をしていただければなというふうに考えるんですけども、この点についての市の御認識を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 中心となる組織ということでございますが、現時点では私ども福祉部のほうでそれを担っていておりますので、心の健康相談とか、それから健康増進計画の中でも心の健康づくりということで推進しておりますことから、自殺対策におきましても私どものほうで担っていくのかなというふうには考えております。

また、中心的な役割というところでは、各都道府県のほうで地域自殺対策推進センターが設置されるというふうになっておりますので、今後そちらとの連携強化を図って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 福祉部は所管する事務が大変多くて、またさらに今回こういった形でということで御苦勞も多いかと思うんですけども、命を守るという観点からぜひともお取り組み、めげずによろしく願ひしたいなというふうに思います。

自殺対策といたしまして、その原因を分析した上で、やはりそこに至らないための事前の相談の充実をするということ、課題の解決を図っていくと、こういった取り組みが必要であるというふうに考えております。

今回の改正におきましては、国だけに課していたこの自殺対策計画の策定を全ての自治体に義務づけております。先ほど申し上げましたように、さまざまな傾向、分析をいたしまして、この特に若者の自殺防止に向けては学校、保護者、地域、三者協力体制を一層強化するよう促しております。

また、政府におきましても、経費につきましては交付金で支援をするということになっておりますし、またデータの提供や先進事例の紹介といった情報面でも自治体をバックアップする、こういった体制が整っております。

また、先進事例、参考として他の自治体を見ますと、次のような先進事例がございます。

まず都道府県単位としては、秋田県では民間団体と秋田大学、行政の連携で、相談事業や住民交流活動など、地域づくり型の対策を続けまして、過去最多の時点から40%以上減少したと、こういった事例がございます。

また、特にこの都市型という意味では非常に参考になるんですけども、東京の足立区では法律相談機関や福祉事務所、保健総合センターなど、官民の関係機関が連携をして相談者の悩みに寄り添い課題解決を目指す

都市型対策モデル、これが効果を上げてるそうでございます。この足立区につきましては、区内の自殺者、2006年の段階で161人で23区でワースト1位になったことを受けまして、2008年から対策に着手をいたしました。警察庁などの統計から、自殺者の年代、職業などによる傾向性の分析を始めまして、結果この足立区では40代から50代で失業中の単身男性の自殺リスクが高い、こういった地域の特性が出たと。そこで2009年から民間団体と、先ほど申し上げましたこのNPO法人ライフリンクと連携をいたしまして、働く世代を対象とした雇用、生活、心と法律の総合相談会、こういったものを開催したそうでございます。

こうした取り組みが功を奏しまして、この自殺者、減少いたしまして、2014年には142人、まだ三桁ですけども確実に減っていったということでございます。また、若者向けの自殺対策といたしましては、保健師の方が区内の公立高校、中学校へ出向きまして特別授業を実施しているそうでございます。

こういった取り組みにつきまして、この自治体の担当課の方は、自治体ができる対策はどうしても限られてしまう。だからこそ、関係機関とのネットワーク、この強化に力を入れていると。民間団体や地域とともに対応していきたい、このように述べられております。やはり自治体でやることも限られている、民間団体、地域等のネットワークも重要であると、こういった大変参考になる例かと思えます。

東大和市として、このような他自治体の事例を参考にして施策展開することも効果的と考えますけども、この点についての御見解を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今御紹介ありましたような秋田や足立区という非常に自殺の死亡率が高い地域の例ということでございますが、先ほど議員からもお話ございましたように、関係者の連携が非常に重要だということでございます。

当市といたしましては、既にゲートキーパーの養成研修などで民生委員さんなどにも参加していただいておりますし、市民の方にも出ていただいているというような状況もございます。さらにいろいろなところでさまざまな方々と連携を図りながら、引き続き自殺対策ということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。組織づくりという点とネットワークづくり、この点ぜひとも力を入れて今後お取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、やはり人づくりという点なのですが、法の第16条、人材の確保等というところでは、国及び地方公共団体は大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとするというふうにございます。今ゲートキーパーというお話ございまして、取り組みをされているかとは思いますが、やはりこの事業を推進する人材の確保もこれからますます重要なものというふうに考えております。

この人材の確保、養成、資質の向上として市としてどのような取り組みをするのか、現時点でのお考えを伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まずは私ども、福祉部などを中心として、相談等を受ける職員の資質の向上、それから専門職、保健師などを中心とした専門職の資質の向上などに努めていくというのが一番重要であるというふうに考えております。

そのほかは、やはり関係機関の皆様にもこの自殺対策ということを知っていただいて、より幅広くキャッチしていただくというのが重要であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、今部長御答弁いただいたようなお取り組み、ぜひとも強めていっていただきたいなというふうに思っております。

やはり何にせよ、組織、ネットワークをつくった上で、やはりそこで働いていただく人の質をいかに高めていくのか、この点が非常に重要だというふうに考えますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、3番目の計画策定ということなんですけれども、計画を策定するに際しては、時期、方法を東京都と連携し検討するというふうな御答弁ございました。

御答弁でございました地域自殺対策推進センター、この設置につきましては東京都からいつごろといった見通しの話はあるのかどうか、またこのセンター設置後に具体的に計画策定にかかると考えて差し支えないのかどうか、また現段階でそれはおよそ何年後ぐらいになるのかとか、この点についてお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 東京都におけます地域自殺対策推進センターにつきましては、現在のところ設置に関する通知等の情報提供はなく、設置予定部署等についての把握もしておりません。

当市の自殺対策行動計画の策定につきましては、東京都が策定する行動計画に基づき、数値目標や施策の工程表など具体的な内容を盛り込んでいくものと考えられますことから、今の時点では策定期間については定まっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 東京都の取り組みもこれからということで、市としてもまだ明確に何年後かというようなお話はできないというふうなことで認識をさせていただきました。

いずれにいたしましても、10年も20年もかけるものでは当然ないので、ぜひとも詳細わかりましたらいち早いお取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

このイについてなんです、情報提供等についても今後の検討ということでございますけれども、市として市民へ周知する手段といたしましては、現在あるメディア、市報、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等々さまざまあるかと思えます。こういった全てを利用されるということで考えていいのかどうか、また市報であれば特集記事を組むということも大きな啓発の一助であるというふうに思っておりますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○健康課長（志村明子君） 市民の皆様への情報提供についてでございますが、市報や公式ホームページを初め、さまざまな媒体を活用して行っていくことを検討するものと考えております。

また、市報における特集記事の掲載につきましては、計画策定に関する情報提供の内容やまた時期など、関連する項目の整理や調整を行う中で検討を図るものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも情報の周知徹底ということにつきましては、また啓発活動ということにつきましては力を入れてお取り組みをしていただきたいというふうに思います。特にこういった形で今悩みを抱えていらっしゃる方というのは孤立しがちでございまして、あらゆる機会、あらゆるメディアを通じて、どこかにひっかかるような形で、こういった窓口相談すればいいのか、こういった解決方法があるのかということに、そういったものに気づいていただくということも非常に重要で、ある意味でそこからそこを取っかかりとして解決していくというような場合もあるかと思えますので、ぜひともこの点については取り組みをぜひともよろしく願いいたします。

ウについてなんですが、パブリックコメント、これは実施ということでぜひともよろしく願いいたします。またほかに可能であれば、意見聴取のための審議会ですとかまたタウンミーティング、こういったものを開催することが可能かどうかということとあわせて、自殺をされた御家族のいらっしゃる方へ御意見を伺うことが可能なかどうか、大変非常に有益な情報も、当事者の方にとってはおつらいですけども、対策を立てる上では非常に有益な情報も得られると思いますし、計画の質を高めることに寄与するというふうにも考えますので、そうした方法もとることが可能なかどうか、この点についてお伺いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず審議会の関係でございますけれども、福祉部で所管するさまざまな今計画については地域福祉審議会等を経て計画策定しておりますので、今回のこの自殺の計画につきましても、今後そういったところに諮るようなことを検討していくようかなというふうに考えております。

タウンミーティングにつきましては、現状では今の時点では行うかどうかということは全く未定というところでございます。

それから、自殺された御遺族の方の意見聴取ということに関しては、非常にちょっとこれは内容的にもさまざま問題でございますし、私どもそういった意味でも、そういった形で果たしてやれるのかということもございまして、そういったところはやはり東京都なども相談をしながら関係機関と連携を図って検討するというような形になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 対策を立てるためには、やはり現状がどういったことになっているのかというデータをとるということ、またそれを分析するということが非常に重要であるというふうに思いますので、可能な限りさまざまな御意見、またデータを収集していただくということ、ぜひともお努めいただきたいというふうに思います。

この法の基本理念に次のようにございます。第2条でございますけれども、自殺対策は生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないということで、これは全く同感、同意できるものでございます。他人の生命を軽視し奪ってはいけないのと同様に、やはりみずからの生命の尊厳も自覚をし、みずからその生命を奪うようなことがあってはならないというふうに考えるわけでございます。

何よりも、自他ともに生命の尊厳を自覚していくということ、人生において逃げ出したくなる苦境、さまざまあるかというふうに思います。しかし、そのさなかにあっても、自分、みずからの生命の底力を信じて、可能性を信じて、決して投げ出さずに生き抜いていけるということ、そして生命が何にも増して尊重されるような社会を実現していかなくてはならないというふうに考えております。課題解決のための発想の原点、起点を生命の尊重ということに置いていくと、こういった意識を全ての分野で持たなくてはならないというふうに思っております。

今回この自殺の問題、取り上げるに際しまして、私、小学校時代に恩師に聞いた話を思い起こしました。それは有名なベートーベンの話なんですけれども、これは余りにも有名なんで皆様御承知かと思うんですが、ベートーベン、音楽家にとって致命的である耳の病になりまして聴覚が失われました。彼も人生に絶望いたしまして、遺書まで書いて自殺をしようとした。しかしながら、そこからベートーベンは不屈の精神で立ち上がり、



そのことがあって以降、数々の名曲を生み出して後世に、人類に文化的遺産とも言うべき数多くの名曲を残したわけでございます。

恩師が言っていたのが、不幸のどん底に落ち、これ以上の不幸はないというところから、泉のようにこんこんと湧き出るようになったものが本当の幸福であるということを知っていたと。それは、悩みを突き抜けて歓喜に至るとの言葉に凝縮していると、こういった内容の話でありまして、小学生の私にとりましては大変感銘深い話として今も記憶に鮮明に残っております。

当然、全ての人がこういったベートーベンのような偉人と同じように人生は歩めないかもしれませんが、しかしながら、それでもなおみずからの生命の力を信じ、人生を諦めないように地域で互いに支え合っていくことは大変重要であるというふうに考えますし、そういった意味でこの基礎自治体の役割というものは大変重いというふうに思っております。

今回の法改正を機に、悩む人を地域で支えられるよう十二分なお取り組みをしていただきたいというふうに思いますし、また今までもお取り組みしていただいておりますので、それ以上に強めていく、こういった必要があるというふうに考えます。

その観点から、一人たりとも自殺者を出さない、これは当市は他市よりも少ない状況ですので、取り組みを強めればこれはゼロにすることは可能だというふうに思います。こういった責任感と使命感を持って今後のお取り組みを行っていただきたいというふうにお願いいたします。

最後にこの点について市長の御見解を伺わせていただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） 自殺につきましていろいろ御意見をお聞かせいただいたわけでございますけれども、今私自身考えてるのは、東大和の人と自然が調和したまちを目指すというのは、先ほど来御質問者の御意見を結びつけると、やはり豊かな自然と、やはりそこで手をお互いに携え合いながら支えていく豊かな地域社会、これが基本にあるんだろうなというふうに思います。

そういった中において、そこから地域の人々と、あるいはいろんな機関とか含めて、私ども行政もですけども、今も現在もいろんな事業はしていますけども、さらにもっとお互いにつながり支え合えるような、そんな地域社会をつくっていくということがこれから大切なのかなというふうに思いますし、そのことは自殺対策計画という意味合いだけではなくて、いろんなものに、例えば私が一生懸命やっってる子育ての関係についても同じようなことが言えるんだろうというふうに思っています。これからもそういうふうな視点を持ってしっかりと市政運営はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 今市長からも大変心強いお言葉いただきましたので、ぜひとも関係各所の皆様には御努力いただきたいというふうにお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、認知症の早期発見対策についてでございます。

御答弁いただきました中で幾つか再質問させていただくんですけど、まずこの認知症地域支援推進員、これの具体的な役割とその成果をどのように捉えておられるでしょうか。お伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認知症地域支援推進員の役割でございますけれども、初期の段階におけます認知症の人やその家族のニーズを把握して支援を行い、さらに医療、介護等の地域との連携を強化することで地域の支援体制の構築と認知症のケアの向上を図ることとされてございます。配置された職員ですけれども、看護師もしくは社会福祉士の資格を有しております。

成果でございますけれども、配置をされてまだ間もないということもございまして、現在のところ、ほっと支援センターにおいて個別の相談を実施するとともに、認知症ケアパスの作成と認知症施策全般についてかかわっているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

配置されたばかりということでございます。まだまだこれから大きな成果が出てくるであろうというふうに期待をさせていただきます。

次に、地域連携型認知症疾患医療センターとの連携、これについてのこの連携の詳細はどのようなものかお伺いをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 地域連携型認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断や心理症状の対応、専門医療相談等を実施しているところでございます。

連携についてでございますけれども、認知症地域支援推進員や高齢者ほっと支援センターの職員からの受診、対応について相談をさせていただいているとともに、現在市とともに認知症の地域支援推進員が地域連携型認知症疾患医療センターの運営会議に出席をさせていただいて、互いの情報共有に努めているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

現場で対応していらっしゃるということとあわせて、その情報共有といいますか、さまざまな点から取り組みをさせていただいているということ、大変心強く思っております。

で、この認知症の早期発見の有用性というものはどういう点なのか、またこれは改めてなんですけれども、早期発見をするということではどのようなことが防げるのか、改めてお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 早期に診断を受けて治療を開始することができますと、アルツハイマー型の認知症では薬で進行をおくらせることができるようになってきていると言われてございます。また、病気の種類によりましては治療によって症状が改善する場合もあるとのこと。病気への理解を深め、今後の備えをすることで不安を防ぐことができるのが早期発見・早期診断の有用性があるというふうに考えてございます。

○16番（佐竹康彦君） 何にせよ、どのような病でもやはり早期発見ということが重要なのかなど。特に認知症につきましても今おっしゃっていただいたようなそういった有用性があるということで認識を改めさせていただきました。

重ねてなんですけど、この認知症の早期発見は、当然本人はもとよりも、家族にとっても地域にとってもこれは有用性が大きい、今身体的な面で伺いましたけども、社会的な面で有用性も大きいというふうに考えますけども、この点についてはいかがでございましょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 本人や家族の方にとりまして、早期発見によって病気への理解を深めるということで、先ほど申し上げましたが、今後の備えができるということは、本人、家族にとっても、また近隣の地域の方にとっても有用性があると考えております。

また、早期発見で関係機関による本人の家族の方の気持ちを受けとめて、服薬による治療だけではなく、本人や家族の気持ちに沿った支援が行うことができる、こういうこともメリット、有用性であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） こういった言葉が適当なのかどうあれなんですけれども、やっぱり先手必勝といえますか、やはり早期発見をしていくということで御本人の体調、身体的な面でも社会的な面でも大変有用性があるというようなことで認識をさせていただきました。

今市としてもお取り組みいただいているさまざまな早期発見のメニュー、幾つかあるというふうに思いますけれども、そういったそのメニューですとか早期発見のチャンネルといいますか、そういったものは幾つか用意されてる、少ないよりもやはり一つでも多いほうがいいというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認知症の早期発見につながります機会あるいはきっかけというのが複数あるいは重層的にあることが望ましいというふうにやはり考えてございます。

一方、御本人や家族において認知症の疑いを持つことあるいは診断されることというのはやはり悲しみとか不安だとかということもあるのも事実だというふうに思います。こういうことから、きっかけとなるチェックシートについては信頼ができるものが必要であるというふうに考えてございます。

市におきましては、気づきを促すものとしてホームページ上で都が作成いたしました自分でできる認知症の気づきチェックリストや、あと大田区の3医師会が作成しました認知症のチェックの方法等を掲載して御利用いただけるように現在しているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした垣根が低いといいますか、そういったお取り組みしていただいて大変感謝申し上げます。やはり重層的なものがあつたほうがいいのかというような御答弁もいただきました。

そこでなんですが、御承知のように、厚生労働省は関係各省庁と連携をいたしまして、平成27年1月27日に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」——通称新オレンジプラン、これを策定いたしました。ここにおいても早期発見に関する記述が見られておりまして、早期診断・早期対応のための体制整備を訴えております。

ここではかかりつけ医の対応を中心に記述されておるので、それはごもっともなんですけど、しかし、そればかりでなくて、本人も周囲もいち早く気づけるようにより広範囲な枠組みといたしまして、自治体が行う健康診査等の場を活用して体制の充実を図っていくということは有意義な取り組みであるというふうに考えております。

実はこれに関しましても市民の方から、この健康診査、健康診断等の場でそういったものを本人に気づいてもらえるようになりませんかというようにお話をいただいたんです。やはり周りの方がどう見てもそうじゃないかと思っても、やはり御本人が気づいてないという例が非常に多いというようにお話でございました。

この認知症への対応に当たっては、常に一步先んじて何らかの手を打つという意識を社会全体で共有していかなければならない、こういった指摘もございます。

そこで、他自治体の取り組みなんですけれども、矢板市の取り組みでございまして。

今壇上答弁でもいただいたところでございますけれども、矢板市、平成27年度、26年度でしょうか、市の健康診断の一環として認知症検査を実施しております。検査の対象となるのが市内の65歳以上の在住の方でございまして、検査結果はデータベース上で管理をされる。利用者の同意があれば情報をかかりつけ医や介護サービス事業者提供しているそうでございます。これに関しましては、平成26年10月17日発表の記者発表資料と

いうものがホームページ上で公表されております。

これにつきましては、目的は認知症検査を行うことにより認知症の早期診断、早期治療及びMC I、正常でもない、認知症でもない中間の状態の方の認知症予防につなげるということで、実施方法としては、一次調査として認知症検査事前問診票の配付・回収、二次調査として認知症検査の実施ということでございます。で、先ほど申し上げたようなデータベースで管理ということとかかりつけ医の情報の提供と、こういったことがございまして、27年度のこの矢板市の市報を見ても、こういったこの認知症対策の予算で1,514万円の予算も計上されておるところでございます。

こういった矢板市は基礎自治体としての取り組みなんですけれども、このことに対しまして市としてどのような評価ができるのか、また本市として参考になる点はどのようなところがあるのかお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 矢板市では、医師会との連携のもと、認知症検査事前問診票を配付して、回収後に認知症の検査を実施しているということです。実施結果につきましてはデータベース化をして、本人からの同意があればかかりつけ医や介護サービス事業者へ提供を行うことで認知症の早期発見に努めている内容になっているとでございます。

矢板市の取り組みでございますけれども、より認知症に対する関心を持っていただくことができる内容のものであると考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 次に、尼崎市の取り組みなんですけれども、尼崎市につきましては今年度から認知機能検査を実施するというので、これは国立循環器病研究センターと締結をしてやるということ。自治体が特定健診の際に認知機能を検査するのは全国初ということでございます。

特にこの循環器病センターとの連携ということでございますけれども、循環器病を抑制すれば認知症も減少できる、こういったことが言われてるそうございまして、例えば海外の研究によりますと、住民を対象とした新血管リスク管理の重点化を図ると脳卒中や虚血性心疾患だけでなく認知症も減少することが、これはアメリカ、イギリス、フィンランド、これらの研究機関から報告をされているということでございまして、こういった循環器病も抑制する試みと同時に認知症も減少される波及効果があるということでございました。

この尼崎市の事例は市としてはどのように評価できるのか、また本市として参考になる点はどのようなところがあるのかお伺いしたいと思っております。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 尼崎市におけますのは、40歳以上の市民を対象として特定健診の中で希望者を対象に認知症の診断テスト、ミニメンタルステート検査の導入を始めたということでございます。11項目から成る質問に答えて注意力とか計算力を評価するというものだそうです。実施結果につきましてはデータベース化をして、先ほどおっしゃいましたように国立循環器病研究センターとの共同研究に活用し、認知症の予防につなげるものということでございます。

今年度からの取り組みということで、現時点ではデータを収集している段階であると聞いてございます。本市といたしましては、研究機関との連携の体制の仕組み等を見ますと同様の取り組みは難しいのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 研究機関との連携はなかなか確かに難しいというふうに思っております。

稲村尼崎市長においては、尼崎市をモデルにこういった認知症の予防と健康寿命の延伸の取り組みが全国に

広がることを望んでいるということで、これそのものをまるっきりまねするというよりも、取り組みが広がることを望んでいるというふうなお話でございました。

確かにさまざまな各自治体の状況によって取り組みの仕方も違うとは思いますが、何にせよこの特定健診とか健康診断とか、そういったところで認知症のチェックをできるということはやはり、今現段階ですとそういうものがないので、病院に本人が望んで行かなければいけない、家族が連れていかなければいけない、こういった状況があるわけですので、そういった意識なく臨んだ、そういった通常毎年やる健康診査等の場で本人が気づくということは、やはりこれは大きな意味がある、早期発見ということに對しまして大きな意味があるのではないかなというふうに思っております。

③なんですけれども、矢板市、尼崎市のような他自治体の事例のうち、本市として生かしていける取り組み、こういったものがあるのかお考えをお聞かせください。

○保険年金課長（越中 洋君） 他自治体における認知症検査につきましては、集団検診による健康診査において市の保健師が問診票等により実施しているということでございます。

当市の国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査につきましては、医療機関において個別健診を実施しておりまして、他市と同様に保健師が対応することは困難であります。

しかしながら、健康診査の御案内の中に認知症早期発見につながる御案内を同封するなど、介護と連携した周知の方法につきましては検討していくことが可能ではないかと考えております。

○16番（佐竹康彦君） この2市は集団で健診をやるということで、本市のように個別でやっているということとそもそも前提が違うということなのでなかなか難しいという御答弁でございました。確かにそうなのかなというふうに思いますけれども、しかしながら、今御答弁でございました介護との連携で周知すること、この点についてはぜひともお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、健康診査の際に認知症の項目をつけ加えることなどの弾力的な運用が可能なかどうか、この点について伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 健康診査の検査項目につきましては、基本検査項目のほかに医師が必要と認めた場合に実施いたします詳細項目がございます。健康診査受診後に医療機関におきまして結果説明を実施しておりますので、全ての実施医療機関において専門的な見地から認知症検査の説明を行うことは困難であると考えております。

他市におきましても、健康診査の問診票とは別に認知症検査の問診票等を送付しているということでありまして、現状では、健康診査の問診票の中に認知症の項目をつけ加えるということはちょっと考えていないところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 現段階では考えていないという御答弁でございました。何らかの方法でできないかなというふうに思うわけでございます。

また、先ほども尼崎市の例でも取り上げました循環器の病気を改善していくことで認知症も減少していくというような、生活習慣病ですとか、そういった関連する病気など、そういったものとの関連性もあるんだよというようなこともあわせて広報していただければなというふうに思います。

次に、ほかの自治体でも相当の設備を整えて実施をしているようです。矢板市におきましても、尼崎市におきましてもそのような実施をしているようでございます。本市としてこのようなことは、もう集団健診という

前提があるということなんであれなんですけども、現段階で可能というふうにお考えなのかどうか、この点について伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 御質問があった自治体、ここでは具体的に尼崎市の事例になりますが、尼崎市と国立循環器病研究センターとの協定では、蓄積したデータをもとに認知症と生活習慣病との関連を調べる同センターとの共同研究に活用するというごこととございます。やはり研究機関等さまざまな要因を鑑みますと、現段階においては他市と同様の実施は難しいという認識でございます。

介護との連携を含めまして、市長の答弁にもありましたように、まずは状況を勘案し研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、まるっきり同じものというのはいけませんとは思っておりますので、ぜひとも参考にさせていただいて、何かしらそのエッセンスを当市の事業に生かしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

早期発見ということについては、認知症対策については大きな効果があるというふうにお答弁でもございました。しかし、なかなか率先して検査を受けに行くことは難しいものでございます。年に1回の健康診査など本人や家族に気づく機会を与えるということは対策の一環として非常に重要な、また有効なものであるというふうに思います。

事例として挙げました矢板市、集団健診という形式をとっているのですが、本市としては個別健診という中でのようなことが早期発見のために可能なかどうか、この点についてぜひとも研究調査をし、実現へ向けて前向きな取り組みをお願いしたいというふうに思います。

新オレンジプランにもかかりつけ医の研修をして、その資質を向上していくというようなお話もございましたので、本市の医師会等とも連携をしながらぜひとも進めていただきたいんですけども、この点についての市の御認識を伺いたいと思います。

○市民部長（関田新一君） 先ほど来話が出てますとおり、昨今さまざまな研究がなされておまして、生活習慣病と認知症の因果関係というものがある程度言われてきているということは承知しているところでございます。

市といたしましても、認知症を予防するために生活習慣、この改善が必要だということは認識をしているところでございます。

また、ただいま御質問者からもございましたとおり、本人や家族の気づきの機会というんでしょうか、これを与えるということは大変意味があるというふうには認識しているところでございます。引き続きまして、他市の実施状況、また研究結果等を重視していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひとも、矢板市も尼崎市も始めたばかりですので、まだまだ情報が蓄積されていないものだと思いますので、他自治体の事例も、またほかの自治体でも多分幾つか出てくるはずでございますので、ぜひとも注視をしていただいて、取り入れられるところはぜひとも取り入れて、本当に早期発見して気づく方がふえるように、進行が進まない段階できちんと本人も家族も気づけるような、そういった体制を東大和市においてもぜひとも各関係機関と連携を強めながらお願いしたいというふうに思っております。

以上で2番目の質問を終了させていただきます。

続きまして、3点目の高齢者を対象とした住居政策についてお伺いをいたします。

今後、超高齢社会へ進んでいく我が国におきましては、世帯主が65歳以上の単身世帯やまた夫婦のみの高齢の世帯、増加していくものというふうに考えております。

2015年の世帯数全体に占める割合23.1%でございますけれども、2035年になりますと28%になる、このように推計をされてるそうでございます。

そこで、高齢者の住居に関する問題といたしまして、高齢が理由で入居を拒否される事例があると、このようにも言われております。そのうちの理由が幾つか挙げられるんですけども、そのうちの理由の一つが、身寄りが少ないため連帯保証人が見つからない、これがあるそうでございます。そうしたところで、住むところが見つからないとか、また住みなれた土地を離れなければいけないというようなことは避けなければいけないというふうに思います。高齢の方が安心して住みなれた地で暮らせるよう、自治体としても何らかのサポート体制を整えて十分に活用していただけるようお願いしたいなというふうに思うんですけども、そこで再質問なんですけども、御答弁にございましたあんしん居住制度、また家賃債務保証制度、この詳細について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） あんしん居住制度は、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活していくことを目的といたしまして、見守りサービス、葬儀の実施、葬儀後の家財片づけの3つのサービスが入っているものでございます。

家賃債務保証制度につきましては、高齢者の方が賃貸住宅に入居する際に入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことによりまして入居を支援するものでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういった制度が現状も存在しているということは認識をさせていただきました。

当市におきまして、高齢者の方で民間の賃貸住宅に住んでいる方の人数とか割合、こういったものは把握できるのかどうか、この点について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 平成25年、住宅・土地統計調査におけます結果を見ますと、当市の65歳以上の単身世帯数は2,940世帯、そのうち民間借家の方が570世帯、およそ20%程度となっております。また、高齢者のみの世帯数は3,790世帯で、そのうち民間借家にいらっしゃる方は140世帯、およそ4%程度ということでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 割合的には、特に高齢者の方の場合は少ない、140名ということで少しは少ないのかなど。でも、しかしながら、やはりそこに身寄りの方がもういないとか、そういった状況は多数率としては高いのかなというふうに思います。

当市におきましても、今後民間賃貸住宅に住まわれている方の高齢化はさらに進展するものとは思われますし、また65歳以上のみで構成される世帯の住宅契約がふえてくというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 当市におきましては、高齢化率の進展とともに、高齢単身世帯及び高齢者のみの世帯の割合も増加しております。こうした状況から考えますと、65歳以上のみで構成される世帯の住宅契約数もふえていくというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今後ふえていくというような御答弁でございました。

そこで②なのですが、他の自治体の事例、八王子、立川、三鷹、調布等の事例は御答弁でございましたけれども、この詳細について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 八王子と三鷹の例を紹介させていただきます。

八王子市では、保証人がいないために不動産会社等から紹介された民間保証会社を利用して住居を賃貸する際に保証料の一部を補助しているとのことでございます。対象要件でございますけれども、65歳以上の一人暮らしの世帯、高齢者のみの世帯で住民税非課税世帯ということになってございます。

三鷹市におきましては、民間賃貸住宅の転居先を探している高齢者、障害者の方が市が協定している民間保障会社の紹介と初回保証料の助成を行っているとのことでございます。対象要件はおおむね65歳以上の一人暮らしの世帯、高齢者のみの世帯で、市内の転居において住宅に困窮しており自立した生活が営めるなどが要件となっているようでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

他市におきましてもそのようなきめ細かな対応がとられているということ、ぜひとも本市としても御参考にいただければなというふうに思います。

23区におきましても同趣旨の制度がございまして、例えば板橋区などでは家賃等債務保証支援事業といたしまして、この保証人の見つからない高齢者等世帯の方が区と協定を結んだ民間保証会社と契約を結んで入居を円滑に進めるための支援事業を行っている。また練馬区では居住支援制度保証料の助成制度がある、こういった制度がございまして、23区、他の区でも似たような制度がたくさんございます。

こうした他自治体の事例を考えたときに、そのメリットにつきましては本人並びに行政にとりましてどのようなものがあるというふうに考えられるでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 御本人のメリットといたしましては、賃貸住宅の契約が行いやすくなるということで、より希望に沿った住宅の確保につながるのではないかとというふうに考えてございます。

行政のメリットといたしましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるという高齢者の居住安定の確保につながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしたメリットを考えますと、本市としてもぜひともこういった制度の検討をお願いしたいなというふうに思います。

市長答弁にもございましたように、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるための支援、これはきめ細かく用意をされていたほうがよりよいものであるというふうに考えます。さまざまな保証制度については、まずは相談窓口を設けることと、これを市民へ周知し気軽に利用できる体制をとっていただきたいというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 相談窓口についてでございますけれども、高齢介護課のほか、高齢者の総合相談窓口でありますほっと支援センター並びに見守りの支援を行っている高齢者の見守りボックス等を通じまして積極的な状況把握と情報提供などの支援体制をさらに図ってまいりたいというふうに考えてございます。

市民の方への周知につきましては、市の公式ホームページを初め、市報、窓口等のパンフレットの活用で積



極的な情報提供に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

---

午後 3時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） この高齢者の住居の問題につきましては、私も最近なんですけれども、市内にお住まいの高齢者の御婦人の方から御相談を受けまして、アパートの更新をしなければいけないけれども、もう身寄りがいないということで、都営団地に入れればいいんだけど、募集も限られてるし当たる可能性も低いと。そういった中で保証人が見つからなくて本当に困ってるんだという切実な御相談をいただきました。最終的には、結果的にはうまくはいったんですけれども、しかしながら、市としてこういった例えば初回保証料の助成などにつきましても、他自治体を参考にして、一定規模の予算も確保しながら、今ある御答弁をいただきました制度に関しまして、これはあったほうがいいなとより安心感を持っていただけるのかなというふうに考えるわけでございます。

今後の検討に関して、市の御見解を伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今後につきましてでございますけれども、他の自治体の取り組み事例における課題点あるいは今後の有効な支援策などのあり方について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも前向きに御検討いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の公共施設の祝日開館についての質問に移らせていただきます。

現状老人福祉施設と図書館ということでございますけれども、御答弁をいただきました。

現状この祝日閉館につきましてはいつごろ規定されたものなのかお聞かせください。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館の祝日の規定につきましては、中央図書館は昭和59年4月15日に開館いたしました。その際は全ての祝日を休館としておりましたが、平成13年9月の時点で祝日が土曜日、日曜日と重なる場合には開館するよう図書館運用規則を改正し、現在に至っております。そのため、平日と祝日が重なった場合には休館としております。

以上です。

○市民生活課長（大法 努君） 老人福祉施設につきましては、昭和45年4月1日に施行された大和町立老人福祉館条例、大和町立老人福祉館条例施行規則によりますと、昭和45年当初から祝日は休館日と定められておりました。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 図書館におきましては、土日と重なった場合はということで改善をいただいているということで認識させていただきました。また、老人福祉施設については当初からというようなお話でございました。

規定当時と社会状況も変化をしているというふうに考えております。祝日開館への要望とあわせまして、ど

のように変化してきていると思われるのか、市の御認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 平成13年当時の社会状況につきましては、バブル経済の崩壊後、ほぼ10年が経過しても依然就職氷河期と言われるような社会経済状況でありまして、人々が身近な場所で余暇を求めるような時代であったかというふうに記憶をしております。

その当時と現在の社会状況を単純に比較するという事は難しい部分もありますけども、現在は超高齢化社会ということもございますので、当時よりも身近な場所で過ごし、気軽に読書を楽しみたいと考えている方がふえてきているのではないかというふうに認識をしております。

以上です。

○市民生活課長（大法 努君） 規定当時の社会状況の変化でございますが、施設を利用できる60歳以上の市民の方の人数の推移を見ますと、各年1月1日現在では、奈良橋市民センター内にある老人福祉センターが開設された昭和60年は5,988人、平成17年は1万9,731人、平成27年は2万6,440人と、昭和60年と比較いたしますと約4.4倍にふえているという現状があるということを認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 図書館におきましては、身近なところというふうなお話もございましたし、また老人福祉施設につきましては、そもそも対象とする方々の人数がふえていると、そういった変化があるということございました。

市民からの祝日の開館に関する要望、老人福祉施設についてはないし、図書館については平成27年以降1件しかないというふうなことで、もっとあるかなというふうに思っています。私のところには、実はこの同じ時期に老人福祉施設についても何で祝日あいてないんだというふうなお声もいただきました、複数。図書館につきましてもほとんど怒られるような調子で、何で祝日はあいてないのっていうふうなことも厳しく問い詰められるような、そういった御意見もいただきました。

これまで市民からの要望に対しまして、市としてはどのような対応をされたのか伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 市民の皆様からの御要望に対する取り組みであります。祝日開館に関しましては、先ほど答弁いたしましたとおり、平成13年9月に土曜、日曜日が祝日と重なる場合には開館するよう規則を改正いたしました。

その後も、市民の皆様から祝日開館に限らず、開館日の増や開館時間の延長についての御要望をいただいているところであります。

担当課といたしましては、市民の皆様の御要望に答えるため、平成8年5月から夜間開館を水曜日に行い、さらに平成19年には木曜日と金曜日にも夜間開館を開始いたしました。また、平成21年には中央図書館の月曜日の開館時間を午後1時までであったものを午前10時からに拡大し、さらに平成24年には桜が丘図書館の月曜開館を開始いたしまして、市民の皆様の利便性の向上に努めてきたところであります。

済みません、失礼しました。午後1時からの開館であったものを午前10時からの開館ということで時間延長しております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

図書館につきましてはさまざまな御要望に答えていただいて、少しずつですけども、開館時間、また開館日をふやしていただいているということで、ぜひともそうでありましたら今度は平日と重なってる祝日について

てもぜひともお願いしたいなというところでございます。

他自治体の取り組みなんですけれども、例えば図書館につきましては、私少し調べさせていただいたんですが、小平、東村山、武蔵村山、立川、隣接する地域の図書館については祝日も開館してる場合が、平日と重なる祝日については開館してる場合があるようでございます。また、その他の地域はどうなんでしょうか。祝日開館をしている自治体の運営、どのような形態をとってるのかもあわせて伺いたいと思います。

老人福祉施設につきましては、やはり同様、東村山、小平、武蔵村山、立川もやはりこれは祝日は休館してるそうでございます。これについてもわかりましたら教えていただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 他の自治体における祝日開館の実施状況についてであります。近隣市の状況につきまして公式ホームページ等で確認しましたところ、各市によりさまざま運用形態がとられておりました。

幾つか御紹介いたしますと、立川市では祝日を閉館日として運営しているとのことでありました。また、羽村市では休館日に指定している日が祝日と重なった場合、翌日の平日に振りかえるなどで重なった祝日を閉館しております。また、清瀬市や多摩市では駅前の一部の地区館のみを祝日開館し、また東村山市では中央館のみ祝日開館としているとのことでありました。

以上のように、各市さまざまな運用形態をしているということでもございました。

以上です。

○市民生活課長（大法 努君） 立川市の休館日でございますが、12月29日から1月3日、日曜日及び祝日、ただし敬老の日及び文化の日は除く。それから、東村山市は12月28日、1月3日から日曜日及び祝日。それから、武蔵村山市の休館日は12月29日から1月3日、あとは毎月第一日曜日。それから、小平市の休館日は12月29日から1月3日、日曜日、土曜日及び祝日ということを確認いたしております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 老人福祉施設については当市と同様なのかなというふうに思いますけども、図書館につきましては、他市では祝日についても閉館に対してそれなりの努力といえますか、しておられるのかなというふうに認識しております。

ウについてなんですけど、まず図書館についてなんですけれども、私ども公明党の会派では、過日、杉並区の図書館、分館でございますけれども、視察をさせていただきました。運営形態は当市とは違うんですけども、これも祝日も開館をしていて、区民はサービスを受けておりました。杉並区については通常の開館時間がおおむね午後8時まででございます。日曜、祝日は午後8時まで開館している。平日とは違う体制で行っているわけでございます。

当市におきましても、祝日開館を考える場合、例えば貸し出し業務をなくして最低限度の人員で閲覧のみを可能としてサービスを提供する、または今御紹介いただきました分館だけとか、中央館だけとか、さまざまな縮小体制での対応が可能なのかどうか、この点について伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 祝日開館するために貸し出し業務をせずに閲覧のみということと、あと最低限度の縮小体制で対応できないかということでもございますけども、他所をさまざま調べる中では、議員の言われる杉並区のように平日は夜間開館を午後7時あるいは8時まで実施、開館しまして、祝日は土日の開館時間と同様の午後5時までで閉館している自治体が多く見受けられました。

私どもとしますと、図書館運営規則の第2条に図書館で行う行事等というのがありまして、その中で資料の貸し出しということは位置づけておりますことから、資料を貸し出すということは図書館の大事な業務である

というふうに認識をしているところでございます。そのため、人員を減らして閲覧のみという対応につきましては、図書館に来られた利用者の皆様に対しましてなかなか御理解いただけないのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 使うほうとしては、せめて閲覧だけでもというふうな御希望があるのかと思えますけど、当市のポリシーとしてそのようなきちんとした業務を行えるような状況でないと開館できないというようなことだと認識をさせていただきました。確かに規則では祝日は休館であって利用できませんし、それを利用可能とするために条例等の改正が必要になります。また、改正するための裏づけとしての人員の配置ですとか予算の確保、これらは必要だというふうな御答弁もいただきました。この点、無理だというふうな御答弁だと思うんですけども、現状そのような条例の改正とか人員の確保、予算の確保が可能なかどうか。

また、例えば市職員以外で祝日のみ図書館の開館業務を例えばNPO法人など市民のボランティアの方ですとか、またシルバー人材センターの方に依頼をして対応するとか、そういった手だてができないかどうか。先ほど申しあげましたように3館全部がだめなら、せめて中央図書館の1館だけとか、または桜が丘だけとか、清原だけとか、そういった対応が可能なかどうか。ぜひともしていただきたいと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） まず祝日開館する場合に現状の人員配置等の対応で可能かどうかということについてでございますけども、御指摘のとおり、祝日開館をするためには規則改正を行う必要がございます。そのためには、教育長の答弁にもございましたとおり、規則改正の裏づけとなります職員の配置、人件費、光熱費等の確保が必要になりますので、現状の部分におきましてはそういう予算や人員の確保がなければ実現は難しい状況であるというふうに認識をさせていただきます。

また、NPO法人やシルバー人材センターなどを活用した市職員以外での対応についてでありますけども、こちらにつきましては御来館いただいた利用者の方に対する図書の貸し出し、レファレンスも含めました資料等の案内については図書館の機能としまして非常に重要な業務であると考えてございます。

御提案のNPO法人、シルバー人材センターの活用の対応につきましては、来館された利用者の方々に御理解いただき満足していただけるような対応がとれるのか、引き続き他市の状況など情報する中で調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 調査研究ということでございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

祝日休館してるということにつきましては、年間数日かもしれませんが、やはり他の自治体と比べても住民へのサービス提供が不足しているんじゃないかなというふうに感じるわけでございます。

図書館の祝日開館につきましてさまざまな対策を検討して、ぜひとも全館において十分なサービス提供を実現できるようにしていただきたいというふうに要望させていただきたいと思っておりますけれども、この点につきまして、もしよろしければ教育長の御見解を伺いたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○教育長（真如昌美君） 初めに社会が随分変わってるんだというお話を伺いましたけれども、確かに社会が変わってまして、紙で読む人がいなくなってスマホで注文をして、そしてそれを読みながら過ごしているという方もいらっしゃるし、また図書館に通うのが非常に意味があるんだというふうにおっしゃる方もいますし、ニーズは非常に広がってきていると思っております。

私どもとしましては、今御意見いただいたこと、あるいは市民の方からこれからまたたくさんいろいろと御意見や御指摘があると思うんですけれども、それぞれの御意見に真摯に対応していつて、そして皆様方から使いやすくなったというふうに言われるような図書館にしていきたいということで今後も研究を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、老人福祉施設なんですけれども、市民センターと併設されてる場合もありますけれども、それはどこになりますでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 市民センターと併設されております老人福祉館でございますが、奈良橋市民センターには老人福祉センター、向原市民センターには向原老人福祉館、上北台市民センターには上北台老人福祉館、清原市民センターには清原老人福祉館が各市民センターの一部として構成されております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そのように併設をされていて、この老人福祉館だけ利用できない場合があるというのはどういう理由によるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 最初南街老人福祉館が今から46年前、昭和45年にオープンしたんですけれども、そのときは、きっとですけれども、多分という話をしても、ちょっとお許しいただきたいんですが、直営でやってたと思うんですけれども、そのときには市の職員が当たっておりましたので祝日は休みというところが始まったんだと思います。

それを、その後、市民センター等で併設で老人福祉館がオープンしていったわけですが、その当初のときのそのまま同様に踏襲したというか、引き継いで今日まで来たのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市民センターは祝日利用可能で、同じ場所にある老人福祉館について祝日利用ができないというのは、利用する側からすると不便を感じる、また不満を感じるというような、そういった市民の声、先ほども申し上げましたけれども、いただきました。せめてこの市民センターと併設してる箇所、やはり祝日開館同様にすべきじゃないかなというふうに考えるんですけれども、市としての御見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今佐竹議員がおっしゃるとおり、市民センターあいてるのにそのうちの老人福祉館だけは休みというところは承知してるところでございます。

先ほど担当課長のほうから30年前に比べまして利用できる人口、60歳以上の人口が6,000人だったのが今はもう2万6,000人超えてるということで、2万人もふえてるというような中で、そういうような状況もございまして、いろいろ開館日の利用状況、市民センターも他の開館しているところの利用状況等も含めましていろいろ勘案いたしまして調査研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも調査研究して前向きなお取り組みをよろしく願いいたします。

最後に5点目の入札に関して質問をさせていただきます。

まずアにつきまして、制度の詳細を伺ったんですけれども、これらの制度ができた理由を再度確認させていただきたいと思っております。

○総務管財課長（中野哲也君） 制度導入の趣旨でございますが、公共事業等における極端な低価格における品質の劣化の防止、入札者の積算根拠の明確化、下請事業者の健全な経営環境の確保などの観点から導入されたものだと認識しております。

○16番（佐竹康彦君） それでは、次にイなんですが、当市また他市の状況も確認をさせていただきました。当市で最低制限価格制度を導入して低入札価格調査制度を導入してない理由は何なんでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 市では、最低制限価格制度については試行的に実施しています一般競争入札で導入はしているところでございます。対象は一定額以上の工事案件でございますが、その他の指名競争入札につきましては導入はしておりません。

一般競争入札では、一定の条件が該当すれば誰でも参加が可能であるといったところから、品質の確保のために導入をしているところでございます。

一方、指名競争入札では、当市での過去の実績等を考慮して事業者指名を行っておりますので、品質確保適正競争等に問題が生じないことから、最低制限価格制度や低入札価格調査制度は導入してないところでございます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、当市以外、他市におけるこの制度の活用状況はどのようなものなんでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 他市状況についてでございますが、最低制限価格制度につきましては当市と同様に一般競争入札に付す工事案件に導入しているところが多数でございます。

また、低入札価格調査制度の導入につきましては、多摩地域では確認できないところでございます。

○16番（佐竹康彦君） 他市も含めて状況はわかりました。

ウについてなんですけども、工事だけではなくて例えば物品購入などの適用ですとか、また低入札調査制度に関しましての導入のメリット、再度詳細に教えていただきたいと思います。行政、市民、業者、それぞれのメリットはどのようなものでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 最低制限価格制度の物品購入などの導入の利点でございますが、工事と同様に品質の確保や適正な競争環境の確保といったものが図られると認識しております。

しかし、工事以外の物品購入、委託業務への最低制限価格制度の導入につきましては、最低制限価格の設定が課題でございます。個人につきましては市で東京都等の工事単価に基づき起工し価格設定を行うため、最低制限価格の設定が可能でございます。しかしながら、物品や委託につきましては価格の設定が市でできないといったところでございますので、適正な最低制限価格の設定が困難な状況でございます。

低入札価格制度につきましても、工事以外については低入札価格基準の設定が課題と認識しているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな難しい面もあるのかなというふうに思います。

また、これらの制度につきましてはさほど緊急性はないというふうに御認識されてるのかというふうに思いますけども、こういった制度を導入しないことで行政、市民、業者のいずれかが不利益をこうむる可能性がないかどうかということとあわせて、やはり幾つかあるメリットに鑑みまして、当市でも制度としてきちんと両方とも導入していく必要があるんじゃないかというふうに考えるんですけども、この点についての市の御見解を伺います。

○総務部長（広沢光政君） 先ほど担当課長のほうからもお話がありましたとおり、当市におきましては入札不調の回避、それから契約の確実な履行を担保するという目的のために、東大和市指名競争入札参加業者指名基準に基づきまして指名競争入札によって厳正かつ公正な入札の執行を図っておりますことから、低価格での落札、で、その結果としての契約内容の不適切な履行、こういったもの、それから極端な低価格の入札、こういったものがないものというふうに考えております。

そういった意味からしますと、緊急に今お話があった低入札価格の調査制度、これを導入するという必要はないものというふうに認識してるところでございます。

また、当該制度を導入しないことでの行政、市民、業者、こういった方々への不利益ということでございますが、そういったことについては不利益をこうむる可能性はないというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。不利益もないということ、また制度がなくても大丈夫だというような御答弁いただきました。

しかしながら、私もこの制度、今回質問させていただくんで多少は勉強させていただいたんですけども、ないよりはあったほうがいいのかなどというふうに思いましたので、何らかの機会にまた検討の一つとしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 関野杜成君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

[14番 関野杜成君 登壇]

○14番（関野杜成君） 議席番号14番、関野杜成です。通告に従い一般質問を行います。

大きな1番といたしまして、コミュニティー（地域の子供・高齢者・子を持つ親とのつながり）についてです。

①現在の子育ての支援について。

ア、事業内容と年間予算、参加人数は。

イ、現状の問題点や改善点は。

ウ、今後の展開についてお伺いいたします。

②として、現在の子を持つ親への支援について伺います。

ア、事業内容と年間予算、参加人数は。

イ、現状の問題点や改善点は。

ウ、今後の展開について。

③高齢者の地域や趣味への参加について。

ア、事業内容と年間予算、参加人数について。

イ、現状の問題点や改善点は。

ウ、今後の展開について。

以上、1番をお伺いいたします。

大きな2番としまして、緑化管理についてです。

①3月議会でも質問をいたしました。高所作業員の死亡事故について、その後の状況についてお伺いします。

②今回の問題点と今後の改善点についてもお伺いいたします。

大きな3番目、災害時の対応と事前対応について。

①東日本大震災と熊本地震との違いについて。

②熊本地震で知り得た情報と活用について。

③避難通路など、発生後の予想される状況と改善点について。

④今後の対応についてをお伺いいたします。

この場での質問は以上です。

再質問については自席にて行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市における子育て支援の事業についてであります。平成28年度につきましては、日本一子育てしやすいまちづくりをさらに進めるため、認定こども園や小規模保育への移行による待機児童解消、休日保育の拡充、保育コンシェルジュの配置、赤ちゃん・ふらっとの整備及び育児パッケージの配付などを行っております。

これらの詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、現状の問題点や改善点についてであります。市におきましても全国的な傾向と同様に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、子育てに不安や孤立感を抱く家族や待機児童の発生などの多くの問題が生じております。これらの問題を解決するため、市では平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援施策を推進しております。

今後この計画に基づき、東大和市子ども・子育て支援会議におきまして事業の進捗状況の確認や評価などを行い、事業の問題点や改善点についての検証を図ってまいります。

次に、今後の展開についてであります。平成28年5月23日に平成27年の人口動態統計による全国の合計特殊出生率が1.46となり2年ぶりに上昇したと報じられました。これは各自治体が行った子育て支援施策が出生率の引き上げに一定の効果を上げたことのアラわれであると考えられております。

市におきましては、今後も日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、さらに出生率の向上に寄与できるような新たな施策の検討を行うとともに、引き続き子育て支援施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、現在の子を持つ親への支援についてであります。現在青少年対策地区委員会につきましては、小学校通学区域単位10地区に組織されております。地区ごとに青少年をめぐる社会環境の浄化活動や青少年の健全な育成を図るための活動を行っております。

予算につきましては、各地区に対しまして市より年間16万円を補助しております。

参加人数につきましては、活動内容、場所及び日時、日数等に差異がありますことから統計はとっておりません。

次に、現状の問題点や改善点についてであります。青少年対策地区委員会は、さまざまな分野の関係者の



連携により青少年を取り巻くさまざまな問題に取り組んでおられます。

課題や改善点につきましては委員の世代交代が挙げられるものと考えております。各委員会におかれましては新規委員の発掘に御尽力をいただいております、それが組織の活性化につながるものと考えております。

次に、今後の展開についてであります。次世代を担う青少年の健やかな成長を促すためには、家庭、地域、学校、そして行政がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携を図り、社会全体で取り組む必要があると考えますことから、青少年が地域とのかかわりを持つことができる青少年対策地区委員の皆様のかめ細かな活動に今後も大いに期待するとともに、活動の拡充に向けた連携を引き続き行ってまいりたいと考えております。

教育関係の詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、高齢者の地域や趣味への参加に係る事業内容、年間予算及び参加人数についてであります。主な事業としましては、老人クラブ育成事業、介護予防リーダー及び体操普及推進員養成講座、介護支援いきいき活動事業などがございます。

詳細につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、現状の問題点や改善点についてであります。問題点としましては、地域コミュニティの希薄化や趣味活動の多様化により新たな参加者の確保や高齢化に伴う後継者の育成が難しいことが挙げられます。

改善点としましては、若い世代や新たな参加者を取り込むため、さらなる普及啓発を図るとともに、活動内容の充実等が必要であると考えております。

次に、今後の展開についてであります。高齢者の皆様の地域や趣味への参加の促進につきましては、市報や市公式ホームページの活用、イベントなど、さまざまな機会を通じてさらなる普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

公民館事業につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、狭山緑地における高所作業車の事故のその後についてであります。死亡事故としての調査につきまして東大和警察署及び立川労働基準監督署へ問い合わせをしたところ、両署とも調査継続中であるとのことあります。

次に、今回の問題点と今後の改善点についてであります。今回の委託事業を実施するに当たり、見積もり作成段階で現場の状況を十分に把握した上で、工法や作業機材の導入など調整を行い、十分な安全を担保できるよう仕様の作成を行ってまいりました。今回の事故を教訓に、安全面に対する内容をより明確にしてまいりたいと考えております。

次に、災害時の対応と事前対応についてであります。東日本大震災と熊本地震との違いにつきましては、主に東日本大震災がプレート境界型の地震で津波と放射線による被害が甚大でありました。一方、熊本地震は横ずれ断層型の地震で地震の揺れにより家屋の倒壊や道路、橋梁の寸断等が発生したものと認識しております。

次に、熊本地震で知り得た情報と活用についてであります。今回の地震では市庁舎の甚大な被災による初動対応のおくれ、いわゆる避難所以外の場所での避難生活、支援物資が輸送拠点で滞留し被災者に早い段階で届けることができないこと、また罹災証明の発行の遅滞などさまざまな課題が報道されているところであります。当市でも被災地支援のため3人の職員を派遣しており、現地の状況を見分けてまいりました。

今後、派遣職員の現地での経験をもとに、防災訓練などにつきましても見直しや追加等を検討してまいりたいと考えております。

次に、避難通路など発生後の予想される状況と改善点についてであります。地震発生時の安全な避難路に

ついて、平素から家庭、地域での確認をお願いしているところであります。

市としましては、防災モデル地区事業や総合防災訓練などを通じて周知に努めております。

次に、今後の対応についてであります。今後今回の地震に関するさまざまな情報をもとに検証を進め、取り入れられるものであれば地域防災計画の見直しの際に取り入れ、東大和市の防災に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、現在の子を持つ親への支援について御説明いたします。

学校教育では、子供たちの登下校の見守り活動につきまして、高齢者の方を初め地域の多くの方の御理解と御協力をいただいております。

地域の方が安心して活動していただけるように、講習会の開催、ボランティア保険への加入、活動に必要な横断旗、腕章、ベストの貸与を行っております。

平成27年度は、高齢者の方を中心としたスクールガードとPTAや保護者の方による交通擁護ボランティアの方、合わせて589人分の保険料として17万6,700円を支出しております。

今後も学校、家庭による安全教育や安全指導の充実を図り、地域の方々の御理解をいただきながら継続的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、公民館では、平成16年度から始めました夏休みみんなで作る遊空間という事業の中で、高齢者を含めた市民の皆様により夏休み期間中、小中学生にさまざまな体験学習の指導や活動の見守りをしていただいております。

平成27年度は体験学習として祭りばやし、生け花など31のイベントを実施いたしました。予算の3万7,000円は特別イベントでの講師謝礼として使いましたが、その他の方々に対しては無料で指導等していただきましたので、費用はかかっておりません。

参加した子供の数は666人、自習コーナーの利用者は224人でした。また、大人のスタッフの202人のうちほぼ半数が高齢者の方々でした。

見守りボランティアの方々なかなか集まらないという課題もありますが、地域の皆様の協力をいただきながら今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の地域や市民への参加についてであります。公民館では高齢者のための講座や年齢に制限なく参加していただける成人対象講座などの中で地域や趣味への参加につながる内容の講座を開催しているところであります。

その中で、子を持つ親とのつながりをテーマとした内容としましては、平成27年度は狭山公民館で知っ得！イマドキの子育て・孫育て事情というテーマで学習したことがございます。

予算は講師謝礼として1万5,000円、参加者は14人でありました。講師からは、自分の孫だけではなく、他人の孫も一緒に育てるといふ他育ての取り組みについて御提唱いただきました。

今後もこのような講座により多くの高齢者の方が参加され、地域へのつながりを深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは1の①、ア、現在の子育て支援について主な事業内容と年間の予算、

参加人数について御説明いたします。

当市におきましては、保育を必要とされるお子さんの待機児童解消を積極的に進めてまいりましたところ、現在市内には公立私立合わせまして認可保育園が16園、認定こども園が2園、小規模保育が1園、保育ママが2施設となりまして、日常的な保育の利用に対応する一方、園庭開放などを通し地域との交流も図られているところでございます。

平成28年度予算は、民間保育園運営委託補助事業費28億9,700万円余りを計上いたしております。

28年4月1日現在の定員といたしまして、合計で2,183人となっております。

続いて、家庭保育をされている御家庭などを対象とした事業といたしまして、集いの場の提供や子育て相談などを行う子育てひろばを市内の私立保育園3園で実施しております。

平成28年度予算は、子育てひろば事業費で1園、166万円、3園で498万円の委託料となっております。

平成27年度の利用人数は、3園合計でございますが、集いの場のオープンデーが7,094人、育児講座が431人、手芸や工作などの教室が1,750人、相談件数が190件となっております。

なお、市立の子ども家庭支援センターにおきましても同様の事業、かるがもひろばを実施しているところでございます。

続きまして、平成27年7月から、病児・病後児保育施設におきまして、多摩地域で初めてとなりますお迎えサービスを開始し、利用者の皆様から好評をいただいているところでございます。

平成28年度予算は、病児・病後児保育事業費といたしまして2,500万円余りを計上させていただいております。

平成27年度の利用人数といたしましては、病児・病後児保育が延べ1,234人、お迎えサービスが16件となっております。

さらに、平成28年、ことし4月から保育コンシェルジュを保育課に配置いたしまして、保育園入園の相談を初め、必要に応じて保護者に寄り添った継続した相談支援などを行っているところでございます。

平成28年度予算といたしましては300万円余りを計上させていただいております。

ことし4月から5月までの2カ月間の相談件数等は延べ33件となっているところでございます。

そのほかに、保護者が乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるよう、児童館等市内13施設に赤ちゃん・ふらつとを設置し、子育て環境の整備を図っているところでございます。

平成28年度予算といたしましては150万円余りを計上させていただきまして、市役所本庁舎内におきまして施設整備等を予定しているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 次に、私のほうからは1の①のアの子育て応援事業、育児パッケージの配付に係る年間予算、参加人数についてお答えいたします。

出産後の子育て家庭に対するきめ細やかな相談、支援に結びつけるため、子育て用品をシルバー人材センターの高齢者の方が訪問して手渡しにより配付するもので、平成28年度の予算額は535万8,000円で、800件分を計上しております。

以上でございます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 私からは18の1の3の1、高齢者の地域や趣味の参加に係る年間予算、参加人数についてでございます。

平成27年度におきまして、老人クラブ育成事業が予算554万9,000円、参加人数が859人、介護予防リーダー及び体操普及推進員養成講座が323万9,000円、参加者が講座36人、介護支援いきいき活動事業が予算158万7,000円、活動事業の活動者が83人となっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問に移らせていただきます。

ちょっと私がいつも言っているコミュニティーというのはほとんど担当課というか部が大分超えた形でのコミュニティーを要求しているので、きょうは大勢の方にお集まりいただきありがとうございます。

さて、まず初めに答えを言おうかなと思ってます。この1番のこの質問に対して何を言いたいかといいますと、兵庫県のほうに地域祖父母モデル事業っていうのがあります。簡単に言うと、地域で子供たちを育てようっていうような話です。今までもいろんな形で市のほうで事業等を行っているということで答弁も聞きましたが、先ほどのだと、例えば子育てひろばとか、そういったところでは年代を超えた方々が集まっているのかなというふうには理解はしたんですけども、例えば今度これから行って、役所のほうにも設置するといった赤ちゃん・ふらっととか、ああいったものとかもちろんしっかりと経験を積んだ方、または試験を受けて通った方とか、そういうものを持つての方がいるのが大切なんですけれども、その方だけでそういったものを見ていくとかじゃなくて、ある意味高齢者の方、そこに高齢者が集まって、高齢者も井戸端しながら子供たちも見られると、そういった形の仕組みをこの東大和でもできないかなというふうに思って質問をさせていただいております。

ある意味、保育園、幼稚園等はいろいろな建て替えがあったり、また市長の子育てへの力強い政策提言だったりで何とか大分解消されたのかなというふうには思っておりますし、以前から質問でもお話しさせていただいた保育ママだったり、または小規模保育、こういったものも活用しながら、もちろんしっかりと園とバックアップ施設という形でとっていただいた上でやっていただいているところなんです、やはり保育園、幼稚園等を1個建てるとなるとそれなりのお金がかかります。なおかつ、それを運営していくとなると1億円から1億円5,000万円、2億円ぐらいかかるのかな、そのぐらいの値段が1園に対してかかってくるというふうに認識しているところなので、ある意味お金をかけないでいかに子供たちを育てるか。他の議員の質問でもあったように、ゼロ歳から3歳までは自分たちで、それで3歳からはそういったところに預けたいみたいなお話もありました。

そういう意味では、やはり地域の方々とつながっているとやはりわからないことをそこで聞けたりとか、そういった話になるのかなと思ひまして、26年度につくられた子ども・子育て支援ニーズ調査、こちらちょっと拝見させていただいたんですけども、いろいろな形で調査をされているなというふうには思っております。

ただやっぱり、いろんな表にはなっているんですが、最後のほうにアンケートの自由回答というところがありまして、この自由回答に関してはやっぱり思っていることをしっかりと書いていくんだなというふうに思いました。

その中に、急な用事が入り子供を預けたいときをお願いできる環境があれば助かると思うことがよくある、近くに親族がいなくて困っているとか、やはりそういう預けるのが遠いためとか、何かあったときに保育等に入れてない方々が一時で預かるというのがなかなか今できていない状態だというようなお声もあります。

そのほかいろいろ読んでるとある程度80%は、これ26年に作成したものから80%ぐらいは達成しているのか

など思うんですが、残りのやはり細かい部分、園に入れるっていうのは園を建てれば人数その分入りますけれども、やはりそういった形で園に入れずにまずは自分でやろうと。ただ、自分でやったときも本人が、お母さん、お父さんが病気になったり、または緊急の用事ができたり、そういったときに預ける場所、一時保育ですけれども、そこの部分に関してなかなかうまくいっていないというような状況が見受けられたので質問をさせていただきます。

さて、そこで、この私が今お話しさせていただいた兵庫県の地域祖父母モデルなんですけれども、補助対象事業がシニア世代への子育て支援研修とか、子育ての世帯とシニアの世帯を信頼関係を構築するための交流事業、こういったことをやられています。現状、今までるる御答弁いただいた中にも、もちろん公民館事業のほうでやっていたあれは何でしたっけ、中央公民館で行っている遊空間に関しては高齢者の方も来られているなというところで、これ大分昔からやられている事業ですけれども、そういう意味では顔と顔がつながっているのかどうか、ちょっとそこら辺は微妙ではあるかなと。

いろいろな形で高齢者の方とお話ししていても、やっぱり顔を覚えないとなかなか地域でも、見たことあるな程度じゃ余り挨拶はしないです。私も実際九小のほうにいろいろ行かせてもらってるんですけど、やっと最近、おじさんは何をしておじさんなのってやっと言ってもらえるような、やっぱり五、六回顔を合わせてお話しをすると向こうから子供たちが声をかけてくれるという状況が出ておりますので、せつかくこういう事業をしている中で何かしらそういうつながりができればなというふうには思っておりますが、現在子供だけ、または子を持つ親だけという形で保健センターのほうでもそういうのをやられてると思うんですけれども、そういったところに、例えばまた別の場所で高齢者の集まる場所みたいな、そういうものを設置して子供とお母さん、それで高齢者とという、そういうコミュニケーションをとるような場所の提供というのは可能なのかどうか、ちょっとこの点についてお伺いをいたします。

○副市長（小島昇公君） 市長は日本一子育てしやすいまちづくりという中で、待機児童対策、それから学校の点数を上げるということだけではなくて、例えば特色ある公園づくり、こういったところにも力を注ぎたいと。

そういう中では、まだこれからになりますけれども、市内に100カ所ほど公園という定義を受けている場所があって、ただその近くのお年寄りがそこでお話ができたり、公園デビューとってお子さんを連れてお母さんが集える場所、そういったところを高齢者は高齢者だけ、お子さんを抱えたお母さんはお母さんだけということだけでなく、今お話しいただいたようなうまく交流ができて、そこでお子さんを見て高齢者の方がかわいいわねというところからうまくコミュニケーションができていくというようなことも今後は今検討していきたいというふうに指示をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○14番（関野杜成君） 済みません、ちょっと大きな質問だったんで副市長になっちゃいましたけれども、副市長も、もちろん市長も言われたように、先ほどの佐竹議員の質問でも答えておりましたが、豊かな地域社会、また手と手をつないで、つながり支え合おうと、私それ聞いたとき、ああ俺の一般質問終わったなと思ったんです。そういう気持ちを持つってところに対してそういう意味で言わせていただいたんですけども、やはり先ほどの私の答弁でも希薄化してる、核家族が進んでると。やっぱりその中で昔を思い出すと、どうやって子育てしていたのかなっていうふうにと考えると、やはり隣近所のおじちゃん、おばちゃんに私は怒られて育てていたという思いがあります。これは毎回毎回コミュニティーの話すると必ず言ってることなんですけれ

ども、やっぱり私はまだ結婚もしてないですし、子供もいないですけれども、やはり友人の子供を少し3時間、4時間見てるだけでも大変だっているのはすごくわかります。

やはりそういう意味では、子育てをしているメインなのはほとんどお母さんでしょうから、そういう意味では、ある程度たまには息抜きをさせていただくとか、または少し疑問に思ったことをいつでも聞けるような体制を市が今の時代であればとらなきゃいけないんじゃないかなと。もちろんそれに予算をかければ幾らでも予算はかけていいものができますけれども、今回の提案は、あくまでも予算をかけずに地域で育てようというようなことです。そのためには、今やってるそういう事業をいかに連携ができるのか。

例えば先ほど私が言わせていただいた遊空間に関しても、そういう意味を持ってやってるかは別としましても、いろんな年代の方が一緒にやられています。または先ほど答弁があった新しくしたお迎えサービスだったり、あと保育コンシェルジュ、これ見るだけでもやはり利用率高いですよ。そういう意味では、やはり緊急なことがあったりどうしてもっていうときに利用されているものなのかなというふうにも理解をいたします。やっぱりこういった新しいサービスをやった上で反響があれば、何を求めるかっていうのは行政マンの人だったらわかると思うんです。

そういう意味では、自分の担当じゃなくてもこういった何を求めているかというものがわかってきたときには、課を超えて、部を超えてどういった形で子供たち、そして地域の人たちにそういうのをつなげられるか、そういった事業、新しい事業を検討していただきたいというふうに思うんですけれども、ちょっとまた大きな話になったんですけれども、お答えをお願いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 既存の事業とかその活用というところで高齢者のお力をかりてやっていくっていうものをやはり考えると何個かあるのかななんて思うところがございます。

今先ほど来子育てひろば、最初は子ども家庭支援センターで行っていたところがございますけど、そちらのほうもなかなか職員だけでは運営できない、画一的なものになってしまうというところで、児童委員の方とか、それからボランティアの方等が非常に子育てに関心を寄せていただいて御協力いただいているようなところがございます。

例えばお子さんに対する絵本の読み聞かせなんていうのはもうこの間100回目を迎えたっていうところで、月1回でも8年ぐらいですか、ちょっと何年になるかわかりませんが、そういうようなボランティアの方に頼ってるところも多いんですけれども、そんな中で、今後お金をかけないで何ができるかなというところで今非常に注目を浴びてるのが子供の居場所づくり、それから食事の提供等が叫ばれておりますけれども、他の議員さんでも昨日ですかね、お答えしましたけど、いろいろなメニューが今年度創設されて出てきたっていうところがございます。そちらにおきましても、やはりお子さんだけではなくて、保護者に対してもそういうところに集ってもら。そこでマンパワーとなる方が地域の方の高齢者を中心とするボランティアの方だと思いますので、そういうところが国のほうも自治体の一般財源に求めることなく、国がやはり主導しているような施策でもございますので、その辺で新たな、実際にはお金がかかると思うんですけども、国のほうがいつまで援助してくれるかわかりませんが、新たなそういう居場所、それから交流の場所として子供をキーにいろいろな方が集える場所っていうのは今後広がっていくのではないかなというふうに今のところ考えてるところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

考え方、いいと思います。今はやりというか、最近行われている子供食堂とか、いろいろありますけれども、この地域ではないですが、ああいうものもまたちょっと微妙な部分もあったりするところです。都内のほうなんですけれども、囲い込みをしてしまうとか、そういった事案がちょっと出ているようなので、実施する内容はせっかくいいんですが、やっぱりやられる方々がちょっとそういう考えを持ってるとちょっとおかしな方向に行ってしまうというところがありますんで、その点はある意味しっかりと見てやっていただければなというふうに思います。

また、今議会でもありましたように、たしか中間議員のところの健康寿命というところでも体操の推進員がふえたり予防リーダーもふえたと。その中で高齢者のチェック保有リストか何かで健康になったというようなお話を伺いました。ある意味やはりそういう体操をちょっとするだけでも高齢者の方はそういうふうに健康になっていくのかということが見えてますし、ある意味人と話をするという、もちろん世代を超えた方と話をするとやはり若返るということもありますし、若い人からすれば、知らないことをいろいろ教えてくれると。よくお菓子の後ろにおばあちゃんの知恵とかいろいろありますけれども、やはり言われてみれば誰でもわかることなんですよ。ただ、言われないと自分では考えつかない。

やっぱりそういったところがありますんで、ざっくばらんなコミュニケーションがとれる、そういった場がいろんなところにあると、それこそ自治会だ何だとか、そういった地域コミュニティの組織だってそこからつくることだってできますし、やはり子供に関しては人間誰しも、中には最近怒ってる人いますけど、怒れないということもありますから、子供見てるとどうしても怒るよりも笑ってしまうっていう、そういった気持ちもあるんで、子供を介して地域の方々がつながる、なおかつ高齢者も元気になる、なおかつ子育ての人も不安がなくなる、そういった全体的なものを今後やっていってほしいなというふうに思っております。

東京都のほうで何か高齢者に対して元気高齢者地域活動みたいな、そういったものの補助等があるんですけども、こういうものってどういう、この事業を例えば私が今言ったものに活用できるのかどうか、最近出たというお話を伺ったんで全部はまだわかってないという話もありますが、その点について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今お話しができました東京都の補助事業、元気高齢者地域活躍推進事業でございますけれども、事業の背景といたしましては、元気な高齢者の増加であるとか、福祉人材の不足が背景にあるというふうに書かれてございます。

事業の目的ですけれども、高齢者の健康づくり、社会貢献などの生きがいをつくるとともに、保育所あるいは高齢者施設などの従業員の負担軽減を図ることというふうになってございます。

補助対象の事業例でございますけれども、幾つかあるんですけども、世代間交流の事業の視点が見られるものとして、福祉施設での補助的業務を高齢者のボランティアや就労により対応する事業というものがございまして、具体例としては保育所等での昔遊び、本の読み聞かせあるいは学童クラブでの児童の見守り、遊び相手、高齢者施設、障害者施設での食事の配膳、清掃、レクリエーションの補助などが例示として挙げられております。

現在昨年度27年度で板橋区あるいは八丈島で取り組みがあったというところの情報は得ているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

ことしの予算組むときお聞きした限りでは、子育てについての補助、そういったものをしっかり見ると市長はいろんな部長に命令をしたというようなお話聞きました。命令というか、ちょっと言葉は悪いですけど。

ただ、子育てだけではなく、ある意味こういう高齢者というところの観点から子育てにつながるものもあります。そういう意味では、そういう事業に対する補助等も今後探していくように市長のほうからしっかりとお伝えをしていただきたいなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 子育てということで、それだけというふうなお話もということはございますけど、確かに子育てを目指してることは間違いないということなんですけど、ただ、以前も申し上げましたように、子育てというのは大きな施策の一つということでございますけども、やっぱりまちを豊かなまちにしていくためには高齢者から子育ても含めて大きな施策がたくさん必要なんだ、それらが有機的につながり合って初めてそういうふうなまちづくりができるんだというふうに考えてございます。

そういった意味では、高齢者分野についてどうのこうのというか、力を入れていないような感じにとられるとちょっと困るんですけども、そういう心配をせずにしっかりその辺のところもやっていきますし、また青少対等いろんなところを見ますと、昔遊びとかそういうことで高齢の方が結構子供さんと一緒になって元気にいろんなことをきゃっきゃやりながらやる姿、そういうふうな姿というのはまちづくりの中にあっては非常に大切な風景かなというふうには思っております。これからもそういった意味では、元気な高齢者の皆さんをしっかり支えていくとか支援していきたいと、そんなふうには考えてございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ちょっと語弊があったようなので、高齢者のほう頑張っていないという意味ではございません。ただ、いろいろな形の方法がありますと。

今の市長の答弁も私が思っているように、いろいろな形でということで考えられているということですので、この点については質問を終わらせていただきますが、やはり時代が時代です。昔ほどそういうつき合いをされる方が少なくなってきました。前も私言ったんですけど、人間一人じゃ絶対に生きていけないんです。ただ、お金を持ってる方はちょっとそういう気があるのかなと。お金を持ってたって、例えばどこかで買い物するに当たっても、やはりそういうものをとってくる人、またつくってくれる人がいるからこそ金払えば食いもんが手に入るというふうには私は感じております。

そういう意味では、何かあればやはり一人の力では何もできないですから、そういったところをやはり市民の方にもしっかりと理解をしてもらった上で地域コミュニティー、またそういったものをつくってってもらえればなというふうには思って、次の質問に入らせていただきます。

次、緑化管理なんですけど、この件については3月でもお話をさせていただきました。今回の市長のほうの答弁なんですけれども、前回もお話をさせていただいたように、優し過ぎるなという部分がございます。今回の委託事業を実施するに当たり、見積もり作成段階で現場の状況を十分に把握した上で、工法や作業機材の導入など調整を行い、十分な安全を担保できるよう仕様書作成を行ってまいりました、全然これで私はいいように思います。

ただ、この後に、今回の事故を教訓に安全面に対する内容を明確にしていきたいと思いますと考えております、多分仕様書の中にいろいろな安全面を考えた上での仕様書になってるはずですので、ここまで業者というかそういった方に気を配る必要はないんじゃないかなというふうには思っております。質問をしたからどうしてもこういう答弁になってくるのかなというふうには思いますけれども。



ただ、やっぱり仕様書を読めてないという時点で業者としてどうなのかというふうにも考えておりますが、前回の事故後、今のところまだ警察も労働基準監督署も調査中というところですので、そちらの意見は多分出てこないのかなというふうには思うんですけど、その後また入札をかけて伐採をしたのか、それともどういう形であそこは伐採されたのか、その点についてお伺いをいたします。

○環境課長（関田孝志君） 現段階は中断したままという形で、まだ事務が進んでいないという状況でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 死亡事故の後は作業してないということによろしいのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） そうではございませんで、死亡事故以降、おおむね1カ月ぐらいあけてから事業を再開して再度切り始めた。またそこで再度事故が発生して、それで今終了しているという状況で、全ての業務が終了したわけではないという状況でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） どんな事故だったのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 事故の内容につきましては、つるし切りということで高所作業車を入れない中で伐採を行うということで、ロープを三方にかけて根元のところを切った。本来であれば、そのロープで引いてありますので、引いているほうに倒れる方向というのはある程度予測できますので、そちらに倒れるはずだったんですが、一本かけてあるロープの幹の部分が裂けてしまった。これによって本来倒れるべき方向ではない、隣接の住宅のほうの屋根に直撃してしまったというような事故でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ちょっと私も現場を見てないので、三方にかけて、それなりのやり方なのかというふうには思うんですけど、引っ張ってるときに幹が折れたっていう、正直結ぶときに気づかなかったのかっていう話もありますが、これ別の業者ですか、同じ業者なのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 業者については、1カ月休んでそのまま引き続きの業者となっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ちょっとだめですね、この業者。ある意味前回は仕様書に書いてあることどおりにはやらなかった。今回は仕様書に書いてあるような形でやった。今回関しては置いておいて、前回に関してはある意味契約違反ですよ。契約しているんですよ、これって、入札かけて落とした場合。それともそれは契約してないで実行されるんですか。済みません、当たり前のことなんですけど、ちょっとお伺いします。

○総務部長（広沢光政君） 1回目の事故っていう言い方がどうかわかりませんが、当然のことながら、市のほうと契約を締結した上での実施中の事故ですということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） では、契約違反ですから、そういう意味ではまずはその1回目の事故で指名停止をやった。今回またぶつけてしまってそれに対する停止があるのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○総務部長（広沢光政君） 2回目の事故ということでございます。こちらにつきましては、今御質問者のほうからお話ありましたけれども、指名停止措置をとっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） それでは、契約不履行、契約違反したものに対しての指名停止、罰則等っていうのは

とっているのでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 今回2回目の事故ということの表現があれなのかもしれませんが、今回その死亡事故を起こした後の安全管理を徹底するという条件の中で業務継続を認めているといったところでまた発生した事故ということがございましたので、市としても指名停止の措置を行っております。その部分につきましては、その履行に著しく適正を欠く行為と認められるということで、契約履行成績が著しく不良であるということ認めて指名停止の6カ月の処分をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど、事故に対する処分ということですよね、そうなる。1回目がそうですし、2回目も安全管理の徹底ができてなかったということになると思うんですが、ちょっと私、安全管理の徹底を行いますとって2回目をやった、それができなかった。それに対する罰則というのはそれはそれで与えたということなんでいいとは思いますが、ある意味先ほど契約というお話をさせていただいたけれども、その契約が結局不履行になったわけですよね。もちろん安全管理の徹底でということですけども、そうなる、安全管理の徹底というところで6カ月の指名停止、死亡事故に対してちょっと何カ月だったか、3カ月だか何か忘れましたが、3月28日までということでしたけれども、契約に関してしっかりと契約ができなかったことに対しての罰則というのはあったりするんですか。

○総務管財課長（中野哲也君） 今回2回目に措置されました6カ月の指名停止というのは、今回の2回目の事故についての物損の事故だけでは、本来指名停止の措置基準の中でそれを適用するような規定はございません。

ただ、今回、2回目の事故は安全管理を徹底するといったところで市と業務継続を行っている中で起こした事故ということで、適正を欠く行為といったところで指名停止の6カ月をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 多分これ、いろいろやっても考え方の違いになってくるのかなと思うんですけど、事故を起こした者、2回の事故を起こして2回の罰則、指名停止と、また別に契約をしているわけですから、契約に対するもの、本来民営でいったらこれ契約不履行ですから、ある意味損害賠償です。そういう意味では、それなりの罰則は私は必要なんじゃないかなと思います。やっぱり人殺しておいて、従業員を、その後にもまた同じ、やり方は仕様書にのっかってやっているとってやっているとっていいんですけども、これ、やっている方素人なのかなというふうな考えちゃいます。もし自分の会社内にそういうことをやった経験のない方がいないようであれば、いろいろな下請さん、そういったところからそういう人を連れてくるのが本来ではあると思うんですけども、なかなかちょっとどうなのかなというふうには考えています。

先ほどの答弁からは多分変わらないと思うので、私はそういう意味ではしっかりとこの業者に関してはそれなりの罰則を与えて、なおかつしっかりと市のほうで、地元企業ですから、そういう意味では市のほうで指導じゃないですけども、そういったことも行っていかなければいけないのかなと。

なぜかっていうと、私、常々地元企業育成をして外に出て仕事をしてくださいというふうなお話で、地元企業は1ランクアップされてると思いますけれども、こういう業者の方が外に出て仕事をした場合、東大和のこの業者はこうなんだよって言われれば、その業者だけじゃなくてやっぱり東大和っていう名前がつくんですよ。そういう意味では顔に泥塗られる可能性もありますんで、外に出てしっかりと仕事をしてもらってもらうとって法人税を入れてもらう、これはこれをお願いしたいけれども、外に出るんであれば、それなりにし

っかりした、ちゃんと業として成している会社を外に出させるための市内業者育成をしていただきたいというふうには要望だけお伝えをしておきます。

この件は多分やってもいろいろと市のほうの考え方、または条例だったりそれなりの規則があってやっているといるところですから、ただ、規則に沿ってとなると、3月のときにも言わせていただきましたけど、人が死亡して3カ月、どうなんだろうなというふうには私は思っています。ある意味こういうものも見直しをしないといけないのかなというふうには思っていますので、今後しっかりと、市内業者育成するには構わないですけども、そういったものも徹底していただければなというふうに思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

災害時の対応と事前対応についてです。

4月に熊本地震があって、多くの方が今回一般質問の中でもやはり災害、防災に対してというようなことで質問をされてました。私から言うと、自然と戦うこと自体間違ってるというふうには思っております。やっぱり人間は自然と共存していかなきゃいけないんじゃないかなと。そうすると、じゃどういうことが言いたんだという話ですけども、耐震補強、何々、何々といったところで、やはり予想外のこって起きるんですよ。そういう意味では、家が倒れなくするためとか云々よりも、人間が生きてるためというところで考えると、それこそやっとなら日本にもシェルターという考えが出てくるのかなというふうに考えました。ただ、シェルターとなるとそれなりの金額になってきます。今いろいろな形で耐震補強、何々とやっていますが、やっぱり家全体で考えるのではなく、よくいる場所、寝てる場所または応接間とか、そういった一部が崩壊しない、そういう耐震の考え方をしていかなければ私はいけないんじゃないかなというふうに思って今回質問をさせていただきました。

今のところ、国に関しても、都に関してもそういう考えはありませんけれども、やはり今後大きな地震が連続して2回起きたということを考えると、3回起きる可能性だってありますし、4回起きる可能性だってあると思います。そういう意味では、やはりしっかりと命を守るためには大きな部分で家を何とかするのではなく、自分がいる場所、その場所だけでも何とかなるような、例えば鉄骨の柱だけがそこにあるとか、そういった耐震の補助制度を考えていただきたいなというふうに思うんですけども、まずこの点について伺いたします。

○総務部長（広沢光政君） 今御質問者からお話がありました件、つい先日もとあるラジオ放送でそういったことを防災の専門家が話をされていたということを知ったことが今よみがえりました。

確かに昔から言われているように、例えばおトイレですとか、それから玄関、こういったところは以外とはりが多かったり、柱が多かったりってことで家屋の中でも意外と安全な場所だというふうに言われております。今御質問者のお話あったとおり、家屋全体でなく1カ所をとというようなことも十分私としては理解しております。

その実際の補助云々については、今の段階ではやはり優先的に行わなきゃいけない部分というのもございますので、そちらをとという話になってまいります。そういったこともこれが確実に証明できるような何かあれば、私どものほうとしてもぜひそういったところについてはPRはしていきたいと思うんですが、今のところその裏づけというのがまだちょっととれてませんので、その辺はもう少し研究等はしていきたいというふうに思います。

○14番（関野杜成君） そういった補助に関しては市独自では多分できません、予算ありませんから。そうい

う意味では、日本全体やっばり地震国ですから、国としてやるという方向で持っていくために市のほうでいろいろ考えて、市長会で、そして知事会でというような方法で上げていただければなど。せっかく集めた税金を使って皆様方に補助という形で渡しているものであれば、それなりに有効に使えるものと、別に今までが有効じゃなかったというわけではございません。今までやってた中でやはりこれじゃだめだろう、こうしていかなくゃいけない、やはり変化は必要だと思いますので、そういった提言を市長会等で上げていただければなどというふうに要望をしておきます。

それと、家屋が倒れる云々というなお話もありましたけれども、通告でもあるように、避難通路というところなんです、私ちょっと時間なくて熊本には行けなかったんですけども、たまたま私の友人が熊本出身の人間が、建築業の人間とあとITの人間がいましたので、これから行くぞと言われたんで物資だけお願いをいたしました。そのときに、できればこういったどうなっているかも見てきてほしいというお話をしたところ、やっぱり建築の人間が言っていたのが、びっくりしたのが、テレビにも出てましたけれども、外壁、擁壁っていうんですかね、家の周りのブロック塀、あれがしっかりとってるところだと家が崩れてもちようどぶつかって道路側に家が倒れてない、そういう箇所が多くあったと。もちろん、こういう言い方も失礼なんです、小さな家というか、30坪、40坪ぐらいで擁壁と家に間が少ないところ、そういったところは擁壁がしっかりしてるところは擁壁が立ったままで家の崩れをとめていたというお話を聞きました。

私、その話聞いてちょっとまちなか歩いてみました。手でぐらぐらするような擁壁もあれば、鉄筋が入っていないんじゃないかというような擁壁もあります。また、あれ擁壁には多分何メートルごとに筋交いというのか縦のブロックを入れなくゃいけない、そういったいろいろな基準もあったりすると思うんですけども、擁壁に関しての基準に関してちょっと説明をお願いいたします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 建築基準法の施行令の中に補強コンクリートブロック造の塀についての設置の基準がございます。その中に数点ほど規定がございます、高さは2.2メートル以下とすること、壁の厚さですが、2メートルを超えるものにあつては15センチ以上とすること、2メートル以下の塀にあつては10センチ以上、また鉄筋の配筋、要所要所に鉄筋を入れるといったような規定もございます。

それと、先ほど控え壁のことがありましたけれども、長さ3.4メートル以下ごとに鉄筋を配した、配筋した控え壁を設置するということですね。それと、これは基礎の部分についても高さの5分の1以上突出させる、直角に高さの5分の1以上突出させるような構造とするというようなことが言われてます。また、基礎の丈は35センチ以上として、その基礎の部分、根入れの深さは30センチ以上とすることといったようなことがあります。また、鉄筋の端部、末端をかぎ状にする——フックのようにしてきちんと横筋だとか縦筋と結ぶんだというようなことですね、そういった規定がございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

実際、市内にあるそういったのっていうのは、例えば建物を建てる時にある程度の大きさであれば検査とつか、そういったのは市としてはやるのかどうか、ちょっとその点についてお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 建築基準に係ることでございますが、建築基準法の第6条の4に確認の特例に関する審査対象外の規定がございます。この規定は一定の技術水準などが確保される建築物について、手続の合理化と建築確認の迅速化を図る目的で定められておまして、一定の規模で建築士が設計する建築物や型式認定を受けた建築物につきましては審査を要しないというふうになっております。ただし、この特例を受けた

ものであっても、この法律に適合するように、基準に適合するようにするためには、建築士が自己の責任できちんと行うということが言われてるものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど、確認の特例。でも責任はその建築士ということですよ、何かあったときに。そういう意味では、建築士の方がしっかりしていれば、決算やるのに税理士が判こを押すのと一緒で、多分建築士の方が、その方がしっかりと責任を持ってやるということなんですけど、正直、蔵敷、芋窪を歩いたときに、やっぱりまだそれこそ筋交いというのか、控え壁というのがないところが、昔のやっぱりブロックだったりするとそういったのがなかったりというのがあります。

そういう意味では、そういうものを市としても避難通路、いろいろやってますけれども、各地域でも、そういった形で避難通路として地域の方に考えさせるのも一つですが、実際のところ、それ考えてるとき、多分そういった話も考えているのかどうかということになりますので、市内がどういう状況なのか、外壁に関して、擁壁に関して、その確認作業というのは市としては行うつもりがあるかどうか、この点についてお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話がありました確認作業っていうことでございますけども、昔から防災につきましては自助、共助、公助ということが言われてまいりまして、阪神・淡路のときから格言のように言われているのが、自助が7割、共助2割、公助は1割ということで、基本的には自助と共助が大幅に重要なものでありという認識があり、これまでに来ております。

そういう中で、私どもとしては今確認する作業は今のところ考えてございませんで、できる限り自助、共助の中で御自分たちで危険箇所を確認するような形での作業をしていただくように、自主防災組織の支援ですとか、さまざまな総合訓練とかの支援の中でその周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど私、控え壁の基準をお伝えしましたけれども、1点つけ加えさせていただきますが、高さ1.2メートル以下の塀にあってはこの基準が適用になっていないということです。そのような規定もございます。

また、道路管理者の立場からして、先ほど御質問いただきました確認的なところになりますけれども、明らかに危険が、ちょっとした揺れ等で倒壊の危険性があるといったようなときには、そのお宅に改善についてお願いに行くといったようなことは道路管理者の立場からしては可能です。ただ、市内網羅的にそういったところを見ているというようなことでは現状はございません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 市内、いろいろな職員の方が車で回ってると思います。前もちょっと立ち話でお話をさせていただいたんですけど、せっかく市内回っているんだったらもう少し周りを見てほしいなっていうのがあります。目的地に向かうだけじゃなくて、周りを見ながら、例えば穴があいてる、何をしている、道路に何か落ちてるとか、物が落ちてればある程度わかると思うんですけども、そういった形でそれメインで本来は見たいんですが、手がなければやはりそういった形で見ておいて、後々これはどうなんだろうというふうにしていただければなと思いますし、先ほど自助、共助というのがありましたけど、これ私、公助だと思うんですね。ある意味市のほうでそういった建築確認の特例をして、それでオーケーしてるんですよ。ということは、市側がオーケーしたものでなると、先ほどの1.2メートル以下のものに関してはしょうがないのかも

しれないけれども、それ以上のものに関しては一応設計の方がしっかりしているからいいやということで一応こういうふうに特例ができてるわけですから、そういう意味では、そういった道路の安全、避難通路の安全ですね、そういったものにするにはやはり市としても少しは携わったほうがいいのかなと私は思うんですけども、再度お願いいたします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市では、建築確認の事務を行ってないっていう部分はございますけれども、殊この防災関係、安全なまちづくりといったところでは、地域の防災性を高める上では大切なことだと認識しております。

今御指摘ございましたように、見る目、視点を少し変えてパトロール等当たることによりまして未然に防止することが可能になると思いますので、そういったことに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

もちろん、改修だったりそういうのは個人のいうところですけども、新堀地区とかああいったところ、塀が一個多分倒れれば全く通れなくなると思います、片方だけでもね。そういう意味では、やはりそういった場所、いろいろなところありますから、ここをこういう形ですと避難のときできませんよとか、そういった形で気づいたところにはお声かけをしていく、そういった形で今後の実際大震災が起こったときの市民の安全を確保してほしいなというふうには思っております。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす10日及び13日から16日までの5日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 5時21分 散会